石狩川下流域外減災対策協議会

雨竜川外地域部会（第６回）

資　　料

令和３年１月２９日

石狩川下流域外減災対策協議会　雨竜川外地域部会（第６回）

開 催 日：令和 3 年 1 月 29 日（金）
開催方法：書面会議

議　事　次　第

1. 石狩川下流域外河川の減災に係る取組方針の改定について
（札幌開発建設部　河川整備保全課）

2. 減災にかかわる関係機関の取組状況（関係機関及び市町村）
   1) 概ね 5 年で実施する取組
   2) 個別の取組
      - 札幌管区気象台
      - 滝川河川事務所
      - 札幌建設管理部、旭川建設管理部
      - 自治体

3. 情報提供（関係機関）
   - 札幌管区気象台
   - 札幌開発建設部　防災課
   - 札幌開発建設部　河川整備保全課
   - 国土地理院

4. 意見交換（関係機関及び市町村）
   テーマ①　要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題
   テーマ②　新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題等

5. その他

１．石狩川下流域外河川の減災に係る
取組方針の改定について

○「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく

石狩川下流域外河川の減災に係る取組方針

改定（案）

平成２８年１１月　４日
平成３０年　２月１９日改定
平成３０年　４月　１日改定
平成３１年　３月　８日改定
令和　２年　３月１９日改定
令和　３年　３月　○日改定

石狩川下流域外減災対策協議会

１．はじめに

石狩川では昭和 56 年 8 月上旬洪水において、石狩大橋地点での流量が戦後最大を記録する大洪水が発生した。この洪水により、浸水面積 614ｋ㎡（東京都の面積の約 1/3)、被害家屋 22,500 戸、死者 2 名の被害が発生したほか、ＪＲ・国道などの主要交通網のほか、電力や水道など流域全体でインフラの被害も発生し、その被害額は約 1,000 億円（昭和 56 年当時）となった。

また、平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。加えて、平成28年8月には、観測史上初めて１週間の間に３個の台風が北海道に上陸し、その１週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、石狩川水系空知川及び十勝川水系札内川で堤防が決壊するなど、記録的な大雨による被害が発生した。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

このような災害に対応するために、管内市町村と北海道、気象台、札幌開発建設部は、「水防災意識社会　再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 5 月 27 日に「石狩川下流水防連絡協議会　石狩川下流減災対策委員会」を設立し、平成 29 年 7 月には、新たな法定協議会として北海道・札幌市管理河川も対象河川とした「石狩川下流域外減災対策協議会」（以下「協議会」という。）に移行した。「外」とは、対象となる二級河川流域を示している。

協議会では、石狩川下流外流域（以下、「対象流域」という。）における水害での主な特徴を踏まえ、課題を抽出するとともに、関係機関による減災のための取組状況の共有を行った。

最大の課題は、対象流域には、北海道の中枢機能を担う自治体が多い一方で、昭和 56 年 8 月洪水規模の大洪水が発生した場合、広範囲にわたる浸水により行政機能を失う可能性があることである。また、札幌市など高度に発展した都市では地下街等を含め甚大な影響が生じる可能性がある。さらに平成 28 年 8 月には、台風 10 号による大雨により、石狩川水系空知川で堤防が決壊するなど、減災に向けた喫緊の取組が必要となっている。

以下に、対象流域の氾濫時に想定される主な特徴を記載する。

〇低平地を流れる石狩川や合流する支川では、上流や周辺地域に降った雨が集中し、高い河川水位が長時間に及ぶことから氾濫の危険性が高く、さらに、広範囲かつ数多くの箇所で同時に浸水被害が発生する可能性がある。
〇河川の延長が長く、堤防を含め整備中の箇所も多く、多地点での水防活動を想定す

る必要がある。

〇北海道の経済、文化、産業の中心である自治体が多く、また、日本有数の穀倉地帯を有していることから、浸水による被害が甚大となる可能性がある。更に、市町村を結ぶＪＲ、北海道縦貫自動車道、国道などの主要交通網が集中しており、それらが寸断した場合の社会的な影響も甚大となる。

〇高度に発達した市街地では、地下空間など都市機能への影響が非常に大きい。
特に札幌市などでは、氾濫水は短時間で市街部や広大な地下空間に及ぶため被害が甚大になる可能性がある。

〇北海道及び札幌市が管理する中小河川は、降雨から流出までの時間が短く、時間あたりの水位上昇量が大きい特徴があり、一度水が溢れると河川周辺に甚大な被害をもたらす可能性がある。

これらの課題に対し、協議会では、『広域かつ長期の氾濫に備え、また都市機能の被害を軽減するために、流域タイムライン等のソフト対策により、「大規模氾濫に備えた迅速・確実な避難」・「北海道の中枢を担う石狩川下流域外の社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標として定め、国管理河川は令和２年度、北海道・札幌市管理河川は令和３年度までに避難勧告の発令等を担う市町村と、河川管理者である道、国が一体となって行う取組内容をとりまとめた。

取組内容として、堤防整備・河道掘削などの「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」や堤防構造の工夫による「危機管理型ハード対策」に加え、ソフト対策を実施する。主なソフト対策の取組は以下の通りである。

〇平成 28 年の台風被害も踏まえ、未指定の河川における水位周知河川等への指定、浸水想
定区域図の公表、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成を早期に進める。

〇洪水が広範囲に及ぶ想定最大規模の洪水等を考慮した流域タイムラインを作成し、隣接した市町村の境界を越えた情報伝達方法や広域避難の計画について検討する。

〇要配慮者利用施設と連携した情報伝達訓練並びに避難訓練を実施するとともに、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援を実施する。

〇住民の水防災に対する意識啓発のため、S56 洪水等の広報の充実や、小学生を対象とした防災教育の実施を図るとともに、全ての流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」を実施する。

〇社会経済活動の早期再開、国道途絶による影響の最小化に資するべく、開発局保有の排水ポンプ車や排水機場、消防の保有ポンプを連携して活用した排水計画を作成し、訓練を実施する。

〇高度に発達した地下空間の浸水等から人命を守り被害を軽減するため、札幌市街地における内水による浸水想定区域図の検討や、地下街での避難確保・浸水防止計画の作成に向けた取組を行う。

本資料は、協議会規約第 4 条に基づきとりまとめたものである。

２．協議会の構成員

協議会の参加機関及び構成員は、以下の通りである。

参加機関	構成員
市町村	札幌市長　南幌町長 江別市長　奈井江町長 千歳市長　由仁町長 恵庭市長　長沼町長 北広島市長　栗山町長 石狩市長　月形町長 当別町長　浦臼町長 新篠津村長　新十津川町長 岩見沢市長　妹背牛町長 美唄市長　秩父別町長 芦別市長　雨竜町長 赤平市長　北竜町長 三笠市長　沼田町長 滝川市長　幌加内町長 砂川市長　上富良野町長 深川市長　中富良野町長 富良野市長　南富良野町長 夕張市長　歌志内市長 上砂川町長
北海道電力株式会社	水力部長
北海道警察	警備部長 旭川方面本部警備課長
北海道	石狩振興局長 空知総合振興局長 上川総合振興局長 空知総合振興局副局長（建設管理部担当） 上川総合振興局副局長（建設管理部担当）
気象台	札幌管区気象台長 旭川地方気象台長
北海道開発局	札幌開発建設部長

３．対象流域の概要と主な課題

■流域及び河川の特徴

石狩川は、その源を大雪山系の石狩岳（標高 1,967m）に発し、渓流を集めながら層雲峡の渓谷を流下して上川盆地に至り、旭川市街で牛朱別川、忠別川等を合流し、神居古潭の狭さく部を下って、石狩平野に入り、雨竜川、空知川、幾春別川、夕張川、千歳川、豊平川などの多くの支川を合わせ、石狩市において日本海に注ぐ、流域面積 14,330㎢（全国 2 位）、幹川流路延長 268㎞（全国 3 位）の一級河川である。

その内、石狩川下流は、神居古潭下流の神納橋地点より下流で、上記の主要支川に加え尾白利加川、徳富川、奈井江川、美唄川、須部都川、篠津川及び当別川などの支川を合わせて流れ、その幹川流路延長は 149㎞ の河川であり、流域は以下の特徴を有する。

① 下流域では、石狩川が低平地を流れ、上流や周辺地域に降った雨が集中し、高い河川水位が長時間継続する。
また、合流する支川も低平地を流れており、本川の影響を受けて、高い河川水位が長時間継続する。

② 豊平川は急流河川であり、その扇状地に形成された札幌市の中心部を貫流している。豊平川が氾濫した場合には、氾濫水は短時間で市街部や広大な地下空間に及ぶため、道都・札幌市の都市機能への影響が非常に大きい。

また、新川等の中小河川は、流域面積が小さいため、河川延長が短く、川幅も狭くなっているほか、降雨から流出までの時間が短く、時間あたりの水位上昇量も大きい。

■過去の水害と河川改修の状況

昭和 56 年 8 月には2つの大きな洪水があった。8 月上旬洪水では、石狩川・石狩大橋地点での流量が戦後最大（11,330m^3/s）を記録する大洪水となり、中下流部の低平地において内外水氾濫により浸水面積は 614km^2、被害家屋 22,500 戸、死者 2 名、被害額 約 1,000 億円の甚大な被害が発生した。このためダム及び遊水地の整備を実施し、流下能力確保のための堤防及び河道の整備、新水路の掘削などを実施した。また、特に破堤等による被害が大きかった区域について激甚災害対策特別緊急事業により、堤防、護岸、河道掘削、排水機場等を整備した。

また 8 月下旬洪水では、豊平川・雁来地点での流量が戦後最大（1,417m^3/s）を記録する大洪水となり、低平地の浸水、高速の乱れた流れによる高水敷や河岸の被災、上流部での土砂災害により、被害家屋は 12,200 戸に及んだ。

石狩川下流では、平成 19 年までに河川整備計画を策定し、対象期間を概ね 30 年とする河川整備の当面の目標を決定し、主に以下の対策を実施している。

・堤防の必要な断面が確保されていない区間の堤防整備
・河道断面が不足している区間の河道掘削
・洪水時の流量を調整するための千歳川遊水地群、北村遊水地の整備
・下流域の洪水被害軽減のための夕張シューパロダム、新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの整備

・迅速な水防活動や災害時の緊急復旧活動のための水防拠点等の整備

また、北海道・札幌市においても、一級河川では石狩川水系の河川整備計画を策定し、二級河川では新川水系等の河川整備計画を策定している。各整備計画の対象区間、対象期間において、河川整備の当面の目標を決定し、主に以下の対策を実施している。

・堤防の必要な断面が確保されていない区間の堤防整備
・河道断面が不足している区間の河道掘削
・洪水時の流量を調整するための望月寒川放水路トンネル、流域貯留施設の整備
・下流域の洪水被害軽減のための当別ダム、徳富ダムの整備

■石狩川下流域の社会経済等の状況

石狩川下流域は、北海道の面積の約 1/8 を占め、人口は北海道の約 50%の 270 万人が居住しており、流域内人口の約 5 割が想定氾濫区域内に住んでいる。

また、石狩川下流域は、我が国の食糧供給基地である北海道でも有数の穀倉地帯を形成しており、主な農作物である、水稲やそばは、石狩川下流域で全道の約 50%の生産量を占めている。

河川沿いに北海道の経済、文化、産業の中心である自治体の市街地が位置しており、主要都市を結ぶJR、北海道縦貫自動車道、国道など主要交通網が多数存在している。

■石狩川下流域での主な課題

石狩川下流域は、広大な低平地が氾濫原であり、昭和 50 年洪水では 292㎢、昭和 56 年 8 月洪水では 614㎢にも及ぶ浸水面積となった。その際に、石狩川や支川など多地点で溢水や破堤が発生したため、下記の点が課題として挙げられる。

＜流域に低平地が広がり、広範囲に渡り氾濫が発生＞

〇低平地を流れる石狩川や合流する支川では、高い河川水位が長時間に及ぶことから氾濫の危険性が高く、さらに広範囲かつ数多くの箇所で同時に氾濫が発生する可能性があるため、広域的に連携した対応が必要である。

＜長大な堤防を有し、洪水継続時間が長い＞

〇河川の延長が長く、堤防を含め整備中の箇所も多く、多地点での水防活動を想定する必要がある。また、石狩川下流域では泥炭性の軟弱地盤が広く分布しおり、堤防機能の確保のため長期間にわたり適正な管理が必要である。

＜北海道の中枢機能を担う自治体が浸水＞

〇北海道の経済、文化、産業の中心である自治体が多く、浸水により行政機能を失う可能性がある。昭和 56 年の洪水ではＪＲや国道の通行止めが 1 週間に及ぶなど復旧に時間を要し、経済や産業活動へ影響があったことを踏まえ、それらの影響の軽減に資する取組を検討する必要がある。

＜高度に発達した市街地の浸水等により道都・札幌市の都市機能へ甚大な影響が発生＞

○豊平川が氾濫した場合には、氾濫水は短時間で市街部や広大な地下空間に及ぶため、人命を守る対応が必要である。また交通網など道都・札幌市の都市機能への影響が非常に大きく、迅速な情報収集・伝達や対応が不可欠である。

これらの課題に対して、本協議会では石狩川下流域外の大規模水害に対し「大規模氾濫に備えた迅速・確実な避難」、「北海道中枢を担う石狩川下流域外の社会経済被害の最小化」を目指すこととして、取組内容について検討を行った。

４．現状の取組状況等

石狩川下流域外における減災対策について、各構成員が現在実施している取組及び、取組に対する課題を抽出した結果、概要は以下の通りである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
洪水時における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と共同で実施している。（札幌開建、札幌管区気象台、旭川地方気象台、札幌建管） ○ 重大な災害が発生するおそれがある場合には、札幌開発建設部、札幌建設管理部、旭川建設管理部から市町村長に情報伝達（ホットライン）をしている。（札幌開建、札幌建管、旭川建管、37 市町村） ○ 北海道水防計画の規定に基づき、水防警報、水位周知、雨量及び水位情報の伝達を行っている。（石狩振興局、空知総合振興局、上川総合振興局、札幌建管、旭川建管）	
	● 洪水予報等の防災情報の持つ意味や、防災情報を受けた場合の対応についての住民等の認識が不十分であることが懸念される。	A
	● 防災情報が、受け手側には分かりにくく、時間的に余裕のない中での適切な判断、行動に結びつかないことが懸念される。	B
避難勧告等の発令基準	○ 避難勧告等の発令等に着目したタイムラインを作成している。（札幌開建、札幌管区気象台、32 市町村） ○ 特別警報・警報・注意報を発表している（警報期間、注意期間、ピークの時間、最大雨量などの予測値を発表）。（札幌管区気象台、旭川地方気象台） ○ 避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発表している。（37 市町村） ○ 避難勧告発令の目安となる土砂災害警戒情報を気象台と共同で発表している。（札幌建管、旭川建管）	
	● タイムラインを踏まえた地域防災計画の見直し等を通じて、より実効性のある防災体制の構築が求められる。 ● 基準水位観測所の受け持ち区間を対象に避難勧告等を発令すると、避難対象地域が必要以上に広範囲となる傾向があるため、住民の避難行動に結びつかないおそれがある。	C

項目	現状と課題	
避難場所・避難経路	○ 浸水想定区域図を公表し、市町村長に通知している。（札幌開建、札幌建管、旭川建管） ○ 市町村の災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について支援している。（石狩振興局、空知総合振興局、上川総合振興局） ○ 浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し浸水範囲、避難所、避難場所を周知している。（37 市町村）	
	● 浸水想定区域が設定されていないことや浸水想定区域図等に記載された浸水深等の情報がリスクとして充分に認識されていないことが懸念される。	D
	● 避難経路を指定していないため、いざという時に避難路が浸水しているなど、適切に行動できないことが懸念される。	E
	● 一部自治体では、市街地の大部分が浸水する可能性があるため、多くの避難者が集中した場合には、避難場所施設が不足することが懸念される。	F
	● 地形が平坦かつ広域なため安全な避難施設までが遠い。また高い建物が無く垂直避難が困難な地域の避難場所の確保が懸念される	G
	● 自治体をまたぐ被災が想定され、広域避難の準備不足が懸念される。	H
	● 近傍の避難所施設が使用不可能な場合、国道の浸水により市街部等への避難路が確保できないことが懸念される。	I

項目	現状と課題	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 河川水位、洪水予報及びライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じて伝達している。（札幌開建、札幌管区気象台、旭川地方気象台、札幌建管、旭川建管） ○ ダムからの初期放流時は、警報装置の吹鳴や警報車による河川パトロールを実施している。（札幌開建、札幌建管、北海道電力） ○ ダムの放流開始時、洪水時等の定められた時期に地元地域（市役所・消防・警察等）に通報（FAX 等）している。（札幌開建、札幌建管、北海道電力） ○ 河川情報システム等で収集した雨量・河川水位等の情報を国土交通省のＨＰ（川の防災情報）に提供しているほか、北海道の HP にも掲載している。（札幌建管、旭川建管） ○ 災害の情報について HP 等を通じて伝達している。（37 市町村）	
	● 高気密性住宅が多いことに加え、風雨などの騒音等により、音声による情報の聞き取りが困難となることが懸念される。	J
	● 高齢者など一部の住民に伝わっていない可能性がある。また、文字・水位情報ではわかりにくく、伝えたい情報が正しく伝わっていないことが懸念される。	K
	● 避難場所への情報伝達が確立されていないことにより避難場所において情報不足に起因するトラブル（２次避難の遅れ等）が発生することが懸念される。	L
避難誘導体制	○ 避難誘導は地域防災計画等に基づき市職員、警察、消防等が実施する。（37 市町村）	
	● 水防団員が減少傾向にあるため、避難誘導時の人員が不足することが懸念される。	M
	● 要避難者が広域に点在する地域での避難誘導の遅れが懸念される。	N
	● 市職員、警察、消防等、それぞれが避難誘導等を実施することから、適切な情報共有等が必要である。	O

③ 水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をホームページやテレビを通じ伝達している。（札幌開建、札幌管区気象台、旭川地方気象台、札幌建管、旭川建管） ○ 基準観測所の水位により水防警報を発表している。（札幌開建、札幌建管、旭川建管） ○ 札幌開発建設部ヘダムの情報（水位、流入量、放流量等）を常時提供している。（北海道電力） ○ 河川情報システム等で収集した雨量・河川水位等の情報を国土交通省のＨＰ（川の防災情報）に提供しているほか、北海道の HP にも掲載している。（札幌建管、旭川建管） ○ 河川管理者、気象庁及び振興局からの発表等に基づき、消防等や住民に対して、必要な行動を指示している。（37 市町村） ○ 北海道水防計画の規定に基づき、水防警報、雨量及び水位情報の伝達を行っている。（石狩振興局、空知総合振興局、上川総合振興局）	
	● 情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。また文字・水位情報のみではわかりにくく、伝えたい情報が正しく伝わっていないことが懸念される。	P
河川巡視の実施状況	○ 平時に水防活動の効率化を図るため、関係機関と水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施している。（札幌開建、石狩振興局、空知総合振興局、上川総合振興局、27 市町村） ○ 平常時・出水時の巡視のほか、出水期前には重要水防箇所等の洪水に対してリスクが高い区間の点検･巡視を実施している。（札幌建管、旭川建管） ○ 出水時には水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。（札幌開建、札幌建管、旭川建管、37 市町村）	
	● 河川巡視で得られた堤防や河川水位の状況等の情報の共有等をさらに進める必要がある。	Q
水防資機材の整備状況	○ 水防資機材は各関係機関で事務所・水防拠点等に保有している。（札幌開建、石狩振興局、空知総合振興局、上川総合振興局、札幌建管、旭川建管、37 市町村）	
	● 各関係機関の水防資機材保有状況を共有し、充実を図る必要がある。	R

項目	現状と課題	
水防活動及び減災への取組み	○ 「北海道地域防災マスター」を積極的に取得し、防災体制の強化に努めている。(21 市町) ○ 自助・共助による災害に強い地域作りを目指し、自主防災組織の結成に取り組んでいる。(35 市町村) ○ 災害発生時に地域で相互に協力できるよう、防災訓練を実施している。(37 市町村)	
	● 水防団員と消防団員が兼務となっており、水防活動に関する専門的な知識等を習得する機会が少なく、量的にも質的にも増加している作業を的確にできないことが懸念される。	S
その他	○ 各市町村では災害時応援協定を締結(別紙-1)している。(37 市町村)	

④ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 水防体制強化のため、水防資機材を活用し、関係機関が連携した水防訓練を実施している。（札幌開建、石狩振興局、空知総合振興局、上川総合振興局、札幌建管、旭川建管、19 市町村） ○ 樋門の操作点検を出水期前に実施している。（札幌開建、札幌建管、旭川建管、札幌市、滝川市、南富良野町） ○ 排水機場による排水活動を受託し、内水排除対策を実施している。（札幌開建、札幌市、滝川市） ○ 水防資機材は事務所・水防拠点等に保管しており、非常時においては水防団体等へ貸し出しが可能である。（札幌開建、石狩振興局、空知総合振興局、上川総合振興局）	
	● 今後想定される大規模浸水に対しては、排水施設や排水資機材の効率的・効果的な活用による早期の社会機能回復が求められる。	T
	● 樋門操作員（樋門水位観測員）の高齢化等で人員が不足する傾向のため操作遅れ等が懸念される。	U
	● ポンプ・資機材等の非常時の相互支援方法が十分確認されていないことが懸念される。	V
既存ダム・遊水地における洪水調節の現状	○ ダム流域内総雨量とダム流入量が基準に達した場合、洪水警戒体制に入り、ダム下流の関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知している。（札幌開建、札幌建管） ○ 洪水吐からの放流前にダム下流において、警報局のサイレン及び警報車による巡回を行っている。（札幌開建、札幌建管） ○ 遊水地への洪水流入時は、関係機関に対して「洪水警戒体制」を通知するとともに、周辺住民に対して河川情報表示板やスピーカーで周知を実施している。（札幌開建、札幌建管）	

⑤ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○ 堤防の必要な断面が確保されていない区間の堤防整備や、河道断面が不足している区間の河道掘削、それらの河川流域で流域貯留施設整備を実施している。（札幌開建、札幌建管、旭川建管、札幌市） ○ 洪水時の河川水位を低減するための遊水地や、下流域の洪水被害軽減のためのダムの整備を実施している。（札幌開建、札幌建管） ○ 迅速な水防活動や災害時の緊急復旧活動のための水防拠点等の整備を実施している。（札幌開建、札幌建管、旭川建管） ○ 堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型の河川整備を実施している。（札幌開建、札幌建管、旭川建管）	
	● 河道断面の不足及び計画断面に対して高さや幅が不足している区間があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ● 急流河川であり、洪水時はエネルギーの大きな高速流による河岸浸食等の被害が生じやすい。（豊平川） ● 流域に低平地が広がり、洪水時には石狩川本川の高い水位の影響を長時間受けるため、内外水の氾濫により、広範囲かつ長時間にわたる浸水被害の発生が懸念される。（千歳川） ● 河川と並行して市町村を結ぶ JR や国道などの主要交通網があり、浸水による交通の分断や集落の孤立化のおそれがある。（雨竜川、空知川）	W

５．減災のための目標

円滑かつ迅速確実な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して~~国管理河川では~~令和~~２~~７年度~~、北海道・札幌市管理河川は令和３年度~~までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【５年間で達成すべき目標】

広域かつ長期の氾濫に備え、また都市機能の被害を軽減するために、流域タイムライン等のソフト対策により、「大規模氾濫に備えた迅速・確実な避難」「北海道の中枢を担う石狩川下流域外の社会経済被害の最小化」を目指す

【目標達成に向けた４本柱】

石狩川下流域外において水災害防止を目的として河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施。

（１）大規模な洪水氾濫に対して、広域的な連携を含む円滑かつ確実な避難行動のための取組

（２）多数の箇所での長期間の活動に備える社会経済被害軽減のための的確な水防活動に関する取組

（３）広域かつ長期の浸水被害に対する社会経済活動の早期復旧のための取組

（４）高度に発達した市街地や地下空間への浸水等から、人命を守り被害を軽減するための迅速な避難や早期復旧に向けた取組

６．概ね５年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

１）ハード対策の主な取組

堤防整備等が途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、高齢者等に配慮した、避難行動のための確実な情報伝達に資するツールが不足している。以上を踏まえたハード対策における主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
① 堤防整備	W	継続	札幌開発建設部 2 建設管理部
② 河道掘削・河道内伐木	W	継続	札幌開発建設部 2 建設管理部 札幌市 江別市
③ 流域貯留施設整備	W	継続	札幌市
④ 遊水地整備	W	継続	札幌開発建設部
⑤ 幾春別川ダムの早期完成	W	継続	札幌開発建設部
■大規模水害による壊滅的な被害を軽減する対策			
① 各河川での危機管理型ハード対策の実施（堤防天端の保護、堤防法尻の補強）	W	~~平成 28 年度~~ 継続	札幌開発建設部 完了 2 建設管理部
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
① 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報を提供するためのシステム構築	J, K	~~平成 28 年度~~ 継続	札幌開発建設部 2 気象台
② 洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	J, K	~~平成 29 年度~~ 継続	札幌開発建設部 2 気象台
③ 防災行政無線の改良や防災ラジオ等の活用検討	J, K, P	~~平成 28 年度~~ 継続	7 市町 完了 ~~17~~ 29 市町村

④ 水害リスクが高い箇所に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	C	~~平成 28 年度~~ 完了	札幌開発建設部 2 建設管理部

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
⑤ 迅速な水防活動を支援するための水防資機材の整備	R	継続	札幌開発建設部 3 振興局 2 建設管理部 2 市 完了 ~~37~~ 35 市町村
⑥ 水防活動等の迅速化、水害対策に活用出来るハードの整備	S,W	~~平成 29 年度~~ 継続	~~今後予定（市町村）~~ 1 市 完了 36 市町村

2）ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 大規模な洪水氾濫に対して、広域的な連携を含む円滑かつ確実な避難行動のための取組

石狩川下流域は、低平地を流れる本川や合流する支川では高い河川水位が長時間に及ぶことから氾濫の危険性が高く、さらに広範囲かつ数多くの箇所で同時に発生する可能性があることから、近隣市町村との広域避難などの連携が求められる。また、災害時要配慮者利用施設も含め、広範囲の浸水が想定されることから、早期かつ確実な情報提供が求められる。さらに昭和 56 年洪水から 35 年が経過し、水害についての意識の薄れから防災情報や水害リスクについての認識不足が懸念される。これらを踏まえて、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図の作成や流域タイムラインの作成など、流域の減災を図るソフト対策の主な取組は以下のとおり実施する。

なお、平成 28 年の台風被害を踏まえ、空知川の南富良野町幾寅地区において、未指定区間における水位周知河川等への指定、浸水想定区域図の公表、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成など、住民の避難を促すためのソフト対策を進める。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
① 避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	C	~~平成 27 年度~~ 継続	札幌開発建設部 2 気象台 完了 ~~2~~ 札幌建設管理部 旭川建設管理部 完了 空知総合振興局 22 市町 完了 ~~37~~ 15 市町村
② 洪水が広範囲に及ぶ想定最大規模の洪水等を考慮した流域タイムラインを作成し、市町村の境界を越えた広域避難の計画や情報伝達について検討	C	~~平成 28 年度~~ 継続	札幌開発建設部 2 気象台 3 振興局 北海道電力 北海道警察 2 市町 完了 ~~37~~ 35 市町村
③ 自治体との事前協議も含めた分かりやすい洪水予報伝達文への改良	C,K	~~平成 28 年度~~ 継続	札幌開発建設部 2 気象台 札幌建設管理部
④ 水位周知河川等に未指定の区間について、指定等を実施	D	~~平成 28 年度~~ 継続	札幌開発建設部 2 建設管理部
⑤ 流域タイムラインを用いた洪水時の市町村機能を確保する対策（災対本部の移設等）の検討	F,H	~~平成 28 年度~~ 継続	5 市町 完了 ~~37~~ 32 市町村
⑥ 円滑に避難行動を実施するための避難計画の作成	N	継続	~~3~~ 37 市町村
⑦ 情報伝達手段の多重化としてのコミュニティーFM 放送等との連携の検討	J,K,L	継続	札幌開発建設部 2 市町 完了 ~~22~~ 35 市町村

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
① 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	D	~~平成 28 年度~~ 継続	札幌開発建設部 2 建設管理部
② 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良と周知	D, E, F, G, I	~~平成 29 年度~~ 継続	札幌開発建設部 札幌管区気象台 20 市町村 完了 17 市町村
③ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	D, E, F, G, I	~~平成 29 年度~~ 継続	札幌開発建設部 1 町 完了 ~~13~~ 32 市町村
④ 水害リスクが高い箇所について、水防団、自治会等との共同点検を実施	D, Q	継続	札幌開発建設部 37 市町村
⑤ 警報・注意報発表時の「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象になる可能性」の情報提供	B, K	~~～平成 29 年度~~ 完了	2 気象台
⑥ 市民等を対象とした防災教育の実施、防災意識の啓発	A, D, E	継続	札幌開発建設部 2 気象台 3 振興局 北海道警察 37 市町村
⑦ 自治体首長が参加する水防災訓練を実施し、その実施結果を踏まえた流域タイムライン等の見直し・修正	C, O	~~平成 28 年度~~ 継続	1 町 完了 ~~37~~ 36 市町村
⑧ 全ての流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」の継続実施	A, O	継続	札幌開発建設部 2 気象台 3 振興局 37 市町村
⑨ 住民の水防意識啓発のため、S56 洪水等の広報の充実	A	~~平成 28 年度~~ 継続	札幌開発建設部 3 振興局 37 市町村
⑩ ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	K	継続	札幌開発建設部 札幌建設管理部 北海道電力 ~~21~~ 26 市町

② 多数の箇所での長期間の活動に備える社会経済被害軽減のための的確な水防活動に関する取組

堤防の整備が遅れている箇所も多く、広範囲かつ堤防延長も非常に長いため、多地点での水防活動を想定する必要があることから、的確な水防活動に資する水防団との連携強化や、人員・資機材の充実のための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組			
① 市町村向け川の防災情報による河川水位や排水ポンプ場情報の共有	P	継続	札幌開発建設部 2 建設管理部 37 市町村
② 水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	Q	継続	札幌開発建設部 2 建設管理部 1 町 完了 ~~34~~ 36 市町村
③ 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	D	~~平成 28 年度～~~ 継続	5 市町 完了 ~~35~~ 32 市町村
④ 流域タイムラインを活用した水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施や多様な主体による水防活動の検討	C,S	継続	3 市 完了 ~~37~~ 34 市町村
⑤ 水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	S	継続	札幌開発建設部 2 建設管理部 北海道警察 ~~36~~ 37 市町村
⑥ 広報や勧誘などの活動による水防団員数の確保	M	継続	~~23~~ 37 市町村

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組			
① 流域タイムラインを活用した要配慮者利用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の検討及び要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援の検討	N	継続	札幌開発建設部 2 気象台 北海道警察 1 町 完了 ~~37~~ 36 市町村
② 要配慮者利用施設、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	~~平成 29 年度～~ 継続	札幌開発建設部 2 気象台 3 振興局 ~~13~~ 37 市町
③ 高齢者の避難行動の理解推進に向けた取り組みの推進	N	新規	札幌開発建設部 2 気象台 3 振興局 37 市町村
④ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成・訓練の実施	N	新規	札幌開発建設部 2 気象台 3 振興局 37 市町村

③ 広域かつ長期の浸水被害に対する社会経済活動の早期復旧のための取組

社会経済活動の早期再開、国道等の途絶による影響の最小化に資するべく、排水活動の強化や緊急的な災害復旧工事の強化について、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■排水活動の強化に関する取組			
① 市町村向け川の防災情報による排水ポンプ場情報の共有	P	継続	札幌開発建設部 37 市町村
② 想定最大規模の洪水を想定した排水計画の検討	T,U,V	~~平成 29 年度～~~ 継続	札幌開発建設部
③ 排水ポンプ車等による訓練の実施	U	継続	札幌開発建設部 ~~24~~ 37 市町村
■緊急的な災害復旧工事に向けた取組強化			
① 堤防決壊シミュレーションによる現地条件を考慮した効果的な災害復旧方法の検討	W	継続	札幌開発建設部
② 堤防決壊シミュレーションにおける堤防天端を活用した緊急輸送路の活用検討	W	継続	札幌開発建設部

④ 高度に発達した市街地や地下空間への浸水等から、人命を守り被害を軽減するための迅速な避難や早期復旧に向けた取組

豊平川が氾濫した場合には、氾濫水は短時間で市街部や広大な地下空間に及ぶため、都市機能への影響が非常に大きいことから、以下のとおり検討を実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■市街地や地下空間への浸水からの迅速な避難や早期復旧に関する取組			
① 関係機関による内水による浸水想定区域図の検討	D	~~平成 28 年度~~ 継続	札幌開発建設部 札幌市
② 地下街における避難確保・浸水防止計画が未作成・未実施の所有者（管理者）への作成に向けた取組み	D	継続	札幌市
③ 流域タイムラインを活用した市街地や地下空間における事前の防災行動に向けた関係機関との調整及び検討の実施	―	~~平成 29 年度~~ 継続	札幌開発建設部 札幌管区気象台 石狩振興局 札幌市

７．フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針について、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

石狩川下流域については、最大の支川である空知川の流域面積は 2,618㎢ に及ぶ等、主要支川の流域面積は他の１級水系に相当し、本川及び主要支川毎に流域自治体の人口構成、土地利用、及び氾濫特性が異なる。

代表的なものを示すと、例えば道都札幌市を貫流する豊平川においては、急流河川ゆえに洪水時には高速流の発生が懸念されており、河岸浸食による被害を最小化するための水防活動の強化や、堤防上の幹線道路の安全確保について、道路管理者との連携を図ることが必要である。また、札幌市の中心市街地が豊平川扇状地に広がっていることから、高速の氾濫流が、広い地下空間を有する高度に発達した市街地へ流入するおそれがある。国内外からの多数の観光客の来訪も考慮した、安全確保に向けた取組が不可欠である。

また、広大な低平地に市街地と農業地帯を有する石狩川本川においては、洪水時には高い水位が長時間に及ぶことから、また支川の千歳川においては河床勾配が緩く、洪水時に石狩川本川の高い水位の影響を、他に例が無い約 40Km の長い区間にわたり長時間受ける特性を持つことから、内外水の氾濫により、広範囲かつ長時間にわたる浸水被害の発生が懸念される。

上流での水位及び自治体の対応を住民の避難行動に繋げる取組や、行政機能を喪失する程の広範囲に及ぶ浸水に備えた住民への情報伝達方法の検討、また隣接市町村も対象とした避難場所・避難経路の見直しが必要である。加えて、効率的な排水活動による資するための排水系統・排水施設情報の共有および、排水資機材の配置を含めた排水計画の作成も有効である。

さらに、支川の空知川、雨竜川及び幾春別川の中上流部では、山に挟まれた谷底平地に集落が分散して位置しており、大規模氾濫によりその大半が浸水した場合は、近傍で利用可能な避難経路及び避難所施設が限定されるおそれがある。加えて、幹線道路の浸水に伴い集落が孤立し、社会経済活動の早期復旧が妨げられる懸念がある。近年は、高齢者も多くなっていることから、確実な避難行動を促すための分かりやすい情報提供等が必要である。

以上のように、大規模氾濫時に想定される課題や、重点的に推進すべき取組内容も地域単位で異なると想定されることから、主要支川毎に設置した各部会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況の確認と、必要に応じて取組方針の見直しを行うこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

改訂履歴

策定・改訂日	内容の概要
平成 28 年 11 月 4 日	取組方針の策定
平成 30 年 2 月 19 日	水防法の一部改正を踏まえた組織構成等の見直し（法定協議会として位置付け）に伴う変更
平成 30 年 4 月 1 日	取組機関の更新
令和 2 年 3 月 19 日	改元に伴う変更
令和 3 年 ●月●日	5 年間完了に伴う取組内容の見直し

２．減災にかかわる関係機関の取組状況

２－１）　概ね５年で実施する取組

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新　赤字：今年度（4月）更新　青字：今年度（11月）更新　／ 該当無し　－ 未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	札幌開発建設部		札幌管区気象台		旭川地方気象台		札幌建設管理部		空知総合振興局		旭川建設管理部		上川総合振興局		北海道電力		北海道警察	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1・ハード対策の主な取組																					
1)洪水氾濫を未然に防ぐ対策	①～⑤	堤防整備、河道掘削、河道内伐木、流域貯留施設整備、遊水地整備、幾春別川ダムの早期完成等	W	・堤防整備、河道掘削及び河道内伐木を実施 ・雨竜川ダム再生事業の調査検討	継続					・堤防整備、河道掘削及び河道内伐木を実施	継続			・堤防整備、河道掘削及び伐木、護岸工等を実施	継続						
2)大規模水害による壊滅的な被害を軽減する対策	①	各河川での危機管理型ハード対策の実施（堤防天端の保護、堤防法尻の補強）	W	・堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型ハード対策（天端保護工）を継続	H28→R2予定					・堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型ハード対策（天端保護工）を継続	H29→R3予定										
3)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	①	住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報を提供するためのシステム構築	J、K	・川の防災情報、河川リアルタイム情報のスマートフォンによる利用 ・水害リスクラインのHP公開 （R2出水期までに）	H28→R2予定	今後の雨の予報を、これまでの6時間先から15時間先までに延長するよう改善を実施（H30.6） ・洪水害発生の危険度の高まり等を地図上に表示する「危険度分布」を、スマートフォン等の位置情報機能を活用し、自分のいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示できるよう改善を実施（H30.8） ・台風の接近等による大雨等により顕著な災害の発生が想定される、あるいは既に発生している際に、気象庁が持つ危機感をより効果的に伝えるために、気象庁防災情報Twitterアカウントを新たに開設し運用を開始（R1.10） ・より多くの方に気象庁の危機感を伝えるため、YouTubeを利用した「緊急記者会見」のライブ中継を開始（R2.3）	H30→継続 R1→継続 R2→継続	・スマートフォン等で閲覧できる今後の雨の予報を、これまでの6時間先から15時間先までに延長するよう改善を実施。（H30.6） ・洪水害発生の危険度の高まり等を地図上に表示する「危険度分布」を、スマートフォン等の位置情報機能を活用し、自分のいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示できるよう改善を実施。（H30.8） ・台風の接近等による大雨等により顕著な災害の発生が想定される、あるいは既に発生している際に、気象庁が持つ危機感をより効果的に伝えるために、気象庁防災情報Twitterアカウントを新たに開設し運用を開始。（R01.10）	H30→継続 R01→継続										
	②	洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	J、K	・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信の実施。 （警戒レベルほか配信文を更新：R1）	H29→R1	・「危険度分布」における危険度の高まりをプッシュ型で通知するサービスを、気象庁の協力の下で民間の協力事業者が開始。通知サービスでは、ユーザーが登録した地域における危険度の変化に気付くことができるように、スマートフォンのアプリやメール等で お知らせする（R1.7）	R1→継続	・「危険度分布」における危険度の高まりをプッシュ型で通知するサービスを、気象庁の協力の下で民間の協力事業者が開始。通知サービスでは、ユーザーが登録した地域における危険度の変化に気付くことができるように、スマートフォンのアプリやメール等で お知らせする	R01→継続										
	③	防災行政無線の改良や防災ラジオ等の活用検討	J、K、P																		
	④	水害リスクが高い箇所に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	C	・既存簡易水位計の活用の他、危機管理型水位計の整備を実施 ・簡易型河川監視カメラを危険個所に整備	H28→R1					・危機管理型水位計の整備を実施 ・簡易型河川監視カメラを危険個所に整備予定	H29→R2予定			・危機管理型水位計配置計画の検討、整備の実施 ・簡易型河川監視カメラを危険個所に整備の実施	H29→R2予定 R1完了						
	⑤	迅速な水防活動を支援するための水防資機材の整備	R	・水防資機材の整備、備蓄状況の情報共有	継続					・水防資機材・水防拠点の整備	継続	・水防資機材の整備	継続	・水防資機材・水防拠点の整備	継続	・水防資機材の整備	継続				
	⑥	水防活動等の迅速化、水害対策に活用出来るハードの整備	S,W																		
2・ソフト対策の主な取組																					
(1)大規模な洪水氾濫に対して、広域的な連携を含む円滑かつ確実な避難行動のための取組																					
	①	避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	C	・関係市町村に該当する主要な河川を含めた避難勧告着目型タイムラインの更新	H28→継続	・H29年6月までに32市町村で各1河川で作成した避難勧告着目型タイムラインの作成にあたり技術的支援を実施。 ・避難勧告着目型タイムラインについて、内閣府の「避難勧告に関するガイドライン」改正に沿った形で改良を行うための協力を行った。	H28→R1	・H29年6月までに32市町村で各1河川で作成した避難勧告着目型タイムラインの作成にあたり技術的支援を実施。引き続き予定されている避難勧告着目型タイムラインの充実においても支援を予定。 ・避難勧告着目型タイムラインについて、内閣府の「避難勧告に関するガイドライン」改正に沿った形で改良を行うための協力を行った。 また、札幌建設管理部が実施した説明会において、防災気象情報の利活用について解説を実施した。	H30→R1	・避難勧告着目型タイムライン改良版の作成 ・改良版に関する説明会を開催（R1.9.9）	H29→R2予定	・道管理河川における避難勧告着目型タイムライン作成に係る説明会を実施（R01.9.9）	R1	・避難勧告着目型タイムライン改良版の作成	H29→R2予定完了						
	②	洪水が広範囲に及ぶ想定最大規模の洪水等を考慮した流域タイムラインを作成し、隣接した市町村の境界を越えた広域避難の計画や情報伝達について検討	C	・河川管理者タイムラインを策定、更新。（本部R1策定、事務所H30～運用）今後、構成機関と連携を図り、広域避難、情報伝達などについて調整。	H29→R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの条件設定にあたり事務局と調整を実施。	H29→R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの条件設定にあたり事務局と調整を実施。	H29→R3以降			・今後、広域避難について関係機関と連携し対応していく。	継続			・今後、広域避難について関係機関と連携し対応していく。	継続	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画	H29→R3以降	実行ある避難対策について、関係機関とともに検討	継続

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新　赤字：今年度（4月）更新　青字：今年度（11月）更新　／ 該当無し　－ 未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	札幌開発建設部		札幌管区気象台		旭川地方気象台		札幌建設管理部		空知総合振興局		旭川建設管理部		上川総合振興局		北海道電力		北海道警察	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1)情報伝達、避難計画等に関する事項	③	自治体との事前協議も含めた分かりやすい洪水予報伝達文への改良	C、K	・避難の切迫性が市町村や住民に伝わりやすい洪水予報伝達文へ改良（H28） 警戒レベルの追記（R1）	H28→R1	・避難の切迫性が市町村や住民に伝わりやすい洪水予報伝達文へ改良（H28） ・警戒レベルの追記（R1） ・大雨特別警報の警報等への切り替えに合わせ、洪水予報（臨時）を発表（R2）	H28→R2	・避難の切迫性が市町村や住民に伝わりやすい洪水予報伝達文へ改良(H28) 警戒レベルの追記（R1）	H28→R1												
	④	水位周知河川等に未指定の区間について、指定等を実施	D	H29.3に空知川幾寅地区を水位周知河川へ指定。引き続き未指定区間の指定等を検討予定。	H28→R3以降					・水位周知河川の追加指定について検討中 ・水位周知河川の未指定の河川において簡易な方法も活用して氾濫危険区域図及び河川水位等の情報を各自治体へ提供済	H29→R3以降			・水位周知河川の未指定の河川において簡易な方法も活用して氾濫危険区域図及び河川水位等の情報を提供	H29→R3以降						
	⑤	流域タイムラインを用いた洪水時の市町村機能を確保する対策（災対本部の移設等）の検討	F、H																		
	⑥	円滑に避難行動を実施するための避難計画の作成	N									・要配慮者の個別避難計画（モデルケース）作成に係る会議に参加（R01.5.25、6.25、11/12）	継続								
	⑦	情報伝達手段の多重化としてのコミュニティーFM放送等との連携の検討	J、K、L	・メディア連携協議会により、ハザードリスク情報の共有取組の検討（開発局）	R1→R3以降																
2)平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	①	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	D	・H29年4月までに想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と各自治体への周知、HP公開が完了	H28→H29					・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と各自治体への周知及びHPの公開	H29→R3以降			・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と各自治体への周知及びHPの公開	H29→R3以降						
	②	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良と周知	D、E、F、G、I	・ハザードマップ改良に向けた技術的な支援を実施。	H28→H29	・気象庁HPの洪水警報の危険度分布に洪水想定浸水区域を重ね合わせて表示できるよう改善（R1.12）	R1→継続														
	③	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	D、E、F、G、I	・まるごとまちごとハザードマップの改良と周知の支援	H30→R3以降																
	④	水害リスクが高い箇所について、水防団、自治会等との共同点検を実施	D、Q	・平常時に自治体と共に水防団、自治会等と共同点検を実施	継続																
	⑤	警報・注意報発表時の「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象になる可能性」の情報提供	B、K			平成29年5月17日から気象庁ホームページで提供開始。	H29→H29	平成29年5月17日から気象庁ホームページで提供開始。	H29→H29												
	⑥	市民等を対象とした防災教育の実施、防災意識の啓発	A、D、E	・小学生を中心とした防災教育を引き続き実施予定 ・出前講座を通じた防災教育	継続	・小学校や中学校における学校防災教育や、自治体防災訓練に展示ブースを設置して防災情報の解説を実施。今後も継続して実施予定。 ・地方公共団体、地域防災リーダー及び市民を対象に、中小河川の氾濫を想定したワークショップを実施。今後も継続して実施予定（R1） ・eラーニング「大雨のときにどう逃げる？」を気象庁HPで提供開始（R2.5）	継続 R1→継続 R2→継続	・小学校や中学校における学校防災教育や、自治体防災訓練に展示ブースを設置して防災情報の解説を実施。今後も継続して実施予定。 ・地方公共団体、地域防災リーダー及び市民を対象に、中小河川の氾濫を想定したワークショップを実施。今後も継続して実施予定（R1）	継続 R1→継続			・地域の要望等を踏まえながら関係機関と共に取り組んで行く。 ・地域防災マスター認定研修実施（R1.8.25）	継続			・地域の要望等を踏まえながら開発局、気象台と共に取り組んで行く。 ・Doはぐマスター養成研修の実施（H29,H30,R1） ・1日防災学校の企画・実施支援（H30,R1） ・市町村が実施する住民を対象とした訓練・研修・講演会への支援（H30,R1） ・地域防災マスター認定研修会（R2予定）	継続			災害警備訓練への住民参加や各種広報活動を通じ、地域の災害対処能力を高める取組を実施	継続
	⑦	自治体首長が参加する水防災訓練を実施し、その実施結果を踏まえた流域タイムライン等の見直し・修正	C、O																		
	⑧	全ての流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」の継続実施	A、O	・全ての流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」の継続実施	継続	・全ての流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」の継続実施	継続	・全ての流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」の継続実施	継続			・石狩川流域圏会議による豪雨災害対策職員研修のサポートを実施。	継続			・石狩川流域圏会議による豪雨災害対策職員研修のサポートを実施。	継続				
	⑨	住民の水防意識啓発のため、S56洪水等の広報の充実	A	・HPに洪水に関する広報掲載。	継続							関係機関と協力して対応する。 HPに56災害時の数値的記録を掲載。	継続			関係機関と協力して対応する。	継続				
	⑩	ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	K	・ダムからの初期放流時は警報装置の吹鳴、警報車による河川パトロール。地元地域へ放流開始、洪水等に通知。	継続					・ダムからの初期放流時は警報装置の吹鳴、警報車による河川パトロール ・地元地域へ放流開始、洪水等に通知	継続							・ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	継続		

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新

赤字：今年度（4月）更新
青字：今年度（11月）更新

／ 該当無し　－ 未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	札幌開発建設部		札幌管区気象台		旭川地方気象台		札幌建設管理部		空知総合振興局		旭川建設管理部		上川総合振興局		北海道電力		北海道警察	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
(2) 多数の箇所での長期間の活動に備える社会経済被害軽減のための的確な水防活動に関する取組																					
1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	①	市町村向け川の防災情報による河川水位や排水ポンプ場情報の共有	P	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報の共有	継続					・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報の共有	継続			・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報の共有	継続						
	②	水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	Q	・水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	継続					・重要水防箇所の精査・見直し	継続			・重要水防箇所の精査・見直し	継続						
	③	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	D																		
	④	流域タイムラインを活用した水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施や多様な主体による水防活動の検討	C、S																		
	⑤	水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	S	・関係機関と連携した水防訓練及び水防技術講習会の実施	継続					・関係機関と連携した水防訓練の実施	継続			・関係機関と連携した水防訓練の実施	継続					水防訓練への参加を通じた対処能力の向上と関係機関との連携	継続
	⑥	広報や勧誘などの活動による水防団員数の確保	M																		
2)要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組	①	流域タイムラインを活用した要配慮者利用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の検討及び要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援の検討	N	・要配慮者利用施設における避難計画、学校における避難確保計画の作成に関わる情報提供	H29→R3以降															要配慮者利用施設の管理者と連携し、図上訓練や実動の避難訓練等を通じて災害対処能力を高める取組を実施	継続
	②	要配慮者利用施設、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	・浸水リスクの説明、水害対策等の啓発活動の継続	H28→R3以降							・H29.3に札建と振興局主催による説明会を実施。 ・機会を捉えて必要な説明を継続実施。	継続			・H29.5に旭川開建と振興局共催による説明会を実施。 ・機会を捉えて必要な説明を継続実施。	継続				
(3) 広域かつ長期の浸水被害に対する社会経済活動の早期復旧のための取組																					
1)排水活動の強化に関する取組	①	市町村向け川の防災情報による排水ポンプ場情報の共有	P	・市町村向け川の防災情報による排水ポンプ場情報の共有	継続																
	②	想定最大規模の洪水を想定した排水計画の検討	T、U、V	・石狩川流域における想定最大規模の洪水を想定した排水計画の検討	H30→R3以降																
	③	排水ポンプ車等による訓練の実施	U	・排水ポンプ車等による訓練の実施	継続																
2)緊急的な災害復旧工事に向けた取組強化	①	堤防決壊シミュレーションによる現地条件を考慮した効果的な災害復旧方法の検討	W	・堤防決壊シミュレーションによる現地条件を考慮した効果的な災害復旧方法の検討	継続																
	②	堤防決壊シミュレーションにおける堤防天端を活用した緊急輸送路の活用検討	W	・堤防決壊シミュレーションにおける堤防天端を活用した緊急輸送路の活用検討	継続																

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新　赤字：今年度（4月）更新　青字：今年度（11月）更新　／ 該当無し　－ 未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	滝川市		砂川市		深川市		奈井江町		浦臼町		新十津川町		妹背牛町		秩父別町	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1・ハード対策の主な取組																			
1)洪水氾濫を未然に防ぐ対策	①～⑤	堤防整備、河道掘削、河道内伐木、流域貯留施設整備、遊水地整備、幾春別川ダムの早期完成等	W																
2)大規模水害による壊滅的な被害を軽減する対策	①	各河川での危機管理型ハード対策の実施（堤防天端の保護、堤防法尻の補強）	W																
3)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	①	住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報を提供するためのシステム構築	J、K																
	②	洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	J、K																
	③	防災行政無線の改良や防災ラジオ等の活用検討	J、K、P	・町連協の自動起動FM防災ラジオの購入支援 ・FM災害時放送強靭化（完了） ・Jアラート新型受信機の導入 ・防災無線（移動系）デジタル化工事	H29→ H30 H30→ R1（完了） H30→ H30完了 R1→ R2着工中	－	－	－	－	・防災行政無線（デジタル移動系）のR2整備、R3運用開始 ・防災行政無線（同報系）の整備検討	R2→ R3以降	防災行政無線（全戸）のアナログからデジタル化への移行	R2予定→ R3予定	・防災行政無線（アナログ）全戸配付済み ・防災行政無線デジタル化への移行	H9→ R1→R3以降	・防災行政無線の改良について移動系のデジタル化 ・同報系設備の新設	R3→R2実施 R3予定→ R3以降	・防災行政無線の更新（アナログ→デジタル）	R2年度中完了予定
	④	水害リスクが高い箇所に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	C																
	⑤	迅速な水防活動を支援するための水防資機材の整備	R	・迅速な水防活動を実施支援するため、水防資機材の整備	H28→ R3以降	・排水ポンプの点検	継続	・迅速な水防活動を実施するための水防資機材の整備 ・排水ポンプを日々作動確認をし整備を実施	継続	・緊急排水用水中ポンプ（200mm）2台に加えR2～R3各1台整備 ・土嚢等の備蓄資材	R2→R3 継続	・迅速な水防活動を実施するため、内水排水ポンプ及び非常用発電機等の水防資機材の整備	継続	・急排の建屋完成済 ・排水機場の適正な維持管理	継続	・迅速な水防活動を支援するため、水防資機材の整備	継続	・迅速な水防活動を支援するため、排水用ポンプ、土のう等の水防資機材の整備	継続
	⑥	水防活動等の迅速化、水害対策に活用出来るハードの整備	S,W	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2・ソフト対策の主な取組																			
（1）大規模な洪水氾濫に対して、広域的な連携を含む円滑かつ確実な																			
	①	避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	C	・本格導入に向けて準備検討	H30→ H30	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29→ H29	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29→ H29	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29→ H29	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29→ H29	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済（更新）	H29年→ R1	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29→ R2降	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	R2以降
	②	洪水が広範囲に及ぶ想定最大規模の洪水等を考慮した流域タイムラインを作成し、隣接した市町村の境界を越えた広域避難の計画や情報伝達について検討	C	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	H28→ R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R1→ R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R2以降→	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R1→	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R2→ R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R1→ R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R2以降→ R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R2以降

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新　赤字：今年度（4月）更新　青字：今年度（11月）更新　／ 該当無し　－ 未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	滝川市		砂川市		深川市		奈井江町		浦臼町		新十津川町		妹背牛町		秩父別町	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1)情報伝達、避難計画等に関する事項	③	自治体との事前協議も含めた分かりやすい洪水予報伝達文への改良	C、K																
	④	水位周知河川等に未指定の区間について、指定等を実施	D																
	⑤	流域タイムラインを用いた洪水時の市町村機能を確保する対策（災対本部の移設等）の検討	F、H	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	H28→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降→	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→
	⑥	円滑に避難行動を実施するための避難計画の作成	N	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	⑦	情報伝達手段の多重化としてのコミュニティーFM放送等との連携の検討	J、K、L	・情報伝達手段の多重化としてのFMなかそらちとの防災協定の締結をさらに発展させ連携強化を図る	H28→R3以降	・地域FM放送を活用し、災害時の緊急速報等を流し、正確な情報を伝達する。	継続	・HPを通じての情報伝達 ・広報車などにより情報伝達	継続	・登録制メールを活用し、災害時の正確な情報を伝達する。	H30→	－	－	・ホームページ、SNSによる情報発信	継続	・情報伝達手段の多重化の検討	R2以降→R3以降	－	－
2)平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	①	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	D																
	②	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良と周知	D、E、F、G、I	・想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、TLを運用できる住民目線に立った洪水ハザードマップ検討と作成（予定）	R2予定→R2予定	・平成30年4月に改良及び周知済み、引き続き防災訓練等でハザードマップの周知	H29→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良と周知	R1→R2	・平成30年3月改良、平成30年7月全戸配布済	H29→H30	・平成30年4月に改良及び周知済み	H29→H30	・平成30年2月に改良及び周知済み ・自主防災会に対する出前講座の実施	継続	・平成29年9月改良、10月に全戸に配布済み	H29→H29	・平成29年3月に改良及び周知済み	H29→H29
	③	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	D、E、F、G、I	・想定最大規模の浸水想定区域図に基づき、逃げ遅れゼロを目指すためにまるごとまちごとハザードマップの検討と設置（予定）	R2予定 R3以降	－	－	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	R3以降→	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップについて今後検討	R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	H30→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	R2以降→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	継続
	④	水害リスクが高い箇所について、水防団、自治会等との共同点検を実施	D、Q	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	H28→R3以降	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	R1→R3以降	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	R2以降→	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	R1→R3以降	・水害リスクが高い箇所の共同点検（町防災担当、町建設課等関係機関）	R1→R3以降	・水防団による石狩川堤防のパトロール	継続	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	継続	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	継続
	⑤	警報・注意報発表時の「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象になる可能性」の情報提供	B、K																
	⑥	市民等を対象とした防災教育の実施、防災意識の啓発	A、D、E	・水害想定した防災訓練（隔年） （避難行動訓練、炊出し訓練、避難所運営訓練、防災展示・体験、子ども水防体験教室　訓練参加者220名）（H30.8.18）	H30→H30 R2予定→R2予定 継続	・ハザードマップの説明を含めた避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等	継続	・町内会又は自主防災組織での災害訓練を実施	継続	・5年に1回の相互防災訓練にて住民の避難訓練をR2からR3へ延期 ・住民を対象とした地域防災セミナー・出前講座を実施	R3→ R2 継続	・小学生を対象とした防災教育の実施 ・防災ハンドブックの全戸配付 ・非常用持出グッズの配付	継続	・3年に1回総合防災訓練を実施（R3.8.29洪水を想定した訓練を実施） ・自主防災会に対する出前講座の実施	継続	・秩父別町防災訓練（R1.10.26）にて連携した取組を実施 ・小学生を対象とした防災教育の実施 ・季節に合わせた防災啓発情報を町広報にて周知	継続	・町広報誌において防災に関する記事を年4回程度掲載	継続
	⑦	自治体首長が参加する水防災訓練を実施し、その実施結果を踏まえた流域タイムライン等の見直し・修正	C、O	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定 ・普及版タイムライン（連携型）の本格運用準備として検討会及び訓練実施	H28→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降→	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・首長等が参加する水防訓練を実施し、その実施結果を踏まえた流域タイムライン等の見直し・修正	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降
	⑧	全ての流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」の継続実施	A、O	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	H28→R3以降	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」に職員を派遣	継続
	⑨	住民の水防意識啓発のため、S56洪水等の広報の充実	A	住民の水防意識の啓発の為、チラシを配布（「向こう3軒両隣」：町内会回覧等）	H28→R3以降	・防災訓練や出前講座等を通じS56年を含む過去の水害を紹介	R1→R3以降	・防災講習の中で、深川市で一番大きな被害額の水害としてS56災害を紹介	継続	・防災ハザードマップにS56洪水の写真を掲載	H28→R3以降	・住民の水防意識啓発	H28→R3以降	・R3.8.29総合防災訓練において、S56災のビデオコーナーを設置して周知	継続	・住民の水防意識啓発のため、S56洪水等の広報の充実	R2以降→R3以降	・大雨災害から身を守ることを目的に、避難場所や大雨災害時の行動などを年に1度広報誌に掲載	継続
	⑩	ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	K	－	－			・ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	継続			・ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	継続	・土地改良区と連携した地元関係者へ周知	継続	・ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	継続	・出水時期に広報誌で住民へ出水注意に関するお知らせ	継続

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新　赤字：今年度（4月）更新　青字：今年度（11月）更新　／該当無し　－未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	滝川市		砂川市		深川市		奈井江町		浦臼町		新十津川町		妹背牛町		秩父別町	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
(2)多数の箇所での長期間の活動に備える社会経済被害軽減のため																			
1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	①	市町村向け川の防災情報による河川水位や排水ポンプ場情報の共有	P	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中 ※水防災ランチャーのモデル事業	H28→R3以降	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続
	②	水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	Q	・水防団等との共同点検等の実施を予定	H28→R3以降	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R1→R3以降	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R1以降→	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R1→	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R1→R3以降	・水防団等との共同点検等の実施を予定	継続	~~・水防団等との共同点検等の実施を予定~~ ~~・町建設業協会（災害時協定）との重要防災箇所の確認及び災害時行動確認~~	R2以降→継続	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R2以降
	③	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	D	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいて地域防災計画に図面を入れた、また浸水想定区域にある指定緊急避難場所の指定を変更した。	H31→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	H29→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	R2以降→	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	H30→	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	H30→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	H29→	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	R2以降→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	R2以降
	④	流域タイムラインを活用した水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施や多様な主体による水防活動の検討	C、S	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	H28→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降→	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降
	⑤	水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	S	・水害を想定した防災訓練（H30.8.18）にて連携した取組を実施	H28→R3以降	・地域防災訓練にて連携した取組を実施	H30→R3以降	・防災訓練を通じて連携した取り組みを実施	継続	~~・総合防災訓練にて関係機関と連携した取組をR3実施予定~~	R3→R3	・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	継続	・総合防災訓練（R3.8.29）にて連携した取組を実施	継続	・消防団・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施予定	R2以降→R3予定	・秩父別町防災訓練にて連携した取組を実施	継続
	⑥	広報や勧誘などの活動による水防団員数の確保	M	－	－	－	－	・水防団員数の確保に向け、現職団員による勧誘やポスター等による周知	継続	・水防団員数の確保	継続	・ポスター掲示や関係機関と連携し水防団活動等を周知し、水防団員の確保を図る。	継続	・救急排水場及び排水機場を運営する水防団員を確保するため、町建設協会に依頼するとともに広報誌等で周知	継続	消防と連携し、事業所や地域住民に加入を働きかけ水防団員数を確保	継続	・若者への水防団員勧誘	継続
2)要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組	①	流域タイムラインを活用した要配慮者利用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の検討及び要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援の検討	N	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	H28→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降→	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2以降
	②	要配慮者利用施設、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	・各施設の避難計画の作成支援 ・福祉施設の防災研修の推進	継続	－	－	－	－
(3)広域かつ長期の浸水被害に対する社会経済活動の早期復旧のた																			
1)排水活動の強化に関する取組	①	市町村向け川の防災情報による排水ポンプ場情報の共有	P	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	H28→R3以降	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続
	②	想定最大規模の洪水を想定した排水計画の検討	T、U、V																
	③	排水ポンプ車等による訓練の実施	U	・江部乙救急排水機場のポンプ排水訓練を実施（江部乙救急排水施設（江部乙川3号樋門））	H28→R3以降	・排水ポンプ車等による訓練の実施 場所：豊沼5号樋門 機械：排水ポンプ	継続	・深川排水機場、排水ポンプ訓練の実施	継続	・奈井江・高島の各排水機場のポンプ排水訓練の実施　場所　奈井江13号樋門 ・ 茶志内4号樋門	継続	・関係機関と連携した排水訓練等の実施	継続	・6月に新十津川、下徳冨、袋地3箇所の救急排水機場のポンプ排水訓練を実施	継続	・6月に千秋救急排水機場のポンプ排水訓練を実施	継続	・排水ポンプ車等による訓練を秩父別町5条1丁目第一幹線用水路にて実施	継続
2)緊急的な災害復旧工事に向けた取組強化	①	堤防決壊シミュレーションによる現地条件を考慮した効果的な災害復旧方法の検討	W																
	②	堤防決壊シミュレーションにおける堤防天端を活用した緊急輸送路の活用検討	W																

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新　赤字：今年度（4月）更新　青字：今年度（11月）更新　該当無し　－　未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	雨竜町		北竜町		沼田町		幌加内町		上砂川町		歌志内市	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1・ハード対策の主な取組															
1)洪水氾濫を未然に防ぐ対策	①～⑤	堤防整備、河道掘削、河道内伐木、流域貯留施設整備、遊水地整備、幾春別川ダムの早期完成等	W												
2)大規模水害による壊滅的な被害を軽減する対策	①	各河川での危機管理型ハード対策の実施（堤防天端の保護、堤防法尻の補強）	W												
3)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	①	住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報を提供するためのシステム構築	J、K												
	②	洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	J、K												
	③	防災行政無線の改良や防災ラジオ等の活用検討	J、K、P	－	－	・情報伝達手段の多重化検討（防災行政無線更新R2アナログ→デジタル）	R1→R3以降	－	－	－	－	－	－	－	－
	④	水害リスクが高い箇所に対して、洪水時の避難勧告等の発令判断に活用する水位計の整備	C												
	⑤	迅速な水防活動を支援するための水防資機材の整備	R	・庁舎裏に設置した車庫内に防災資材庫を設置し、防災備蓄品を保管	継続	・迅速な水防活動を支援するため、水防資機材の整備	継続	・迅速な水防活動を支援するため、水防資機材の整備	継続	・迅速な水防活動を支援するため、水防資機材の整備	継続	・迅速な水防活動を支援するため、水防資機材の整備	継続	・市内10カ所に土のうステーションを設置し迅速な対応を行うための整備を行った。（平成30年度2カ所追加）	H29→H30
	⑥	水防活動等の迅速化、水害対策に活用出来るハードの整備	S,W	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2・ソフト対策の主な取組															
（1）大規模な洪水氾濫に対して、広域的な連携を含む円滑かつ確実な															
	①	避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	C	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29→H29	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29→R1 以降	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29→H29	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	H29	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成済	R1→R1	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	H30→R3以降
	②	洪水が広範囲に及ぶ想定最大規模の洪水等を考慮した流域タイムラインを作成し、隣接した市町村の境界を越えた広域避難の計画や情報伝達について検討	C	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R1→R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R1→R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R2以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R1→R3以降	・情報伝達、避難計画及び近隣市町との広域避難や連携に関する流域タイムラインの作成への参画を予定	R1→R3以降

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新　赤字：今年度（4月）更新　青字：今年度（11月）更新　該当無し　－　未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	雨竜町		北竜町		沼田町		幌加内町		上砂川町		歌志内市	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
1)情報伝達、避難計画等に関する事項	③	自治体との事前協議も含めた分かりやすい洪水予報伝達文への改良	C、K												
	④	水位周知河川等に未指定の区間について、指定等を実施	D												
	⑤	流域タイムラインを用いた洪水時の市町村機能を確保する対策（災対本部の移設等）の検討	F、H	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R2→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降
	⑥	円滑に避難行動を実施するための避難計画の作成	N	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	⑦	情報伝達手段の多重化としてのコミュニティーFM放送等との連携の検討	J、K、L	－	－	－	－	－	－	・HPやスマートフォンアプリを通じての情報伝達 ・広報車などにより情報伝達	継続	・HPを通じての情報伝達 ・広報車などにより情報伝達 ・登録制メールを活用した情報伝達	継続	・災害の情報をHPを通じて伝達している。 ・防災無線、広報車などにより情報伝達している。 ・登録制メールを活用し情報伝達している。	継続
2)平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	①	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	D												
	②	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良と周知	D、E、F、G、I	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良と周知の予定	H29着手→R2完了	・平成30年3月に改良及び周知済み	H29→H30	・令和2年10月に改良し、同月に全戸配布済み	R2	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良及び周知済み	R2	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良と周知の予定	H30→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップの改良と周知の予定	R2着手→R2完了
	③	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	D、E、F、G、I	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	H30→R3以降	－	－	－	－	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたまるごとまちごとハザードマップの改良と周知	R3以降	－	－	－	－
	④	水害リスクが高い箇所について、水防団、自治会等との共同点検を実施	D、Q	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	R1→R3以降	・町防災担当、町建設課、消防北竜支署で水害リスクが高い箇所の共同点検を実施	継続	・共成地区において沼田消防団と実施	継続	・幌加内、長留内、振興計6箇所、自治区長と現地確認	継続	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	R1→R3以降	・水害リスクが高い箇所の共同点検実施予定	R1→R3以降
	⑤	警報・注意報発表時の「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象になる可能性」の情報提供	B、K												
	⑥	市民等を対象とした防災教育の実施、防災意識の啓発	A、D、E	・地域の実情に合わせた防災訓練を隔年実施。	継続	・地域の実情に合わせた防災訓練を実施。	継続	・平成27年度から毎年防災研修会を実施。R1は沼田町健康福祉総合センターを避難所と想定した「沼田町防災研修」を実施。	継続	・地域防災訓練の実施 ・災害対策懇談会の実施	継続	・自主防災組織の組織化のための説明会の実施 ・自主防災組織の組織化に向けた施策の実施	R2→R3以降	・地域防災訓練の実施	継続
	⑦	自治体首長が参加する水防災訓練を実施し、その実施結果を踏まえた流域タイムライン等の見直し・修正	C、O	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・自治体首長が参加する水防訓練を実施	R2以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降
	⑧	全ての流域市町村の職員を対象とした「豪雨災害対策研修」の継続実施	A、O	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」（7月）に職員を派遣	継続	・「豪雨災害対策研修」に職員を派遣	継続	・平成31年以降職員派遣予定	R1→R3以降
	⑨	住民の水防意識啓発のため、S56洪水等の広報の充実	A	・住民の水防意識啓発のため、S56洪水等の広報の充実	H30→R3以降	・住民の水防意識啓発のため、S56洪水等の町広報紙等を通じて実施	H28→R3以降	・広報誌または防災訓練に合わせた周知を実施	継続	・住民の水防意識啓発のため広報で住民へ周知	継続	・住民の水防意識啓発のため、S56洪水等の広報の充実	継続	・住民の水防意識啓発のため、S56洪水等の広報の充実	H28→R3以降
	⑩	ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	K	・ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	継続	・ダム警戒体制に関する地元関係者への周知	継続	・広報紙により周知を実施	継続	・災害対策懇談会の実施	継続				

概ね5年で実施する取組　（雨竜川外地域部会）　2020年11月更新　赤字：今年度（4月）更新　青字：今年度（11月）更新　／ 該当無し　－ 未実施：今後取組予定（検討中）

項目			課題の対応	雨竜町		北竜町		沼田町		幌加内町		上砂川町		歌志内市	
				業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期	業務内容	時期
(2)多数の箇所での長期間の活動に備える社会経済被害軽減のため															
1)水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組	①	市町村向け川の防災情報による河川水位や排水ポンプ場情報の共有	P	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水や外水情報を活用中	継続
	②	水防団等との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	Q	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R1→R3以降	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R1→R3以降	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R2以降	・水防団等との共同点検等の実施を予定	R3以降	－	－	－	－
	③	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	D	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	H30→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	H30→R3以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	R2以降	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいた水防計画の見直し	R3以降	－	－	－	－
	④	流域タイムラインを活用した水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施や多様な主体による水防活動の検討	C、S	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	H30→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	R2以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降
	⑤	水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	S	・水防団・町内会組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	継続	・水防団・町内会組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	継続	・沼田町防災訓練（H30.7.12）にて連携した取組を実施	継続	・災害時避難訓練にて連携した取組を実施 ・職員による土のう製作訓練	R3以降	－	－	・合同非常招集訓練と連携した避難訓練（R1.9.2）に市・消防署・消防団・町内会・歌志内市赤十字奉仕団・食生活改善推進員が連携し防災訓練を実施	継続
	⑥	広報や勧誘などの活動による水防団員数の確保	M	・関係機関と連携し水防団活動等の重要性を伝え、水防団員の確保を図る	H30→R3以降	・関係機関と連携し水防団活動等の重要性を伝え、若者への団員勧誘。	継続	－	－	・水防団員数の確保については、消防団員と兼務している状況で、併せて募集に取り組んでいる状況。支援の強化については、検討中	R3以降	－	－	－	－
2)要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組	①	流域タイムラインを活用した要配慮者利用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の検討及び要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に向けた支援の検討	N	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・要配慮者利用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の実施	R2以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降	・流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定	R1→R3以降
	②	要配慮者利用施設、大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	－	－	－	－	・沼田町災害時要援護者避難支援計画に基づく支援	継続	-	-	－	－	－	－
(3)広域かつ長期の浸水被害に対する社会経済活動の早期復旧のた															
1)排水活動の強化に関する取組	①	市町村向け川の防災情報による排水ポンプ場情報の共有	P	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続	・市町村向け川の防災情報による内水情報を活用中	継続
	②	想定最大規模の洪水を想定した排水計画の検討	T、U、V												
	③	排水ポンプ車等による訓練の実施	U	・排水ポンプ車等による訓練の実施予定	R1→R3以降	・排水ポンプ車等による訓練の実施予定	継続	・北竜地区において排水機場ポンプを利用した訓練を実施	継続	・排水ポンプ車等による訓練実施の検討予定	R3以降	－	－	・排水ポンプ車等による訓練実施の検討予定	R1→R3以降
2)緊急的な災害復旧工事に向けた取組強化	①	堤防決壊シミュレーションによる現地条件を考慮した効果的な災害復旧方法の検討	W												
	②	堤防決壊シミュレーションにおける堤防天端を活用した緊急輸送路の活用検討	W												

２－２）　個別の取組

●eラーニング「大雨のときにどう逃げる？」を気象庁HPで提供開始（R２.５.28～）

気象庁 eラーニング教材「大雨のときにどう逃げる」

○他人と接触せず学べる教材です。感染症拡大防止対策を気にする必要はありません。
※みんなで集まって一緒に行うことも可能です。その場合は、三密を避ける方法で実施してください。
○WEB会議の開催・参加の方法を説明した参考資料も添付しています。
○専門家や経験者がいなくても、学習の進め方を解説する資料に沿って進められます。
○人数や実施形式に決まりはありません。難しく考えず、気楽にはじめましょう。

目標:START
自らの命は自らが守る

	動画教材を視聴（約15分×動画５つ）	ワークシートに記入（概ね30分）	みんなと意見交換（概ね30分～40分）
	HOP 学習教材 基本的な知識を学ぶ	STEP 実習教材1 自宅の災害リスク 自分の避難行動を整理	JUMP 実習教材2 思い込みによる誤解や疑問･不安を解消
実施方法（基本形）	自分の好きな時間にマイペースで実施		
ひとりでやるのがちょっと不安･･･という人向け	家族や身近な人とWEB会議で実施	みんなで集まって一緒に行うことも可能	家族や身近な人とWEB会議で実施 みんなで集まって一緒に行うことも可能

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jma-el/dounigeru.html

石狩川下流域外減災対策協議会
雨竜川外地域部会（第６回）

減災に係る取組状況

札幌開発建設部　滝川河川事務所

堤防決壊シュミレーションによる効果的な災害復旧方法の検討（1/4）

国土交通省
北海道開発局
札幌開発建設部

事務所管内の洪水による堤防決壊（2箇所同時）をシュミーレーション

破堤水位・決壊口流速の変化（空知川KP2.25R）

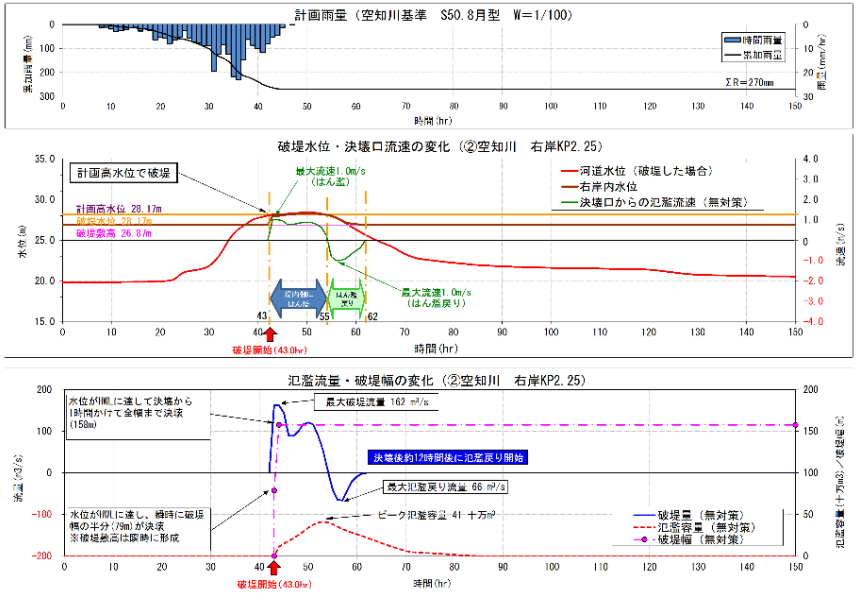

破堤水位・決壊口流速の変化（石狩川KP96.5L）

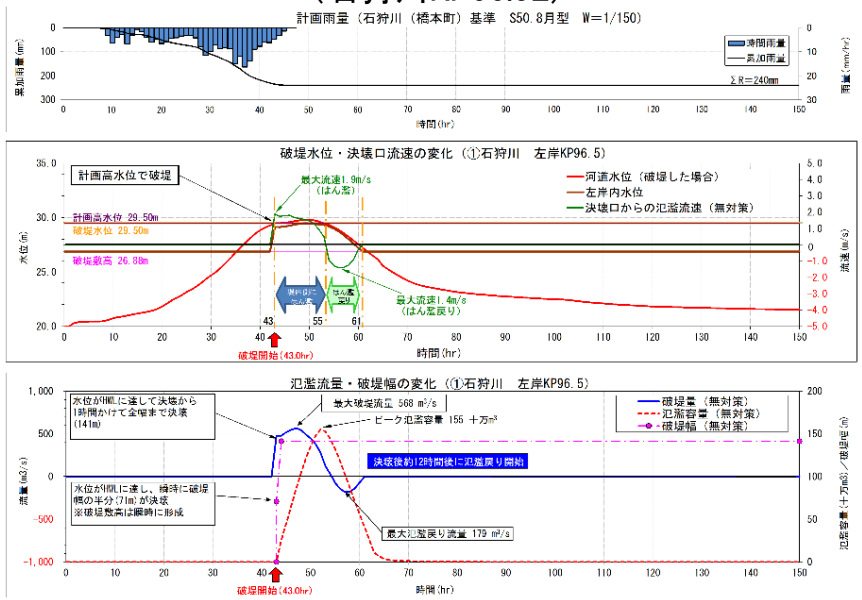

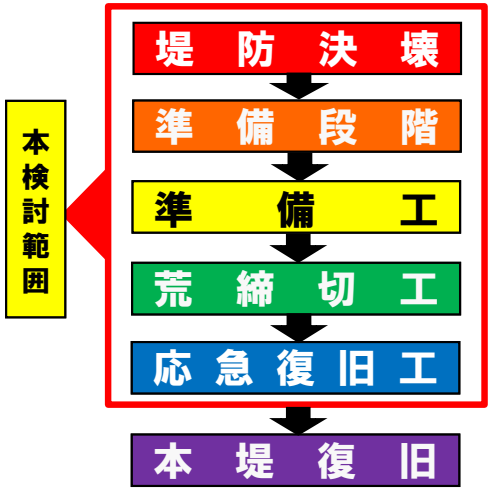

堤防決壊による浸水想定（抜粋）

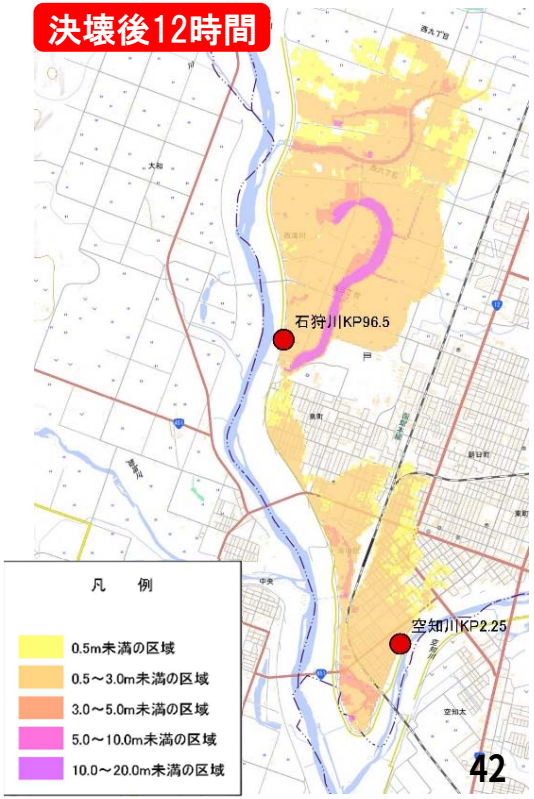

堤防決壊シュミレーションによる効果的な災害復旧方法の検討（2/4）

国土交通省
北海道開発局
札幌開発建設部

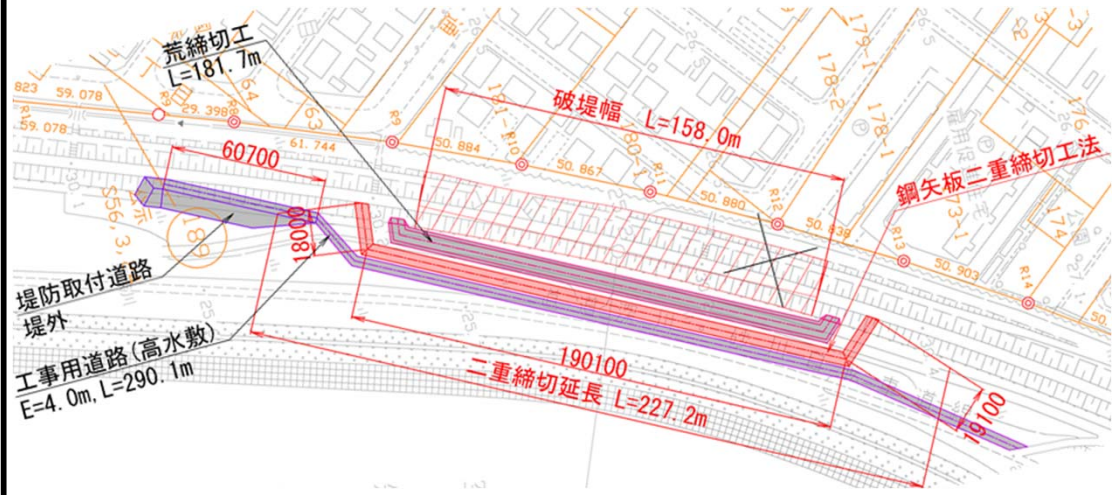

空知川KP2.25平面図

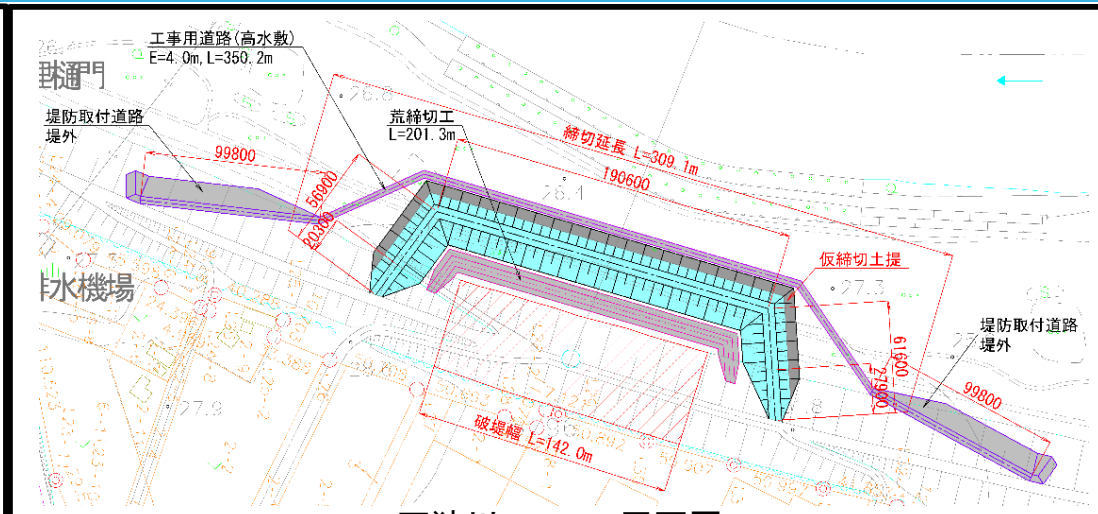

石狩川KP96.5L平面図

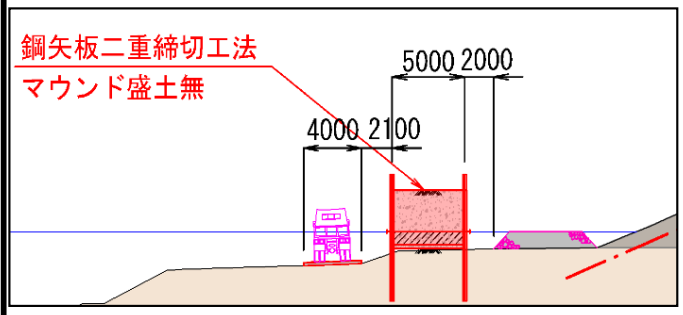

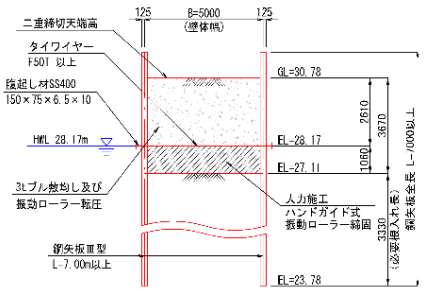

空知川KP2.25R断面図・二重締切工詳細図

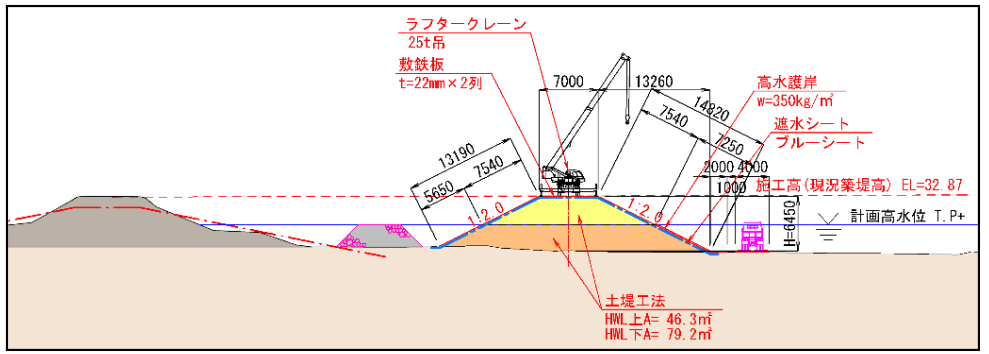

石狩川KP96.5L断面図

【主な課題等】

■ 台風期は農業土木が最盛期で敷鉄板リースは困難となるため他現場からの流用が考えられる。
→災害時に現場間で敷鉄板等建設資材を流用することを想定した事前協定を行政側が行っておく。

■ 備蓄の矢板が他現場使用後の未整備品であれば、現実的にはすぐ使えない可能性が高い。
→矢板を備蓄する場合は新材または整備済み品として、極力屋内での保管とする。

■ 決壊直後は近隣住民など見学者が多く集まるため重機の進入などに差し支える（実積より）
→着手前にバリケードや工事標識などを出して進入禁止とし、優先的に建設機械類の動線を確保

堤防決壊シュミレーションによる効果的な災害復旧方法の検討（3/4）

国土交通省
北海道開発局
札幌開発建設部

事務所管内の地震による堤防被災（2箇所同時）をシュミーレーション

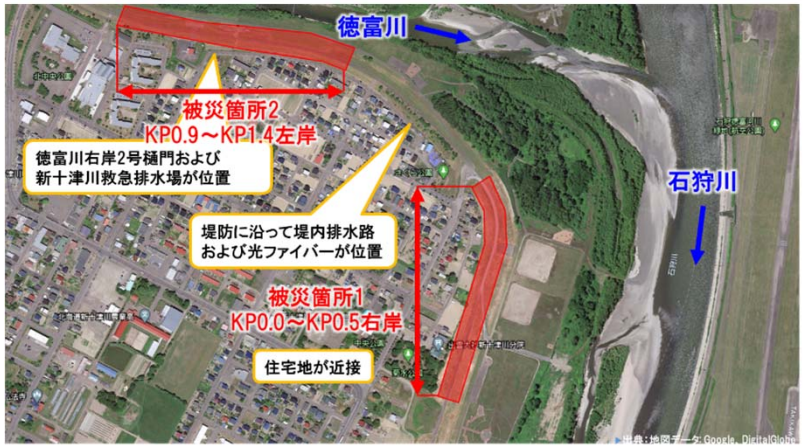

※被災箇所では沼田-砂川付近の断層帯の地震（M7.5）で震度7の内陸型地震を想定

堤防の被災想定と現地応急処置

被災想定平面図

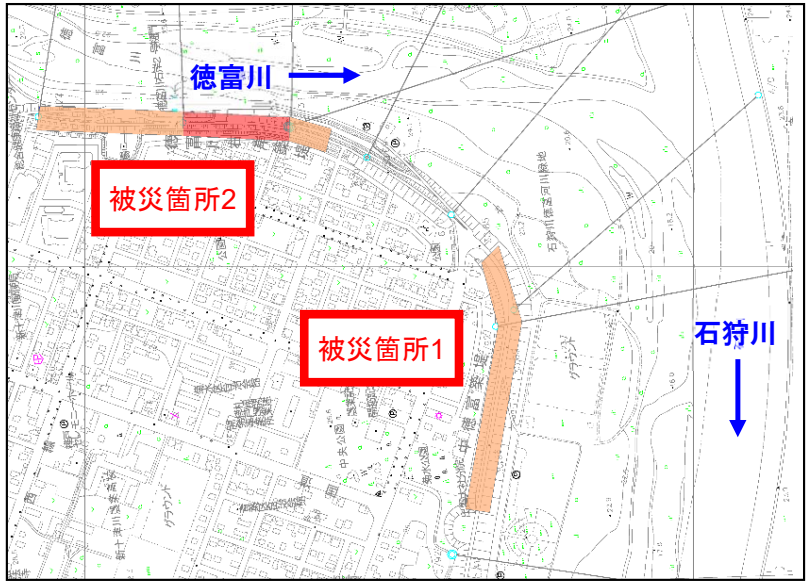

被災形態別現地応急処置

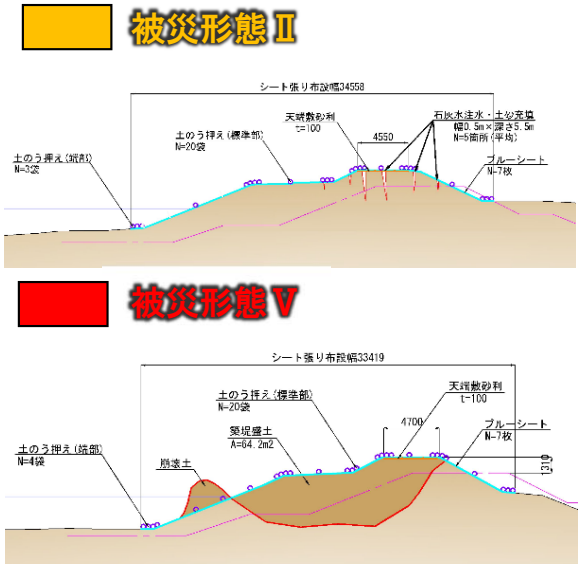

本検討範囲

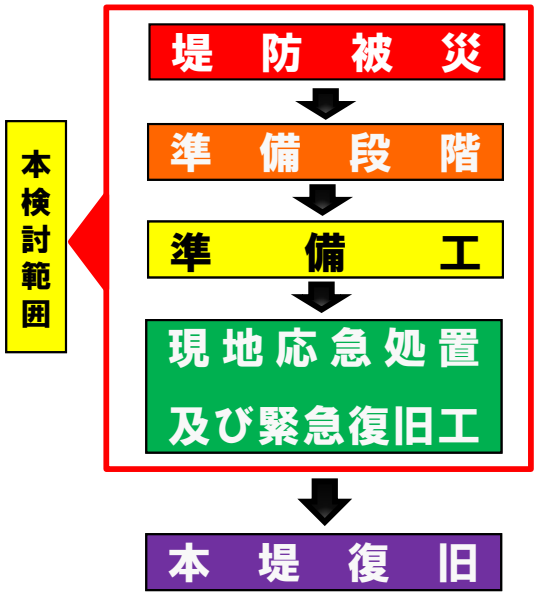

緊急復旧工（被災箇所1：土提工法）

被災箇所1：土提設置平面図

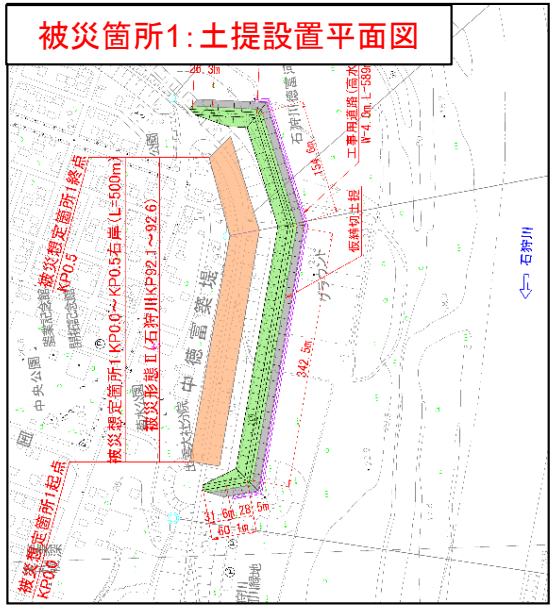

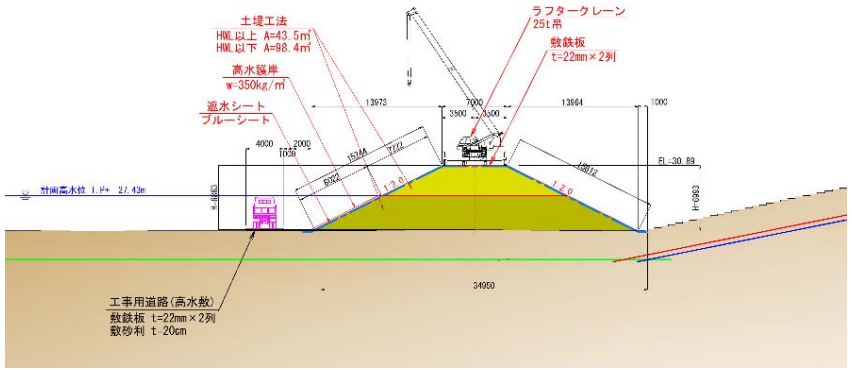

資材	規格等	単位	必要数量	建設機械
土提(土砂)	機械施工	㎥	87139	ブルドーザ21t：2セット
護岸ブロック	大型連節ブロック（シャックル方式、350kg/m2以上）	㎡	7073	ラフタークレーン25t吊：2セット
遮水シート	L5.4m×B3.6m	枚	1323	ー
敷鉄板(天端)	L6.096m×B1.524m、t22mm	枚	211	バックホウ山積0.8㎥：1セット

堤防決壊シュミレーションによる効果的な災害復旧方法の検討（4/4）

緊急復旧工（被災箇所2：鋼矢板2重締切工法）

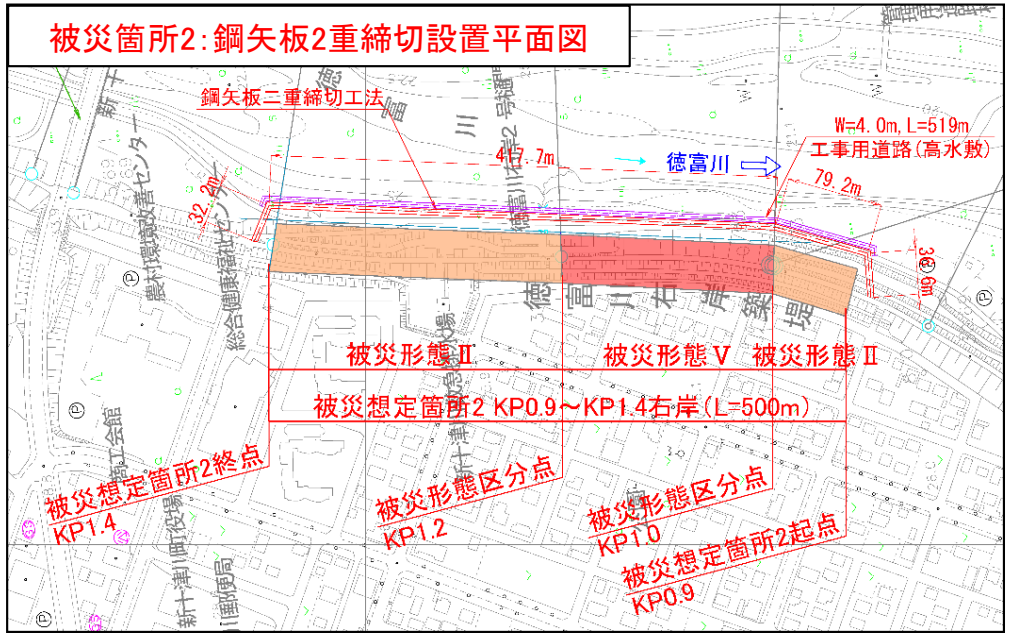

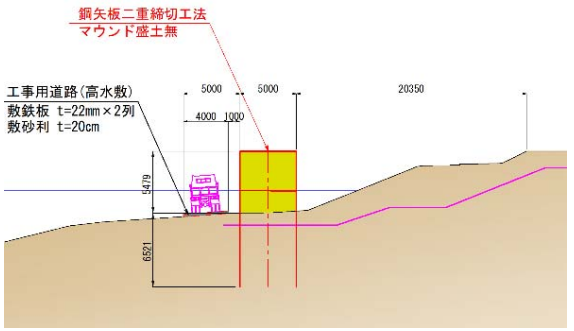

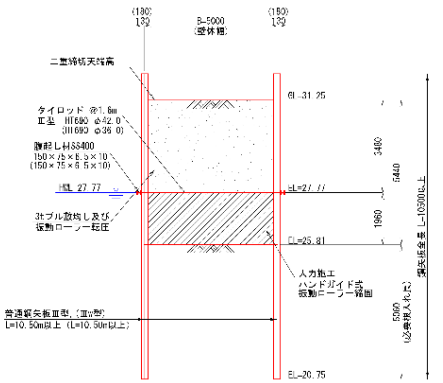

資材	規格等	単位	必要数量	建設機械
鋼矢板	普通鋼矢板 Ⅲ型、L=10.5m	枚	1498	ウォータージェット併用バイブロハンマ工法：4セット
	広幅鋼矢板 Ⅲw型、L=10.5m	枚	886	
タイ材	HT690 ctc1.60(Ⅲ型)φ42以上 ctc1.20(Ⅲw型)φ36以上	本	410	ー
中詰め土(土砂)	人力施工	㎥	5556	ー
中詰め土(土砂)	機械施工	㎥	9831	バックホウ山積0.8㎥：4セット

地震による堤防被災時の緊急対策を検討し、意見交換

【主な課題・意見等】

①24時間後からの直種についてH30胆振東部地震では職員による調査に半日。そこから協定業者の確保であったため、難しいのでは。
→実績を踏まえた工程とすべきであるが、限られた人員体制でも極力早期着手が可能となるよう事前準備を図る。

②石灰水の最適な配合を事前に知っておくべきである。
→配合量を決めた上で実際に訓練する等、事前準備しておくべきである。

③次の台風接近時期を考えると、2重締切堤防ではなく、堤防をそのまま直しても良いのではないか。（近年の実績）
→胆振東部での実績を踏まえ、台風時期までに施工可能な応急復旧対策工と、2重締切堤防の施工時期の考え方を整理する。

R2.07.29 シュミレーションに関する意見交換

水害リスクが高い箇所について自治体と合同巡視を実施

重要水防箇所合同巡視の概要

目　　的 ： 関係機関との密な連携を図り、洪水時に迅速かつ的確な水防活動を行う為、台風などの出水期前に危険箇所を中心に合同巡視を実施しました。

実 施 日 ： 8月20日　美唄市
8月26日　深川市、滝川市、砂川市、奈井江町、浦臼町、新十津川町
8月27日　雨竜町、妹背牛町、北竜町、沼田町、秩父別町、幌加内町

合同巡視の実施状況

8月20日・実施状況

8月26日・実施状況

8月27日・実施状況

砂川遊水地におけるゲート操作訓練の実施

砂川遊水地の水門、樋門等のゲート操作訓練の概要

目　　的 ： 洪水時における遊水地排水門等の操作方法の確認及び習得するため河川事務所職員による機測操作及び遊水地管理棟よりPC操作卓から遠隔操作による訓練をそれぞれ実施しました。

実 施 日 ： 6月19日（機測操作訓練の実施）、7月14日（遠隔操作訓練の実施）

対象水門・樋門 ： 遊水地排水門、パンケ歌志内川水門、ペンケ歌志内川樋門

訓練の実施状況

機測操作訓練の状況

遠隔操作訓練の状況

樋門開閉操作に関わる現地講習会

樋門開閉操作に関わる現地講習会の概要

目　　的　：　出水時等に樋門操作員が不在で緊急に樋門操作を行わなければならない場合を想定し、河川事務所職員及び災害協力業者が操作方法の取得ならびに確認の為、操作方法の異なる樋門を選定し、講師を招き現地にて訓練を実施しました。

実 施 日　：　７月８日　袋地樋門、弥生樋門

現地講習会の実施状況

講師による操作説明

操作訓練の状況

北海道

石狩川下流域外減災対策協議会

北海道の取組について

【雨竜川外地域部会（第６回）】

北海道 空知総合振興局 札幌建設管理部
北海道 上川総合振興局 旭川建設管理部

北海道

R２年度 北海道の取組の概要

	項目	取組内容
1. ハード対策	洪水氾濫を未然に防ぐ	堤防整備の実施
		河道掘削の実施
		樹木伐採の実施
	大規模水害による 壊滅的な被害を軽減する対策	堤防天端保護工の実施
	避難行動、水防活動、排水活動に 関する基盤等の整備	危機管理型水位計の整備
		簡易型河川監視カメラの整備
2. ソフト対策	情報伝達、避難計画	水位周知河川の追加
3. 情報提供	効果促進事業の活用	

R2年度の実施状況
1．ハード対策　1-1.堤防整備・河道掘削・河道内樹木伐採

・洪水を安全に流下させ、洪水氾濫を未然に防ぐ対策
・堤防整備、河道掘削等の対策を継続して実施
・氾濫が発生した場合にも被害を軽減する対策（堤防天端の保護）についても実施

堤防整備・河道掘削等実施河川

黒字：堤防整備・河道掘削等実施
青字：上記に加え、堤防天端保護実施
緑字：札幌市事業
□：本部会の対象河川

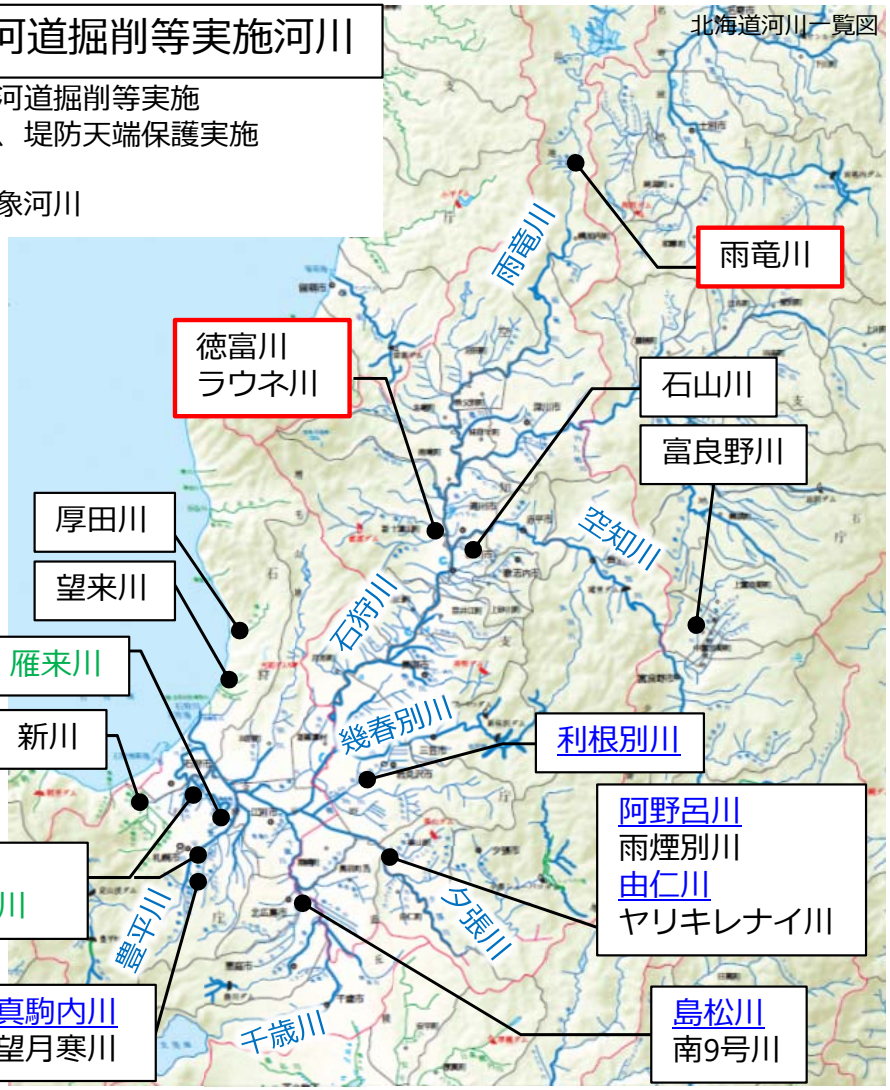

徳富川 河道掘削

雨竜川 河道掘削

R2年度の実施状況
1．ハード対策　1-2.危機管理型水位計の設置

・洪水時の水位情報を拡充するための対策。水位観測網の充実を図って近隣住民の避難を支援
・予定していた全箇所で設置が完了

危機管理型水位計の設置対象河川（R2年11月時点）

河川名	設置市町村	設置状況	管轄
浦臼内川	浦臼町	設置済	札幌建管
札的内川	浦臼町	設置済	
滝田川	浦臼町	設置済	
於札内川	浦臼町	設置済	
ペンケスナ川	砂川市	設置済	
旧奈江豊平川	砂川市	設置済	
北光一の沢川	砂川市	設置済	
真布川	沼田町	設置済	
樺戸川	新十津川町	設置済	
高田五号線川	新十津川町	設置済	
志寸川	新十津川町	設置済	
総富地川	新十津川町	設置済	
杉原谷川	新十津川町	設置済	
福井谷川	新十津川町	設置済	
入志別川	深川市	設置済	
大鳳川	深川市	設置済	
堺川放水路	深川市	設置済	
待合川	深川市	設置済	
クッカリシナイ川	深川市	設置済	
音江川	深川市	設置済	
納内幌内川	深川市	設置済	
幌内川	深川市	設置済	
新音江川	深川市	設置済	
銀川	滝川市	設置済	
ラウネ川	滝川市	設置済	
秩父別桜川	秩父別町	設置済	
豊沼奈江川	奈井江町	設置済	
奈井江川	奈井江町	設置済	
小豆川	北竜町	設置済	
一の沢川	北竜町	設置済	
雨竜川	幌加内町	設置済	旭川建管
五線川	幌加内町	設置済	
雨煙内川	幌加内町	設置済	

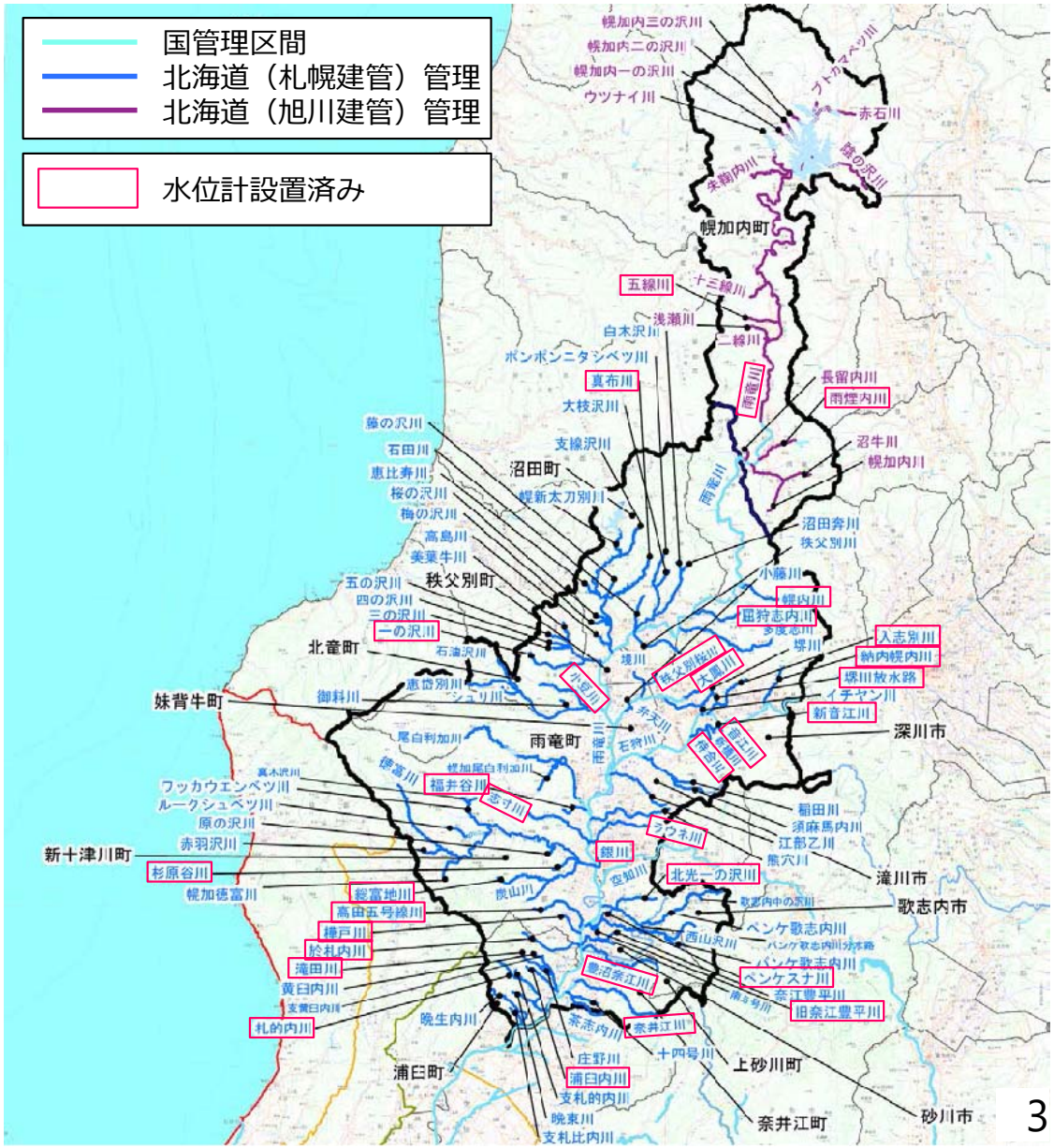

R2年度の実施状況
1．ハード対策　1-2.危機管理型水位計の設置

設置目的	・よりきめ細やかな河川水位の把握 ・洪水時に特化した低コストな水位計を開発し水位観測網の充実
設置箇所	・堤防高や川幅などから、相対的に氾濫が発生しやすい箇所 ・氾濫により行政施設・病院等の重要施設が浸水する可能性が高い箇所 ・支川合流部など、既設水位計だけでは実際の水位が捉えにくい箇所
主な機能	・洪水時にのみ特化した水位観測により通信コストを縮減 ・長期間メンテナンスフリー（無給電で5年以上稼働） ・省スペース（橋梁等へ容易に設置が可能）

危機管理型水位計の設置位置

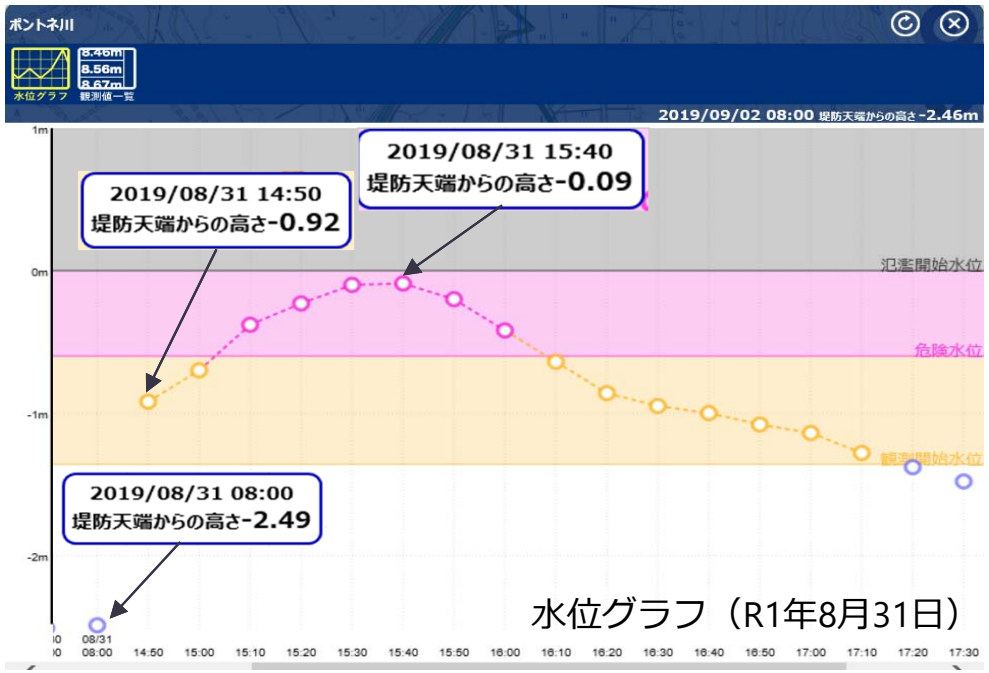

水位グラフ（R1年8月31日）

国土交通省HP「川の水位情報」（ポントネ川）：https://k.river.go.jp

R2年度の実施状況
1．ハード対策　1-3.簡易型河川監視カメラの設置

・水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を提供
・予定していた全箇所で設置が完了

簡易型河川監視カメラの設置対象河川（R2年11月時点）

河川名	設置市町村	設置状況	管轄
浦臼内川	浦臼町	設置済	札幌建管
滝田川	浦臼町	設置済	
於札内川	浦臼町	設置済	
ペンケスナ川	砂川市	設置済	
旧奈江豊平川	砂川市	設置済	
奈江豊平川	砂川市	設置済	
北光一の沢川	砂川市	設置済	
幌新太刀別川	沼田町	設置済	
沼田奔川	沼田町	設置済	
高田五号線川	新十津川町	設置済	
志寸川	新十津川町	設置済	
総富地川	新十津川町	設置済	
杉原谷川	新十津川町	設置済	
徳富川	新十津川町	設置済	
樺戸川	新十津川町	設置済	
堺川	深川市	設置済	
入志別川	深川市	設置済	
大鳳川	深川市	設置済	
堺川放水路	深川市	設置済	
待合川	深川市	設置済	
音江川	深川市	設置済	
納内幌内川	深川市	設置済	
多度志川	深川市	設置済	
銀川	滝川市	設置済	
熊穴川	滝川市	設置済	
奈井江川	奈井江町	設置済	
小豆川	北竜町	設置済	
恵岱別川	北竜町・雨竜町	設置済	
パンケ歌志内川	上砂川町・歌志内市	設置済	
ペンケ歌志内川	砂川市・歌志内市	設置済	
雨竜川	幌加内町	設置済	旭川建管
五線川	幌加内町	設置済	
雨煙内川	幌加内町	設置済	

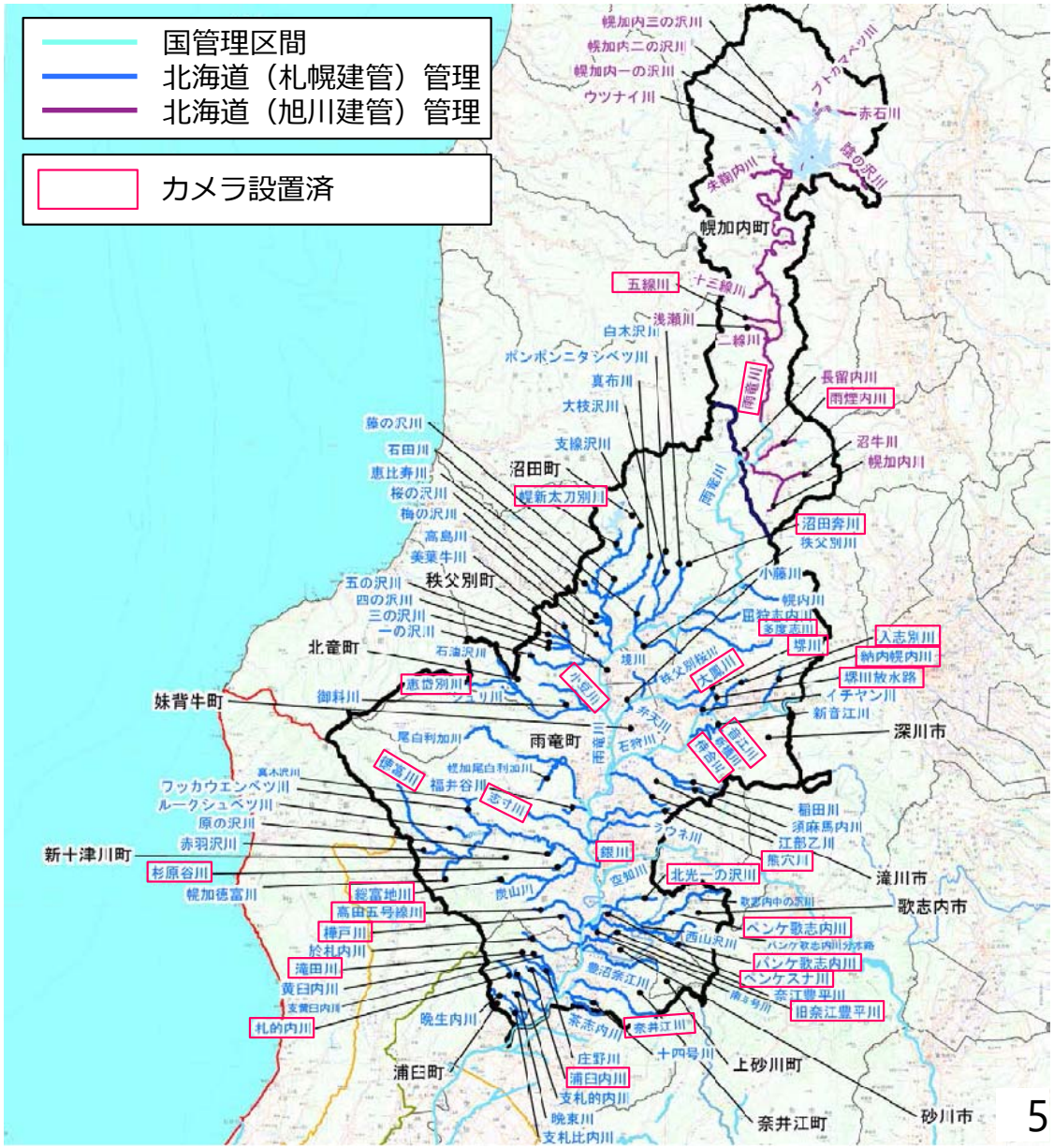

R2年度の実施状況
1．ハード対策　1-3.簡易型河川監視カメラの設置

設置目的	・住民自らが判断して逃げる動機づけとなるよう、危機感が伝わる情報が重要 ・水位情報と併せて、河川監視カメラによる画像を提供
設置箇所	・洪水により相当な被害が生じるおそれのある水位周知河川 ・社会福祉施設、学校、病院等の要配慮者利用施設が浸水のおそれのある河川
主な機能	・5分間隔の静止画を提供 ・携帯電話の回線を使いデータを伝送しインターネットへ公開 ・夜間も月明かり程度で撮影可能

平常時（左図）と現状（右図） を見比べることができ、出水状況の比較が可能
国土交通省HP「川の水位情報」（三里川 3.0Kp）：https://k.river.go.jp

R2年度の実施状況
1．ハード対策　水位計・カメラ情報の閲覧方法

・水位計・カメラによる水位状況確認の操作手順は以下の通り。

①国土交通省HP「川の防災情報」
：https://www.river.go.jp

「川の水位情報」を選択

②国土交通省HP「川の水位情報」
：https://k.river.go.jp

地図上に表示されている
：カメラアイコン
：水位アイコン
を選択

河川の水位状況を静止画・数値で確認

①川の防災情報

川の水位情報を選択

②川の水位情報

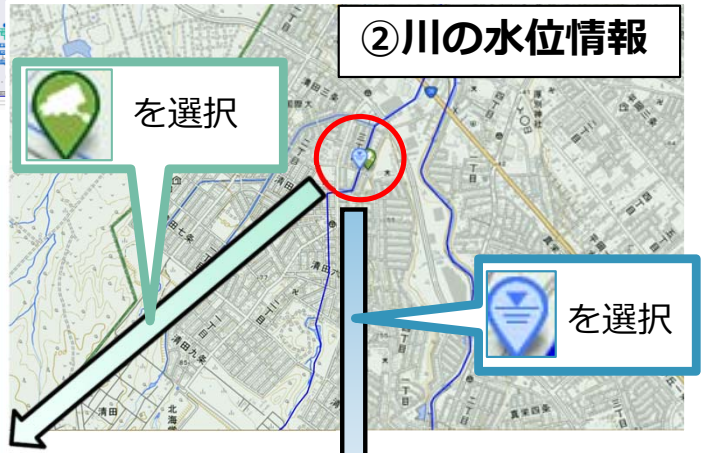

河川カメラによる出水状況

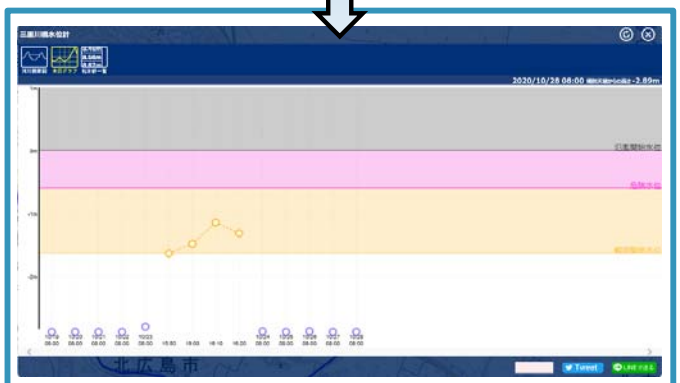

水位グラフ及び観測値一覧

R2年度の実施状況
2．ソフト対策　　2-1. 水位周知河川の追加

・水防法において、「洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川」は、水位周知河川の指定対象となる。
・近年の被災状況を踏まえ、役場等の所在地に係る河川も「洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川」に当たることが想定されることが示された（H29年3月国交省通知）。

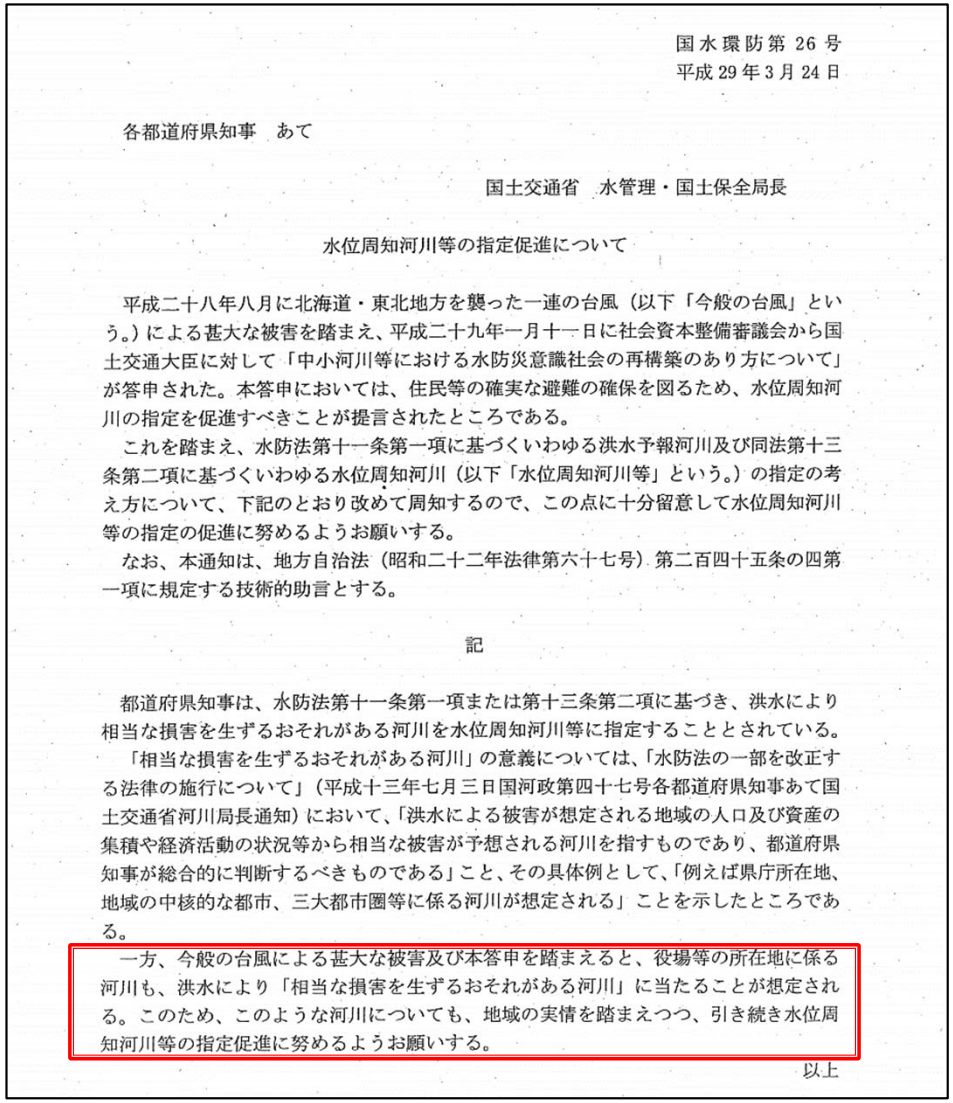

国水環防第 26 号
平成 29 年 3 月 24 日

各都道府県知事　あて

国土交通省　水管理・国土保全局長

水位周知河川等の指定促進について

平成二十八年八月に北海道・東北地方を襲った一連の台風（以下「今般の台風」という。）による甚大な被害を踏まえ、平成二十九年一月十一日に社会資本整備審議会から国土交通大臣に対して「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申された。本答申においては、住民等の確実な避難の確保を図るため、水位周知河川の指定を促進すべきことが提言されたところである。

これを踏まえ、水防法第十一条第一項に基づくいわゆる洪水予報河川及び同法第十三条第二項に基づくいわゆる水位周知河川（以下「水位周知河川等」という。）の指定の考え方について、下記のとおり改めて周知するので、この点に十分留意して水位周知河川等の指定の促進に努めるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とする。

記

都道府県知事は、水防法第十一条第一項または第十三条第二項に基づき、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川等に指定することとされている。

「相当な損害を生ずるおそれがある河川」の意義については、「水防法の一部を改正する法律の施行について」（平成十三年七月三日国河政第四十七号各都道府県知事あて国土交通省河川局長通知）において、「洪水による被害が想定される地域の人口及び資産の集積や経済活動の状況等から相当な被害が予想される河川を指すものであり、都道府県知事が総合的に判断するべきものである」こと、その具体例として、「例えば県庁所在地、地域の中核的な都市、三大都市圏等に係る河川が想定される」ことを示したところである。

一方、今般の台風による甚大な被害及び本答申を踏まえると、役場等の所在地に係る河川も、洪水により「相当な損害を生ずるおそれがある河川」に当たることが想定される。このため、このような河川についても、地域の実情を踏まえつつ、引き続き水位周知河川等の指定促進に努めるようお願いする。

以上

出典：国土交通省HP

R2年度の実施状況
2．ソフト対策　2-1. 水位周知河川の追加

・水防法では、次の河川に関する指定区分が規定されている。

1　洪水予報河川(水防法第11条)
流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川。洪水のおそれがあると認められるときは、気象町長官と共同で洪水予報を発表(すでに洪水予報河川に指定されている河川の例)。
- 国土交通大臣指定河川:石狩川、豊平川、幾春別川、千歳川、雨竜川、空知川、夕張川 等
- 北海道知事指定河川:新川(札幌市)

2　水位周知河川(水防法第13条)
洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川。
予め洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)を定め、これに達したときは、その旨を水防管理者等に通知(すでに水位周知河川に指定されている河川の例)。
- 国土交通大臣指定河川:厚別川、旧美唄川　等
- 北海道知事指定河川:月寒川、ママチ川、利根別川、阿野呂川、熊穴川、富良野川　等

3　水防警報河川(水防法第16条)
洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定する河川。
北海道水防計画に基づき、水防警報を行い、その旨を水防管理者等に通知。
北海道では、洪水予報河川、又は**水位周知河川と重複して指定。**

R2年度の実施状況
2．ソフト対策　2-1. 水位周知河川の追加

・水位周知河川では、洪水時の避難計画立案のための検討を行うとともに、洪水時には水位情報が河川管理者から市町村や関係機関へ伝達され、水防活動等に利用される。

水位周知河川での取組

・氾濫シミュレーションを行い、浸水想定区域を指定。（水防法第14条）

⇒関係市町村では洪水ハザードマップを作成。（水防法第15条）

⇒地域防災計画に記載された要配慮者利用施設では、避難計画を策定。

・氾濫危険水位到達情報を通知。（右図参照）

・併せて水防警報河川に指定し、水防警報を通知。（水防法第16条）

・ホットラインにより、氾濫危険水位到達等の河川の状況を市町村長等に直接知らせる。

・避難勧告着目型タイムラインを作成。

北海道知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知（水防法第13条第2項）

・特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を通知。

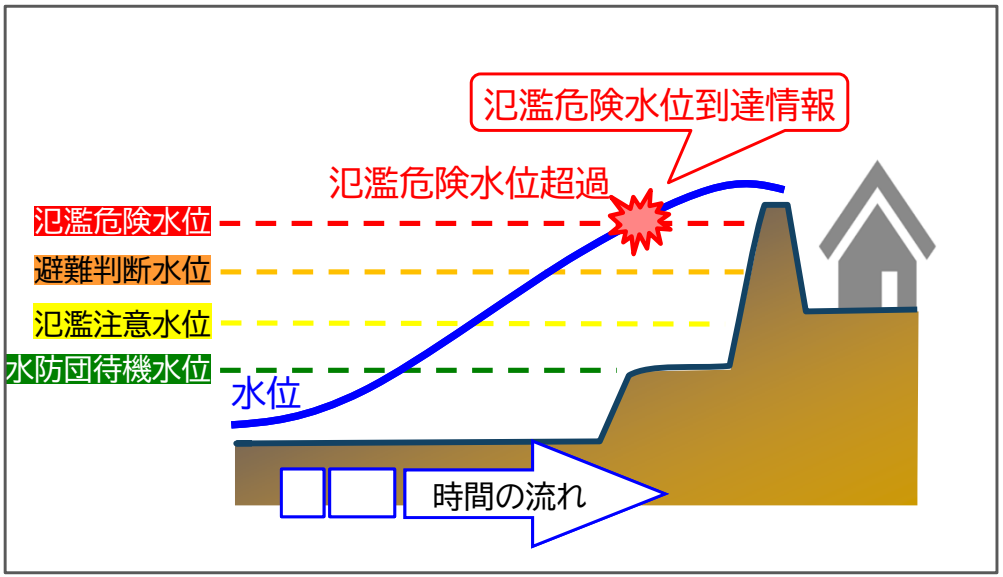

北海道

R2年度の実施状況
2．ソフト対策　2-1. 水位周知河川の追加

・現在、水位周知河川の追加指定を検討中。
・令和3年度以降の指定に向けて、水位計整備、洪水浸水想定区域図作成を実施中。
・水位周知河川に指定後、避難勧告着目型タイムラインを作成予定。

水位周知河川追加に係る取り組み状況・予定

取組内容	R1年度	R2年度	R3年度以降
洪水浸水想定区域図作成	━━━	━━━	
水位計の設計及び整備	※設置済み河川は既設水位計を活用	━━━	■■■■■■■■■
水位周知河川への指定			■■■■■■■■■
避難勧告着目型タイムラインの作成			■■■■■■■■■ ※水位周知河川指定後

現時点

3．情報提供　効果促進事業の活用

・北海道等が実施する河川改修事業及び砂防関係事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要となる事業。
・市町村が「地域の取組方針」を具体化するためのソフト対策等に適用範囲が拡大。
・国費率は1/2であり、残りの1/2は市町村負担。

効果促進事業の市町村における活用例（河川事業）

・洪水ハザードマップの作成、タイムラインの策定、
・水防資材備蓄施設等の整備（資材購入含む）、量水標等の設置、
・避難誘導標識の設置（洪水時の避難に限定）、防災訓練、その他

問い合わせ窓口：各総合振興局　建設指導課

各自治体の取組

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

滝川市

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

●内部向け防災教育講座（令和2年7月9日（木））
　災害対策本部運営マニュアルを見直し、新人職員や所属変更による災害時担当業務が変更になった職員を中心に災害対応の基本的な概要や、DoHUGを使用した避難所運営訓練などを行う。
・タイムライン防災の進め方
・ブラックアウト時の滝川市の対応
・避難所対策班研修

●防災訓練（令和2年8月24日（月））
　中空知定住自立圏構想構成市町で避難所における感染防止対策を想定して新たに導入したダンボールベッドやパーティションなどの資機材を実際に組立及び設置等をし、実際の手順や課題等について確認するとともに、それらの配置や避難者同士の距離感等を確認することで、避難所における感染防止対策としての実効性について検証を行う。
・中空知定住自立圏構想推進会議防災専門部会新型コロナウイルス対策避難所設営訓練
　43名参加

2，今後の予定

●北海道防災総合訓練（市民参加型）の開催
　日時：令和2年12月19日（土） ～ 20日（日）【宿泊訓練】
　場所：北海道滝川西高等学校
　主催：北海道
　共催：滝川市（滝川市防災総合訓練同時開催）
　監修：日本赤十字北海道看護大学 災害対策教育センター長　根本 晶宏 氏

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

●滝川市災害対策本部移設訓練
　想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域内に滝川市庁舎が存在しており浸水時に地下にある発電施設が稼働不可能となる場合を想定し、浸水前に災害対策本部の移設訓練を行う。

日時：令和2年9月17日（木）　8：30 ～ 15：30
場所：滝川地区広域消防事務組合庁舎3階大会議室
・滝川市災害対策本部移設訓練・・・滝川市庁舎内にある滝川市災害対策本部の消防事務組合庁舎への移設を行う。
・情報伝達訓練・・・災害活動計画を市役所から消防事務組合庁舎へFAX送信を行う。
・災害対策本部会議図上訓練・・・第6回滝川市災害対策本部会議を主催し、各部から災害活動計画の報告を行う。

●FM予備送信所運用訓練
　防災情報を発信するコミュニティFMの送信所が滝川市庁舎屋上に設置されており、想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域内に滝川市庁舎が存在している状況を踏まえ、滝川地区消防事務組合庁舎内に設置されているFM予備送信所に切り替え、実際にFM予備送信所にてコミュニティFMの放送を行う。また放送終了後、再び、滝川市庁舎内の送信所に切り替える。

日時：令和2年9月1日（火）防災の日
場所：滝川地区広域消防事務組合庁舎

2．今後の予定

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

●各町内会及び団体向けへの出前防災講話開催
・本町連合町内会出前防災講話　8名参加　（令和2年7月30日（金））
・本町10区町内会出前防災講話　10名参加　（令和2年9月7日（月））
・滝川消費者協会出前防災講話　23名参加　（令和2年9月12日（土））

●滝川市立西小学校3．4年生向け社会科副読本資料の滝川市防災教育情報提供
小学校3．4年生の社会科教科書副読本資料に掲載する、滝川市における「自然災害におけるまちづくり」について、打合せ、資料提供を行う。
・ハザードマップや堤防
・水害タイムライン
・雪害に備えるまちづくり

2．今後の予定

●滝川市スポーツセンター避難所設置訓練
指定避難所である滝川市スポーツセンターにて、内部向けの避難行動理解促進に向け、コロナ禍を想定した避難所設営訓練を行う。

日時：令和2年11月17日（火）
場所：滝川市スポーツセンター第1体育館及び第2体育館

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

●各要配慮者利用施設に避難確保計画提出要請中
　避難確保計画提出済　12/42施設で実施済

2．今後の予定

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

●滝川市地域防災計画内
滝川市地下施設等及び要配慮者利用施設には学校をして指定していない。

2．今後の予定

未定

確認・提示依頼⑥
ハザードマップの改良・周知、活用

1．改良・周知、活用

● 滝川市防災ハザードマップ+防災手帳　最新L2版（令和3年2月全世帯配布予定）

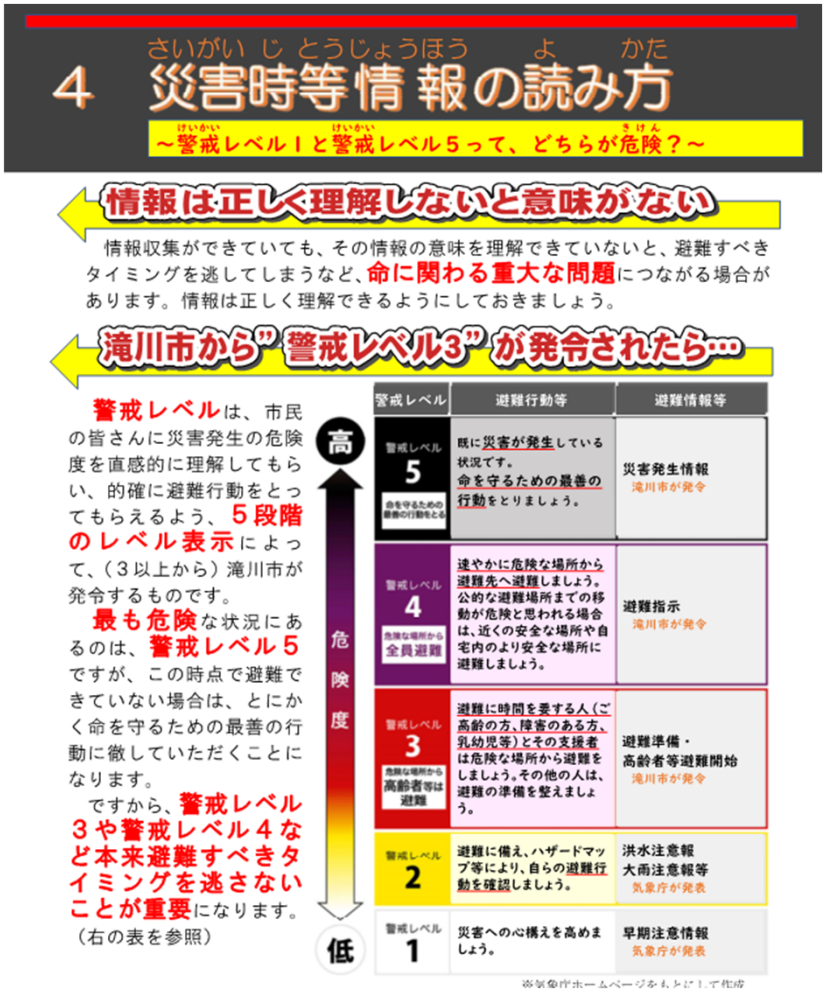

防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

砂川市

これまでの取り組み

●ジャリン子防災キャンプ(R1.8.8~9)
１泊２日で避難所の生活を体験するイベントを実施。
内容：防災食、ダンボールベッドづくり等

●砂川小学校１日防災学校（R2.10.13）
小学生の防災への理解を深めるため、学校授業として実施。
内容：講話、新聞紙の皿づくり等

今後の取り組み

今後も、１日防災学校、教育委員会主催の防災教育イベント、ネイパル砂川主催の防災キャンプなど様々な防災関係行事に積極的に協力し、児童生徒に対する防災意識の向上を図る。

市町村庁舎や災害拠点病院等における取組状況、進捗、今後の予定

砂川市

これまでの取り組み

●新庁舎の建設
　耐震性の確保
　通信機能や電源の確保
　災害対策本部の機能強化

●砂川市水害タイムライン研修(R1.7.12)
　職員を対象に水害タイムラインの内容の確認と整理、疑問点の解消及びタイムラインの具体的活用方法を図るため開催。

今後の取り組み

コロナ禍における避難所運営のあり方や、職員の防災意識向上のために訓練や研修を実施する予定。

避難行動の理解促進にむけた取組状況、進捗、今後の予定

砂川市

これまでの取り組み

●様々な手段による広報の実施
　広報すながわ
　地デジ広報
　ＳＮＳ公式アカウントなど

●防災訓練や出前講座等の実施
　地域防災訓練
　希望団体に対する出前講座

今後の取り組み

「自らの命は自ら守る」意識の醸成のため、様々な手段による広報や各種訓練や出前講座を通じて避難行動の理解促進を図る。

これまでの取り組み

●避難確保計画の作成支援
　趣旨説明
　ハザードマップの説明
　ひな形の提供や活用方法の説明など

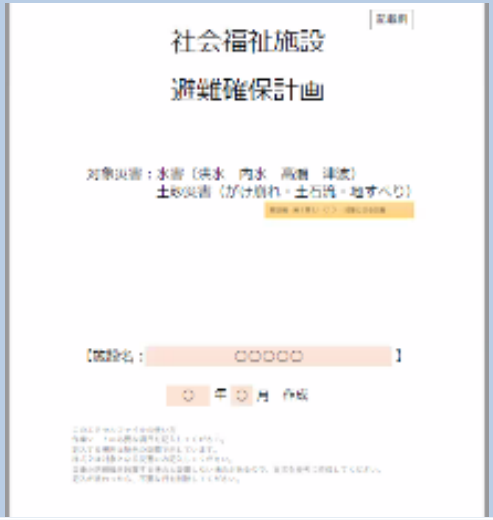
社会福祉施設
避難確保計画

●訓練等の実施支援
　訓練内容の検討・講評・参加
　写真はR1.9.6（市内サービス付き高齢者向け住宅での訓練参加）

今後の取り組み

今後も避難確保計画作成の依頼を継続して実施するとともに、その趣旨や理由を丁寧に説明し実態の伴う計画作成に努める。

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

砂川市

これまでの取り組み

●地域防災計画において要配慮者利用施設として定めている小・中学校はない。

今後の取り組み

各学校や教育委員会と連携を取り、防災関係マニュアルの整備や訓練、防災教育を継続的に実施する。

ハザードマップの改良・周知、活用

砂川市

これまでの取り組み

●平成30年4月　ハザードマップの改定
（想定最大規模の浸水想定区域に対応）
●転入者へのハザードマップの配布
●ホームページやＳＮＳを活用したハザードマップの周知
●出前講座や防災訓練などハザードマップの活用方法の周知

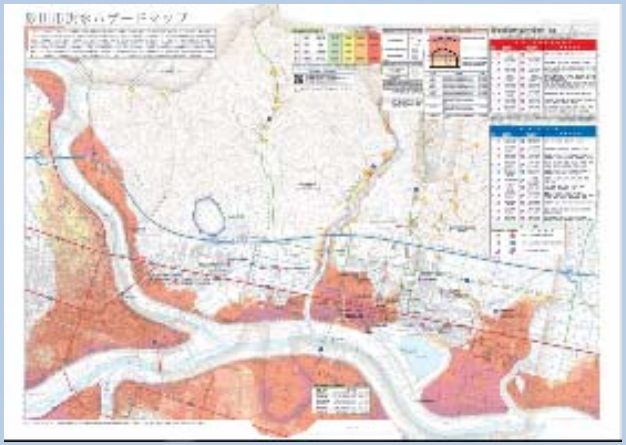

今後の取り組み

今後、土砂災害警戒区域等の指定や、中小河川における浸水想定区域の公表が見込まれる。また、大規模災害に対応した防災に関する考え方や法律の改正に合わせ適切なタイミングでハザードマップの改定や周知を実施する。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

深　川　市

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗
　深川市の小学校3、4年生の社会科の副教材として、防災に係るページを設けて防災教育を行っている。
　1日防災学校における防災教育の実施及び依頼のあった学校へ防災教室を行っている。

2，今後の予定
　今後も継続して副教材として掲載を行う。
　引き続き学校から1日防災学校及び防災教室の依頼があれば実施を予定している。

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗
　深川市役所庁舎、深川消防署、深川市立病院の予想浸水深が0．5m～3．0mに位置する。市役所については、耐震化されておらず、地震での災害もあり得る状況にある。
　深川市役所については、庁舎の治水対策として出入口7箇所において土のう設置など行うことにしている。また庁舎が被災した場合、代替の庁舎を確保して使用することにしている。
　深川消防署については、水害時に浸水想定区域外の民間施設と、浸水被害発生時における退避場所について今年度協定を締結し、民間施設を代替庁舎として利用することになっている。

2．今後の予定
　深川市役所庁舎は令和5年度に現庁舎隣に新庁舎を建設する計画があり、水害への備えについては防水板等を設けて対応予定。

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗
地域包括支援センター・ケアマネージャーへハザードマップの説明や災害時の対応についての説明を行っている。

2．今後の予定
引き続き、地域包括支援センター・ケアマネージャーに対し防災教育を行っていく。

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗
深川市において、現在のところ地域防災計画に定めていないため避難確保計画の作成が必要となる要配慮者利用施設なし。

2．今後の予定
今後、地域防災計画を改正し、対象施設を示す予定。

確認・提示依頼⑤
学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗
　深川市において、現在のところ地域防災計画に定めていないため避難確保計画の作成が必要となる学校施設なし。

2．今後の予定
　今後、地域防災計画を改正し、対象施設を示す予定。

確認・提示依頼⑥
ハザードマップの改良・周知、活用

1．改良・周知、活用
　深川市では令和2年2月にハザードマップを改訂し、同年5月に全世帯へ配布を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響により住民への説明会は延期していたが、10月から11月にかけて町内会長への説明を実施している。蜜を避け少人数で実施している防災教室などの機会にも説明を行っているが、今後も配布したハザードマップを有効に活用していただけるよう周知や説明に努めたい。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

奈井江町

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

教育委員会、子ども会育成連絡協議会主催のチャレンジクラブ（小学生対象）により防災クロスロード・避難所設営体験を実施。

2，今後の予定

学校、教育委員会と連携し、防災教育により子どもたちの防災意識の高揚を図る。

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

現庁舎は浸水想定区域（0.5m～3.0m）にあるため、代替庁舎を指定し非常用発電機の整備を実施。

災害拠点病院は、該当なし。

2．今後の予定

令和6年度に新庁舎の供用開始を想定し、令和2年度から令和3年度にかけ基本設計・実施設計を行う。

耐震性、安全性に優れた災害に強い庁舎を目指し、非常用発電機を備え、防災拠点としての機能を十分に発揮できるよう検討。

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

町内会単位の地域防災訓練及び防災セミナーを実施。

2．今後の予定

避難行動要支援者名簿を活用し、地域の支援者である自主防災組織・民生児童委員・町内会代表者に対する支援を行う。

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

地域防災計画を見直し6施設（学校を除く）を指定。

避難確保計画については6施設中、5施設が策定済み。

避難訓練については各施設で対応。

2．今後の予定

避難計画未策定の施設に対し、計画作成の支援を実施する。

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

地域防災計画を見直し小中2校を要配慮者施設に指定。

避難確保計画については未策定。

2．今後の予定

避難計画未策定の学校に対し、計画作成の支援を実施する。

確認・提示依頼⑥
ハザードマップの改良・周知、活用

1．改良・周知、活用

札幌開発建設部より想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域が示されたことにより、平成30年3月に改正版のハザードマップを作成。同年7月には全戸配布を行っております。

これまで、防災訓練や出前講座等においてハザードマップを使用した防災講和を行っておりますが、活用される地域が少ないのが現状です。

今後は、土砂災害警戒区域等の指定及び道河川の水位周知河川の指定によるハザードマップの見直しを行う予定。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

浦　臼　町

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進歩

令和2年10月26日(月)浦臼小学校において、1日防災学校を実施。防災士による防災講話および町職員による段ボールベッドや段ボールパーテーションを使った避難所体験や、災害時の非常食等を紹介した。

2，今後の予定

今後も、学校と連携し防災訓練等を実施したい。

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進歩

役場庁舎が浸水想定区域内にあるため業務継続計画において、代替え庁舎を指定した。

2．今後の予定

代替え庁舎は指定したが、役場庁舎が浸水想定区域内にあることには変わりないので役場庁舎に浸水対策は必要と考える。

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進歩、今後の予定

1. 取組状況、進歩

現段階では取組なし。

2. 今後の予定

今後へ向けて検討中。

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進歩、今後の予定

1. 取組状況、進歩

現段階では取組なし。

2. 今後の予定

今後へ向けて検討中。

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進歩

小学校、中学校を浦臼町の地域防災計画において要配慮者利用施設として定めていないため、避難確保計画を策定していない。

2．今後の予定

今後、小学校、又は中学校が要配慮者利用施設として指定された場合、小学校は浸水地域のため避難確保計画の策定が必要。

確認・提示依頼⑥
ハザードマップの改良・周知、活用

1. 取組状況、進歩

ハザードマップは2018年4月に1000年に一度の大雨を想定し改訂した。改訂したハザードマップは町内全戸に配付をしている。

2. 今後の予定

今後も改訂すべき事案が生じた場合は、速やかに改訂し町民へ周知する。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

新十津川町

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

今年度、新十津川小学校において全校的な取組みとして実施予定であった「１日防災学校」の開催が、新型コロナウイルスによる感染防止の観点から中止となった。
しかしながら、新十津川小学校4年生の社会科において「災害にそなえるまちづくり」という授業を行うこととなり、児童の質問に答える形（書面）で、防災教育を実施できた。

2，今後の予定

来年度についても、教育委員会と連携し、新十津川小学校及び中学校（検討中）において「１日防災学校」を実施する予定でるが、内容については検討中である。

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

現在、令和3年5月運用を開始予定で新庁舎を建設中、停電対策として非常用発電装置を水害対策として3階に設置することで進めている。
防災拠点病院は存在しないが、町内の医療機関、福祉施設管理者とは福祉避難所としての協定を締結している施設もあり、連絡体制は確保できている。

2．今後の予定

新型コロナウイルス感染症対策を講じた福祉避難所運営や受入体制について共通認識を図っていく必要がある。

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

各行政区を対象とし、自主防災会主催の防災研修の支援を平成25年から行っており、昨年度は6行政区142人に、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の影響もあり研修会の開催を躊躇する行政区もあったが、4行政区の区役員等約50人に対し、水害タイムラインの説明や感染症対策を実施した避難所運営とあわせて避難行動の理解促進に向けた研修会を行っている。

2．今後の予定

町総合防災訓練を3年に1回行っており、次回は、令和3年8月29日に予定している。

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

避難確保計画作成が必要な13施設は全て避難計画を作成している。

2．今後の予定

避難所確保計画の内容が更新されていない施設もあるため、今後、避難訓練の実施の啓蒙と合わせて、要配慮者利用施設と連携を図っていく。

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

町ハザードマップ上、小学校及び中学校については、洪水のリスクがない場所（浸水地域外）に建設されているため、水防法に基づく避難確保計画の作成を行っていない。

2．今後の予定

特に予定なし。

確認・提示依頼⑥

ハザードマップの改良・周知、活用

1．改良・周知、活用

平成30年2月にハザードマップの改良を行い、防災ガイドブックとして全戸配布を行ったとともに、同月、住民を対象とした防災ガイドマップ住民説明会（46名参加）を開催した。

以降、現在まで防災ガイドマップを活用した研修会等を延べ11回、251人に対し実施した。

なお、本年3月にため池ハザードマップについても作成し、全戸回覧、被害対象地域については全戸配布を行った。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

妹背牛町

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

〇小学校における防災教育授業「自然災害に備えるまちづくり」を実施
　小学校3年生　防災かるた、小学校4年史講義
〇中学校における防災教育授業の実施（今年度は講義無し）

2，今後の予定

〇引き続き小学校及び中学校における、防災教育授業の取り組みに協力。
　・必要な教材の確保
　・講義の対応
　・授業内容相談

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

〇非常用発電設備の整備～令和2年度完成
〇移動系無線のデジタル化～令和2年度完成

2．今後の予定

〇同報系設備（緊急用屋外報雄設備及び戸別受信機）の整備　～　令和3年度以降実施予定

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

〇災害時における避難行動など

・季節に合わせた防災関連情報の周知を実施　～　町広報を活用
・災害時においては、各携帯電話会社との契約による「エリアメール」を活用した避難場所等の周知

2．今後の予定

〇災害時おける避難行動について
・防災関連情報の周知　～　引き続き町広報等を活用。町の公式SNSを使用した情報発信。
・災害時における情報発信　～　携帯電話・スマートフォンを活用した情報発信

〇避難所開設訓練及び避難行動訓練
・避難所開設訓練及び住民を交えた避難訓練を実施予定　～　令和3年度

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

〇避難計画の作成状況
検討中

2．今後の予定

今後、策定に向けた協議を予定

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

〇避難計画の作成状況
検討中

2．今後の予定

今後、策定に向けた協議を予定

確認・提示依頼⑥
ハザードマップの改良・周知、活用

1．改良・周知、活用

〇周知活用
・作成時点で町民へ全戸配布
・ホームページへの掲載により広く周知

〇改良
・令和3年度以降に内容の見直しを予定。
・北海道及び札幌管区気象台に協力を依頼し、内容の調整を行う。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

秩父別町

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

今年度より小・中学生を対象に1日防災学校を行った。
小学校3年生以上及び中学生は、警察署職員による防災座学や段ボールベッド作成、避難所用ワンタッチテント設営体験を行った。
また、小学校1，2年生は、紙スリッパ作成や防災かるたを行った。

2．今後の予定

来年度の実施については未定。

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

浸水想定区域内に庁舎、防災拠点病院がないため該当なし。

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

平成30年度から秩父別町防災訓練を実施しており、講話や体験などをすることにより防災についての理解促進を深めた。今年度については10月24日に実施予定。なお、今回の防災訓練に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場職員及び町内会長のみの参集とした。

2．今後の予定

今後は、各町内会に自主防災組織を作成していく。
（現在は、3地区が設立に向け活動中）

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

現段階では作成はしていない。

2．今後の予定

今後は必要に応じ作成予定。

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

小学校、中学校を秩父別町の地域防災計画において要配慮者利用施設として定めていないため、避難確保計画を策定していない。

2．今後の予定

今後、小中学校が要配慮者利用施設として定めた場合は避難確保計画を策定予定。

確認・提示依頼⑥

ハザードマップの改良・周知、活用

1．改良・周知、活用

平成22年3月に秩父別町防災マップ（ハザードマップ）を作成し、平成29年3月には、秩父別町防災マップの改良を行った。
なお、完成した防災マップは全戸配布にて周知を行うとともに、町ホームページにて掲載をしている。
今後は、必要に応じ改良を行い、町ホームページの更新など引き続き周知に努める。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

雨　竜　町

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進歩
防災教育の取組として、１日防災学校を積極的に行うとともに、小学校の副読本への防災対策の取組の照会等を行った。

2，今後の予定
引き続き、防災教育を小中学校併設校を活かした中で推進する。

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進歩
本町の庁舎については浸水想定区域外となっているが、平成30年に新庁舎へ改築し、防災拠点としての機能充実を図るとともに、防災行政無線の機能強化を行い情報伝達方法の一部見直しを行った。

2．今後の予定
災害時の情報伝達方法を再度見直すとともに、情報伝達訓練を行い情報伝達体制の検証を行うこととする。

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進歩、今後の予定

1. 取組状況、進歩
　避難行動の理解促進については、令和2年度防災ハザードマップを含めた防災のしおりを作成し年度内には町内全戸配布することとしている。

2. 今後の予定
　防災のしおりを活用し、防災訓練の実施や研修会等により理解促進を進める。

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進歩、今後の予定

1. 取組状況、進歩
町内の要配慮者利用施設については、浸水想定区域外に立地しているが、施設ごとで有事の際の避難訓練等を実施している。

2. 今後の予定
今後とも継続実施することとする。

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進歩

本町において、学校については各種災害想定エリア外となっているため避難確保計画については作成していないが、学校での避難訓練時において避難に係る重要性等についての学習をおこなった。

2．今後の予定

避難確保計画については、今後検討することとする。

確認・提示依頼⑥
ハザードマップの改良・周知、活用

1．取組状況、進歩
　令和2年度において、洪水ハザードマップについて全面的に改良を行い全戸に配布するとともに、防災関わる情報を記載したしおりを作成し令和2年度中に全戸配布する。

2．今後の予定
　改良した洪水ハザードマップやしおりをもとに町内会ごとの防災に関わる研修会などを実施し周知する。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

北　竜　町

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗
①防災教育活動の実績
開催日時：令和2年9月5日（土） 午後1時から午後2時
社会教育活動の「子どもと高齢者のふれあい事業」開催時実施
内容：町のこれまでの災害経歴や災害時に使用するグッズを紹介し使用方法などを説明し、各種災害を想定した講話実施。
消防署員により煙の中を避難する体験も併せて実施。
出席者：子ども31名・高齢者（ふれあい推進委員）14名　役場防災職員2名　消防職員4名

②町内小学4年生社会科学習「自然災害に備える町づくり」
開始日時：令和2年9月17日（木） 午後1時15分から午後2時15分
題目：「北竜町の自然災害についての取組」について
内容：洪水や台風、地震などの災害に対する町の対策や災害での避難所施設数、備蓄品などの質疑応答形式で実施。
※洪水ハザードマップ配布
出席者：小学生5名・教員1名　役場職員2名

2．今後の予定

①令和3年2月頃
・小学生1年生～6年生を対象とした「防災学級」開催を予定

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

2．今後の予定

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1. 取組状況、進捗

2. 今後の予定

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1. 取組状況、進捗

2. 今後の予定

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1. 取組状況、進捗

2. 今後の予定

確認・提示依頼⑥
ハザードマップの改良・周知、活用

1. 改良・周知、活用

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

沼 田 町

確認内容	取組状況、進捗	今後の予定
防災教育の促進	・平成30年度に沼田小中学生を対象とした防災訓練を実施 ・令和2年度に沼田中学校において「1日防災学校」を実施	・小中学生を対象とした防災訓練、防災研修の実施 ・「1日防災学校」の継続した実施
市町村庁舎や防災拠点病院等	・浸水想定区域内に庁舎は存在しないが、非常用発電機を設置済み ・災害拠点病院は存在しないが、福祉施設等を福祉施設に指定し、連絡体制は確保済み	・代替庁舎となる施設及び各避難所への非常用電源の設置
避難行動の理解促進	・令和2年度にハザードマップ及び避難行動への理解を促す「防災のしおり」を作成し全戸へ配布済み	・要配慮者使用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の実施
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練	・要配慮者使用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の実施の検討	・要配慮者使用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の実施
学校における避難確保計画	・平成30年度に沼田小中学生を対象とした防災訓練を実施 ・令和2年度に沼田中学校において「1日防災学校」を実施	・小中学生を対象とした防災訓練、防災研修の実施 ・「1日防災学校」の継続した実施 ・要配慮者使用施設と連携した情報伝達訓練や避難訓練の実施
ハザードマップの改良・周知、活用	・令和2年度にハザードマップ及び避難行動への理解を促す「防災のしおり」を作成し全戸へ配布済み	・ハザードマップを活用した防災訓練、防災研修等の実施

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

幌加内町

確認･提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

本町における防災教育は、学校独自の避難を実施している。

2，今後の予定

学校のみならず、地域住民を交えた総合的な防災訓練を実施することにより、避難時の心構えや避難方法等についての理解を深め、生徒の危機意識の向上及び地域住民の一員である自覚を促す。

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

本庁舎は昭和56年に建築し、発電機の完備やコロナ禍における避難所の確保により庁舎2階（町民研修センター）を避難所指定し、災害への事前備えをしている。

2．今後の予定

役場庁舎の災害対策の充実に向けて、洪水時における電源確保（1階⇒2階）、備蓄庫の整備を図るとともに継続的な防災訓練の実施に努めていきたい。

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

令和2年10月、各地域における想定浸水深状況や避難場所、避難時の心得等の住民周知として、洪水ハザードマップを全戸配布した。

2．今後の予定

各地域（自治区及び町内会）における避難訓練を実施することにより住民の防災意識向上と起こりうる災害への備えを図る。

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

要配慮者利用施設における避難計画作成及び訓練実施には至っていない。

2．今後の予定

次年度中に要配慮者利用施設における避難計画を作成予定し、
訓練については年次計画を早急に立てて順次実施する予定。

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗

学校における避難確保計画作成には至っていない。

2．今後の予定

他の避難計画等と合わせて次年度又は次年度以降に作成する予定。

確認・提示依頼⑥
ハザードマップの改良・周知、活用

1．改良・周知、活用

令和2年10月、想定最大規模の洪水浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、全戸配布を行った。

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

上砂川町

確認・提示依頼①
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗
９月２９日（火）に町内8コ自治会中4コ自治会長に対して自主防災組織の組織化のための説明会を実施

2．今後の予定
(1) 自主防災組織の組織化のための説明会において、説明会を実施していない残りの4コ自治会長に対しては、令和2年度中（時期未定）に説明会を実施する予定
(2) 自主防災組織の組織化に向けた施策として、１１月２５日（水）に9月２９日に説明会を実施した1コ自治会の依頼に基づき、役員会の場を活用し自主防災組織結成に関する説明会を実施する予定
(3) 上砂川中学校において１１月２７日（金）に防災教育を実施予定

確認・提示依頼②
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定

1．取組状況、進捗
町庁舎に非常用電源を確保する対策の検討

2．今後の予定
町庁舎に非常用電源を確保する対策の検討（令和2年度末に庁舎新設に伴い非常用電源新設予定）

確認・提示依頼③
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定

1. 取組状況、進捗
円滑に避難行動を実施するための避難計画の作成、普及による避難行動の理解促進について検討予定

2. 今後の予定
円滑に避難行動を実施するための避難計画の作成、普及による避難行動の理解促進について検討予定

確認・提示依頼④
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定

1. 取組状況、進捗
流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定

2. 今後の予定
流域タイムライン作成状況をみつつ検討予定

確認・提示依頼⑤

学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定

1. 取組状況、進捗

学校と連携した情報伝達訓練や避難訓練の実施の検討

2. 今後の予定

学校と連携した情報伝達訓練や避難訓練の実施の検討

確認・提示依頼⑥

ハザードマップの改良・周知、活用

1．改良・周知、活用

令和3年度に想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図に基づいたハザードマップを作成し、町民に配布予定

担当者部会における確認・提示依頼に関する取組状況

歌志内市

確認・提示依頼	取組状況・進捗	今後の予定
防災教育に関する取組状況、進捗、今後の予定	学校に関する防災教育の取り組みはこれまでなし。	今後に向けて検討中。
市町村庁舎や災害拠点病院における取組状況、進捗、今後の予定	市庁舎浸水想定区域のため止水板設置や令和元年度は非常用発電機を設置し電源を確保した。	今後に向けて検討中。
避難行動の理解促進に向けた取組状況、進捗、今後の予定	令和2年9月に作成した防災マップを全戸配付。その後、希望する町内会に対し防災マップ説明会を実施。地域ごとの避難所や取るべき行動など説明。	希望する町内会に対して説明、来年度は図上訓練等検討。
要配慮者利用施設における避難計画作成・訓練の取組状況、進捗、今後の予定	今後に向けて検討中。	今後に向けて検討中。
学校における避難確保計画に関する取組状況、進捗、今後の予定	今後に向けて検討中。	今後に向けて検討中。

ハザードマップの改良・周知、活用

歌志内市

今年度改良した防災マップ（前回作成平成26年度）を令和2年9月に全戸配付。
改良点として、最大規模の浸水想定区域や土砂災害危険箇所の基礎調査結果を反映させ、見やすさを考慮して行政区毎にページを分けて図を拡大した。
他にも災害種別ごとの啓発ページや警戒レベルの説明、備蓄品の備え方を掲載している。

〇防災マップ説明会
配付後、10月から希望する町内会に対し防災マップの活用方法等の説明会を行った。（令和2年11月現在6箇所実施）
防災マップの見方や災害が発生した場合の避難先について確認を行った後、市で備蓄しているアルファ米や乾パンなどを実際に試食し、災害に対する認識を再確認した。

３．情報提供

石狩川下流域外減災対策協議会（第6回）
地域部会

大雨特別警報の警報等への切り替え後の洪水への警戒の呼びかけについて

令和３年1月
札幌管区気象台

●大雨特別警報切り替え後の氾濫への呼びかけの流れ

切替約数10分前 → 大雨警報へ切替（0時間）

本省庁による合同記者会見

気象台
都道府県や市町村へのホットライン

気象台 発表
大雨特別警報から大雨警報へ切り替え

河川管理者・気象台 共同発表
洪水予報（臨時）の発表

令和〇年〇月〇日〇時〇分 札幌管区気象台発表

石狩・空知・後志地方の注意警戒事項
【警報に切り替え】大雨は峠を越えましたが、豊平川では氾濫が発生している所があるため、洪水への一層の警戒が必要です。指定河川洪水予報を発表していますのでご確認ください。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

札幌市 [継続]洪水，暴風警報
[特別警報から警報]大雨警報(土砂災害)
[解除]雷注意報

札幌市 発表中の警報・注意報等の種別		今後の推移(■警報級 □注意報級) 12日 21-24	13日 0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	備考・関連する現象
大雨	(土砂災害)										土砂災害警戒
洪水	(洪水害)										氾濫
暴風	風向風速 (矢印・メートル)	30	30	25	15	13					

豊平川洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
札幌開発建設部 札幌管区気象台 共同発表

「石狩・空知・後志地方の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

石狩・空知・後志地方の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、豊平川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 豊平川（とよひらがわ） では、 **氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報） を発表中です。**

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
豊平川（とよひらがわ）	雁来（かりき）(札幌市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
豊平川（とよひらがわ）	藻岩（もいわ）(札幌市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 https://www.river.go.jp/
気象庁HP https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 札幌開発建設部 河川整備保全課 電話：011-611-0340
気象関係：気象庁 札幌管区気象台 気象防災部予報課 電話：011-611-6124

●大雨特別警報の解除を「警報に切り替え」等と表現

切替約数10分前 → 大雨警報へ切替（0時間）

本省庁による合同記者会見

気象台
都道府県や市町村へのホットライン

気象台 発表
大雨特別警報から大雨警報へ切り替え

河川管理者・気象台 共同発表
洪水予報（臨時）の発表

➢ 大雨特別警報を解除する際、安心情報と誤解されることのないよう「警報に切り替え」などの洪水への警戒を促す表現に改善。

（令和２年６月18日～）

大雨特別警報解除時の見出し文（注意警戒文）の変更点

パターンA
例）大雨特別警報 → 大雨警報

現状	改善後
【特別警報解除】（警報の記述）	【警報に切り替え】（警報の記述）

パターンB
例）大雨特別警報 → 大雨注意報

現状	改善後
【特別警報解除】（注意報の記述）	【注意報に切り替え】（注意報の記述）

大雨特別警報解除時の見出し文（注意警戒文）の例

【警報に切り替え】大雨は峠を越えましたが、〇〇川、〇〇川、〇〇川等では氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。指定河川洪水予報や府県気象情報をご確認ください。土砂災害や浸水害、暴風、高波、高潮にも警戒してください。

● 大雨特別警報切り替え後の氾濫への警戒呼びかけの改善

切替約数10分前 → 大雨警報へ切替（0時間）

本省庁による合同記者会見

気象台
都道府県や市町村へのホットライン

気象台 発表
大雨特別警報から大雨警報へ切り替え

河川管理者・気象台 共同発表
洪水予報（臨時）の発表

大雨警報への切り替えに合わせた洪水予報（臨時）の例

石狩川以外の河川

豊平川洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
札幌開発建設部　札幌管区気象台　共同発表

「石狩・空知・後志地方の大雨は[illegible]から」

石狩・空知・後志地方の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、豊平川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 豊平川（とよひらがわ）　では、 **氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）を発表中です。**

どの警戒レベルに相当する状況か分かりやすく解説。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
豊平川（とよひらがわ）	雁来（かりき）（札幌市）	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
豊平川（とよひらがわ）	藻岩（もいわ）（札幌市）	氾濫危険水位超過	水位上昇中

石狩川のみ

石狩川下流洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
札幌開発建設部　札幌管区気象台　共同発表

「石狩・空知・後志地方の[illegible]

石狩・空知・後志地方の大雨は峠を越え[illegible]水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 石狩川下流（いしかりがわ）　では、 **氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）を発表中です。**

どの警戒レベルに相当する状況か分かりやすく解説。

（最高水位となる時間帯）
石狩川下流部では、今後も水位上昇が継続し、石狩川下流ではこれから〇時間後に、石狩川下流では〇～〇時間後に最高水位に到達する見込み。

（最高水位の見込み）
上流域に降った雨は、〇〇年の洪水に匹敵する〇〇（mm／〇日）を観測していることから、氾濫危険水位に到達するおそれあり。

河川名	[illegible]観測所	水位状況	最高水位予想時間	今後の見込み
石狩川下流（いしかりがわ）	[illegible]路（札幌市）	氾濫発生中	〇日　〇～〇時頃（〇～〇時間後）	浸水範囲の拡大に注意
石狩川下流（いしかりがわ）	[illegible]狩大橋（江別市）	氾濫危険水位に到達する見込み	〇日　〇～〇時頃（〇～〇時間後）	水位上昇中。氾濫危険水位到達見込み
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	水位上昇中
石狩川下流	橋本町（樺戸郡新十津川町）	[illegible]	[illegible]頃（〇～〇時間後）	まだ水位上昇していないが、24時間以上先に最高水位に達する見込み
石狩川下流（いしかりがわ）	納内（おさむない）（深川市）	—	—	水位上昇中

最高水位の見込みや最高水位となる時間帯などの今後の見込みを発表。

※開発建設部からはFAXで関係自治体等へ送付。気象台からは府県気象情報として発表。

●洪水予報（臨時）を発表する条件

- 「氾濫発生情報」「氾濫危険情報」または「氾濫警戒情報」を発表中に、大雨特別警報から警報への切り替えに合わせて洪水予報（臨時）を発表する。ただし、危険な状況を脱したと思われる場合などは発表しない場合がある。
- 長期の水位予測の見通しが可能な河川（石狩川）においては、洪水予報を発表していない場合であっても「氾濫危険情報」に到達する見込みがある場合は、洪水予報（臨時）を発表する。

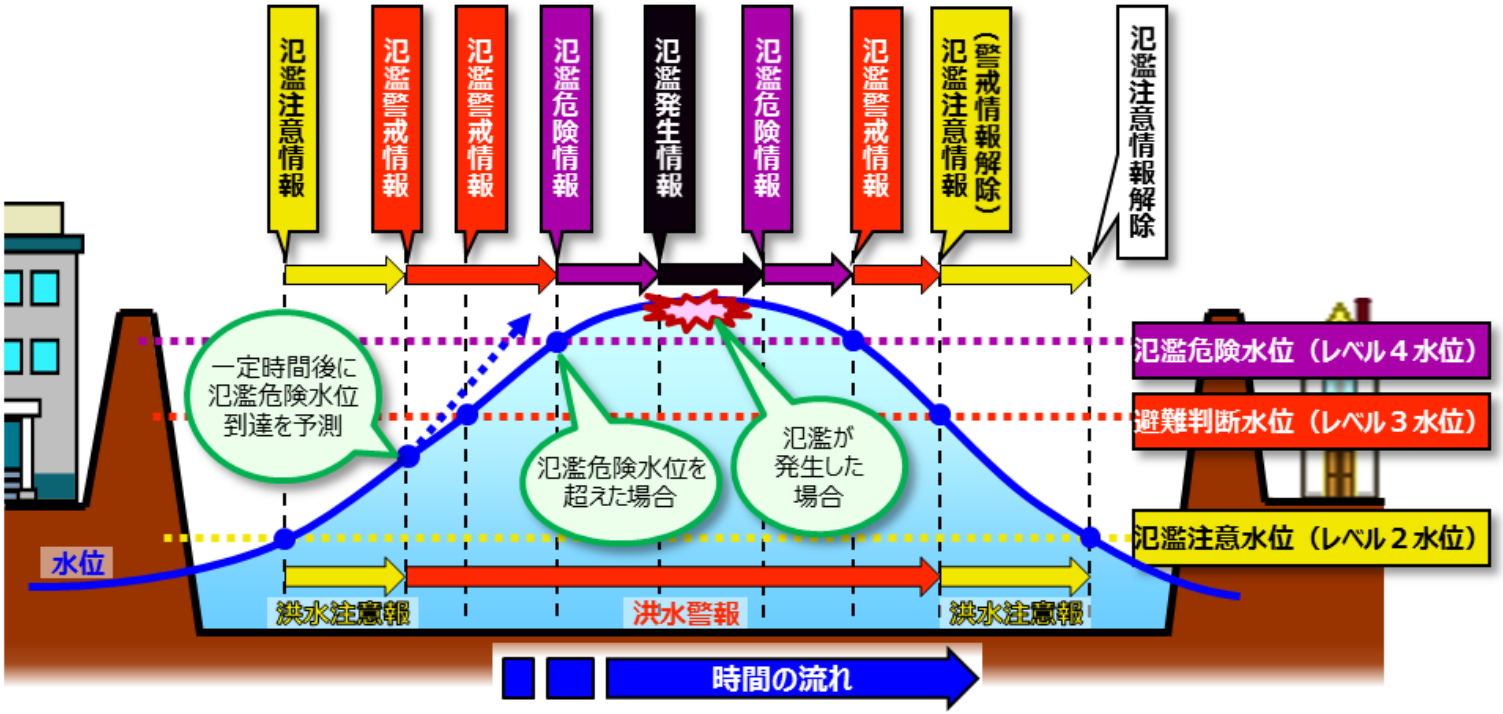

実際の発表例
令和2年7月4日　熊本県

●大雨特別警報から大雨警報へ切り替え

切替約数10分前 → 大雨警報へ切替（0時間）

本省庁による合同記者会見

気象台
都道府県や市町村へのホットライン

気象台 発表
大雨特別警報から大雨警報へ切り替え

河川管理者・気象台 共同発表
洪水予報（臨時）の発表

【発表】

令和　２年　７月　４日０４時５０分　熊本地方気象台発表
（（【特別警報（大雨）】天草・芦北、球磨地方、宇城八代に特別警報を発表しています。土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に最大級の警戒をしてください。））

【切り替え】

令和　２年　７月　４日１１時５０分　熊本地方気象台発表
（（【警報に切り替え】大雨は峠を越えましたが、球磨川では氾濫が発生している所があるため、洪水への一層の警戒が必要です。指定河川洪水予報や府県気象情報をご確認ください。土砂災害にも警戒してください。））

●洪水予報（臨時）の発表

切替約数10分前　　大雨警報へ切替（0時間）

本省庁による合同記者会見

気象台
都道府県や市町村へのホットライン

気象台 発表
大雨特別警報から大雨警報へ切り替え

河川管理者・気象台 共同発表
洪水予報（臨時）の発表

球磨川洪水予報(臨時)
令和2年7月4日12時00分
国土交通省 八代河川国道事務所
気象庁 熊本地方気象台

熊本県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わりましたが、
球磨川では今後も氾濫に警戒が必要です。

熊本県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わりましたが、球磨川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 球磨川（くまがわ）　では、　氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報）を発表中です。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
球磨川	萩原（熊本県八代市）	氾濫発生中	水位上昇中。まもなく最高水位
球磨川	大野（熊本県球磨郡球磨村）	氾濫発生中	水位は横ばい
球磨川	渡（熊本県球磨郡球磨村）	氾濫発生中	水位は横ばい
球磨川	人吉（熊本県人吉市）	氾濫発生中	水位は横ばい
球磨川	一武（熊本県球磨郡錦町）	氾濫危険水位超過	水位は横ばい
球磨川	多良木（球磨郡多良木町）	氾濫危険水位超過	水位は横ばい

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 http://www.river.go.jp/
気象庁HP https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 八代河川国道事務所 tel:0965-32-7173
気象関係：気象庁 熊本地方気象台 tel:096-352-0345

大雨特別警報切り替え時の
洪水警報の危険度分布（4日11時50分）

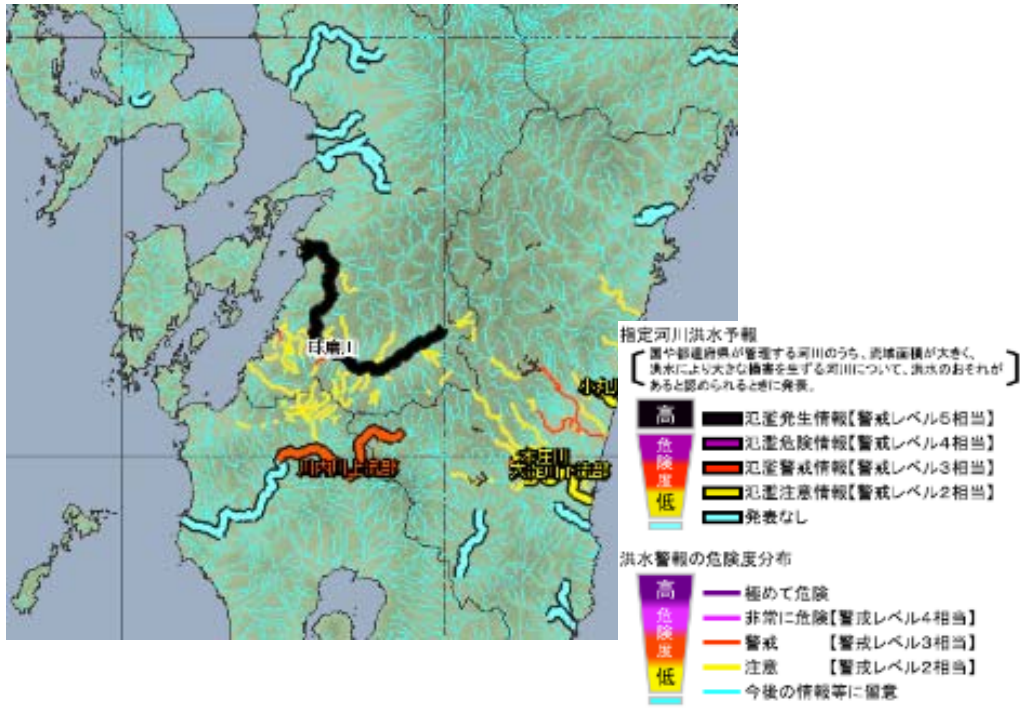

● 5段階の警戒レベルと防災気象情報

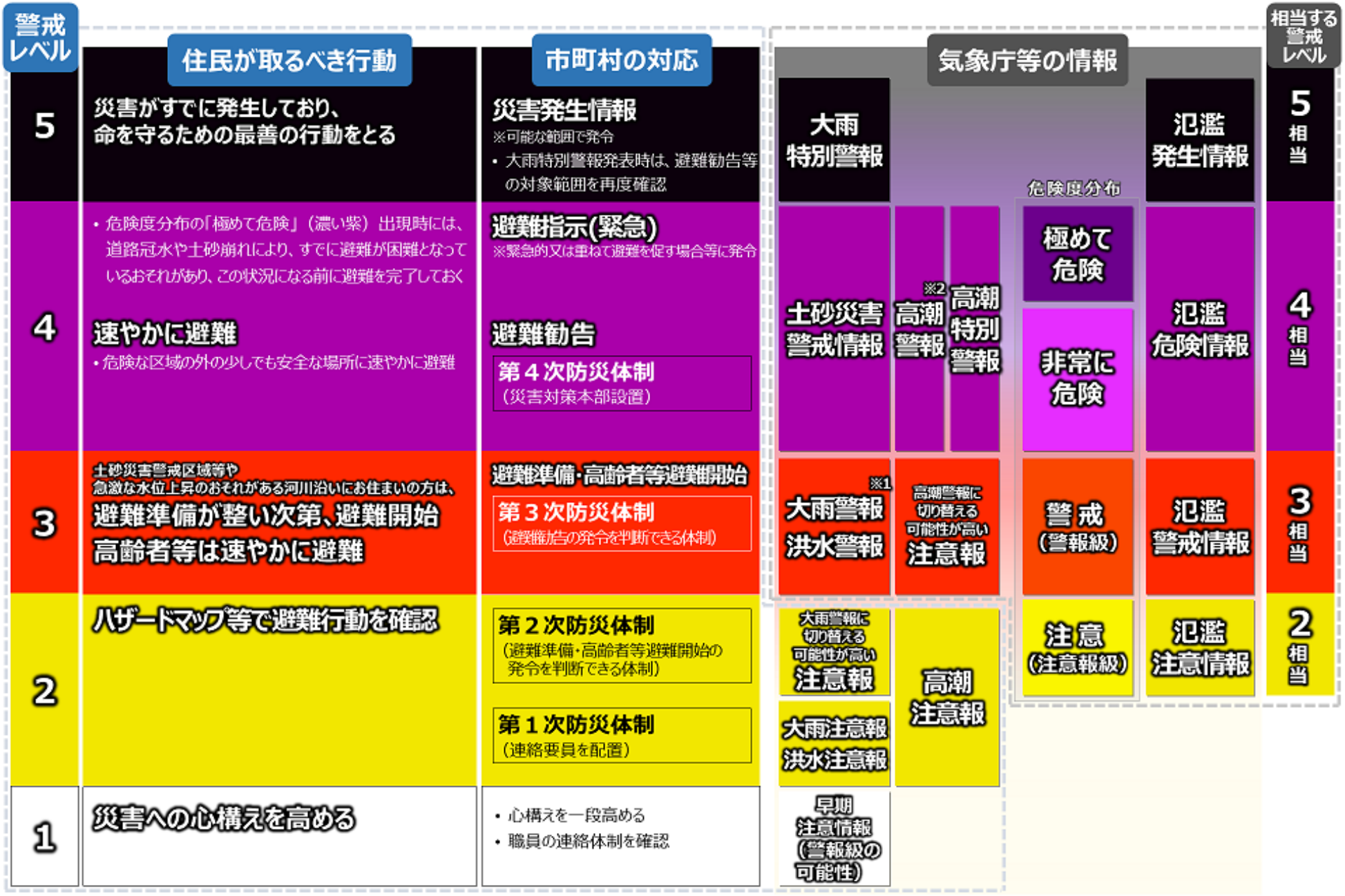

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）に相当します。
※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難勧告（警戒レベル4）に相当します。

「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

ウポポイ
民族共生象徴空間
北海道白老町に 2020 OPEN!

札幌開発建設部における地域防災支援について

札幌開発建設部　防災課

令和3年1月29日

国土交通省 北海道開発局

「世界の北海道」を目指して
―北海道総合開発計画―

目　次

１　令和２年７月豪雨に伴うTEC-FORCE派遣
　１　気象概要
　２　被害状況
　３　TEC-FORCEの目的・概要等
　４　TEC-FORCEの活動状況
　５　受け入れ体制のお願い
　６　災害対策用機械による災害支援等

２　防災ナビ
　１　防災の相談窓口等
　２　防災情報の提供【概要】

1-1　過去に例を見ない降水量（異常気象）①

「令和2年7月豪雨」は、7月3日から14日までの総降水量が九州を中心に年降水量平年値の半分以上となるところがあるなど、西日本から東日本の広範囲にわたる長期間の大雨となった。特に顕著な大雨となった3日から8日にかけては、線状降水帯が九州で多数発生し、総降水量に対する線状降水帯による降水量の割合が「平成30年7月豪雨」より大きいといった特徴が見られた。

札幌の年間降水量
（1981～2010統計1106.5mm）
の約2倍

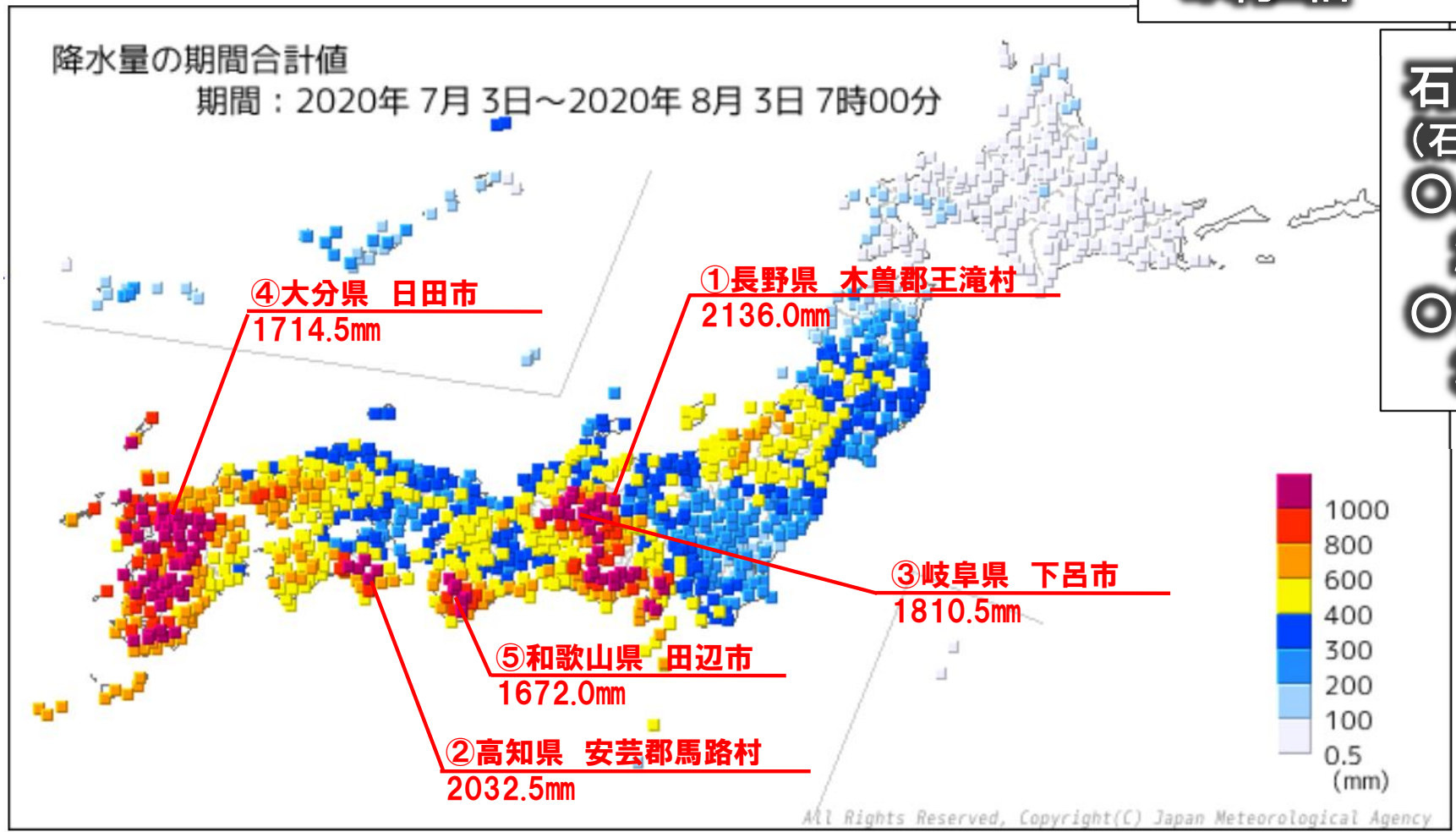

石狩川の整備
（石狩大橋）
○ハード対策
260mm/3日
○ソフト対策
358mm/3日

国土交通省
北海道開発局
札幌開発建設部

7県に大雨特別警報が発表され、長雨となり数十年に一度の降雨量を記録
多くの観測所で降水量の値が観測史上1位を観測

72時間降水量の期間最大値の分布図（7月3日0時～7月29日12時）

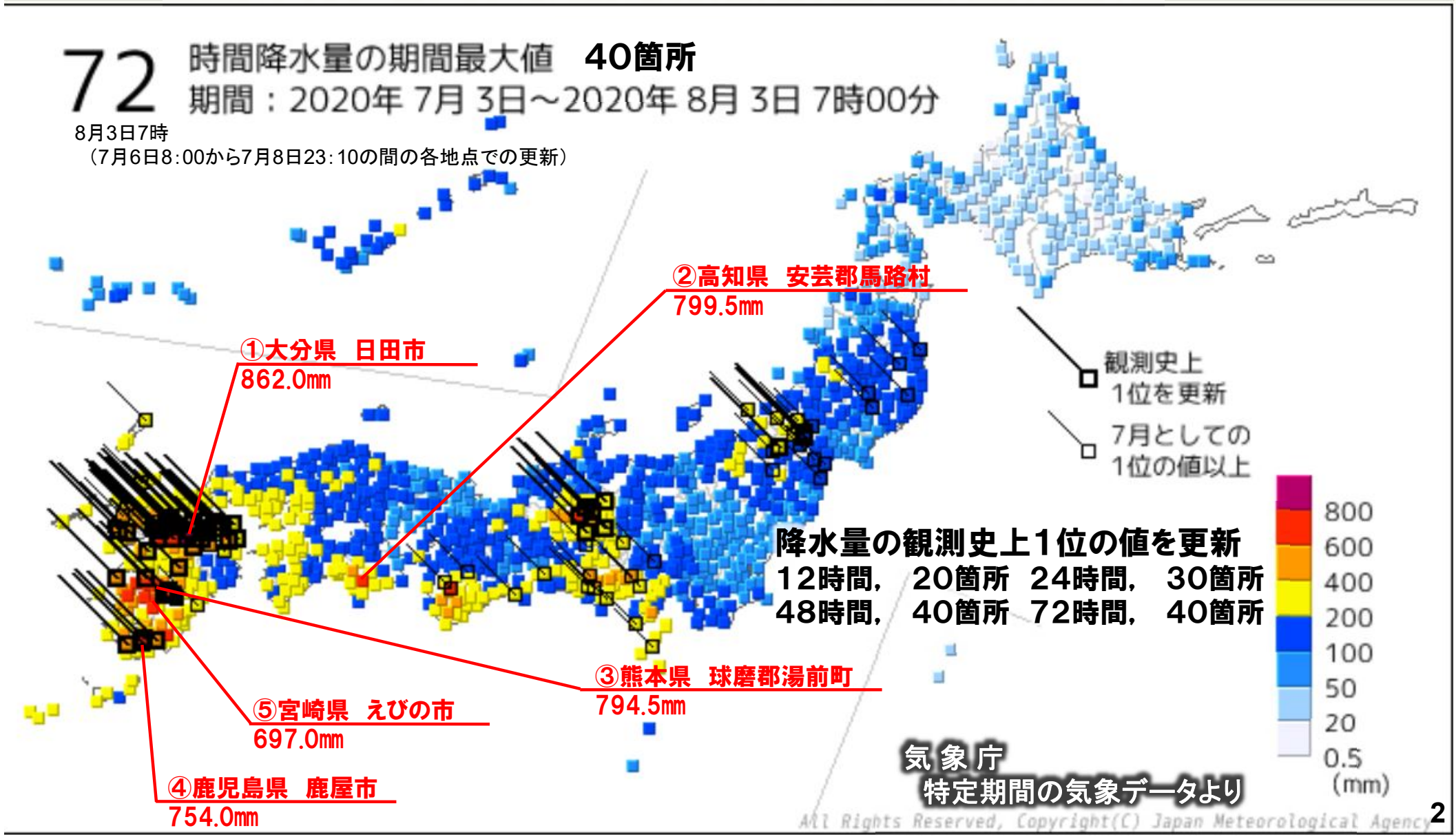

1－1　過去に例を見ない降水量（異常気象）③

7月3～4日の熊本県を中心とした大雨は、大量の下層の水蒸気が流入し、風上側で次々と発生した積乱雲が組織化した線状降水帯によりもたらされ、6日の九州北部地方の大雨は、複数の線状降水帯が形成されたことによりもたらされました。

特に顕著な大雨となった3日から8日かけて、線状降水帯が九州で多数発生し、総降水量に対する線状降水帯による降水量の割合（寄与率）が高く70％を超えた所もあり、一部で50％を超えた程度の「平成30年7月豪雨」よりも大きくなりました。

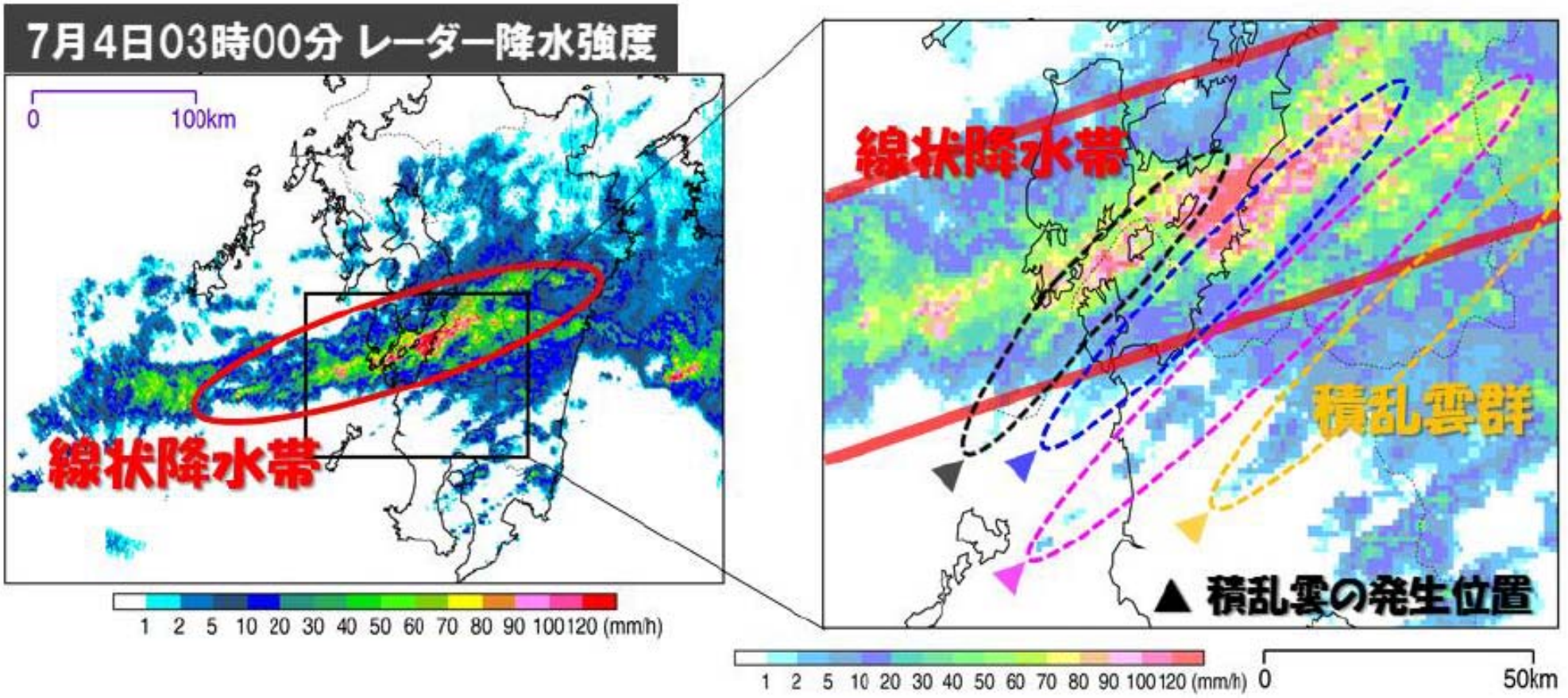

1-2 被害状況(直接的被害①)洪水被害

○ 令和2年7月豪雨により広い範囲で記録的な大雨となり、九州・中国地方を中心に
計420箇所で堤防が決壊するなど、河川が氾濫し、**約9,700haが浸水**

（10月1日時点）

球磨川 右岸側 人吉市街部(紺屋町)

堤防決壊　・国管理河川　12水系　23河川　203箇所
　　・都道府県管理河川　61水系　200河川　217箇所

浸水面積　・国管理河川　2382.1ha
　　・都道府県管理河川　7292.5ha

令和2年7月4日(土)朝撮影

球磨川 西瀬橋 流失(人吉市矢黒町)

令和2年7月4日(土)朝撮影

国土交通省
北海道開発局
札幌開発建設部

H30西日本豪雨、R1東日本台風に引き続き、土砂災害が発生(8/4 7:00現在)

土砂災害発生件数

869件

土石流等：140件
地すべり：74件
がけ崩れ：655件

【被害状況】
人的被害：死者 17名
家屋被害：全壊 26戸
半壊 11戸
一部損壊 101戸

7/4 土石流等
熊本県葦北郡津奈木町福浜(あしきた つなぎまち ふくはま)

7/8 地すべり
長崎県佐世保市小川内町(させぼ おがわちまち)

7/8 地すべり
長野県上水内郡小川村下北尾(かみみのち おがわむら しもきたお)

7/4 がけ崩れ
熊本県葦北郡芦北町伏木氏(あしきた あしきたまち ふしき)

発生件数上位5県

熊本県	221件
長野県	72件
鹿児島県	69件
福岡県	55件
長崎県	40件

日本全国において同様の被害が発生する可能性を示唆

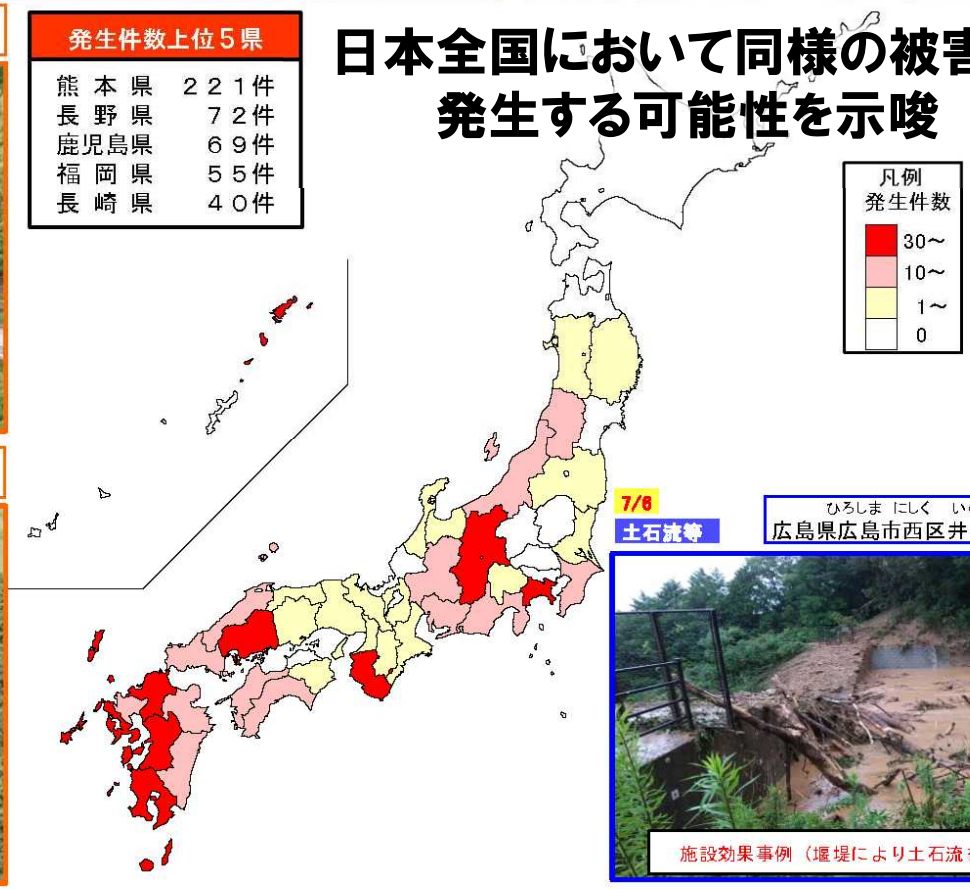

7/8 土石流
岐阜県高山市岩井町眠木(たかやま いわいまち ねむき)

7/7 がけ崩れ
大分県日田市天瀬町赤岩(ひた あまがせまち あかいわ)

7/6 土石流等
広島県広島市西区井口台3丁目(ひろしま にしく いのくちだい)

7/28 地すべり
山形県西山村郡大江町貫見(にしむらやま おおえまち ぬくみ)

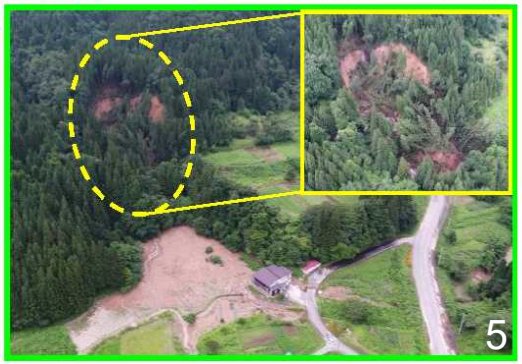

1-2　被害状況（社会的影響）被害状況と地域支援

一般被害状況等

（消防庁 1/7 14:00現在）
（1）人的被害
・死者　84人　・行方不明2人
【104人　　3人】
（2）住家被害

全壊	1，621棟 【2，902棟】
半壊	4，504棟 【20，616棟】
一部破損	3，503棟 【24，490棟】
床上浸水	1，681棟 【17，581棟】
床下浸水	5，290棟 【25，628棟】

【　】令和元年東日本台風での被害

（3）ライフライン
水道
最大で約3万8千戸が断水
下水道
12箇所で浸水被害
電気
最大約2万2千戸の停電が発生
（4）農林水産関係被害額
約2、208.5億円

令和2年7月5日　総理大臣官邸

令和2年7月豪雨非常災害対策本部会議（第1回）

総理は、本日の議論を踏まえ、次のように述べました。
「九州地方の記録的な大雨による球磨（くま）川の氾濫や土砂災害により、大きな被害が生じています。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げたいと、そして全ての被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

暑さが厳しくなる中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を含めた、被災者へのきめ細やかな支援が急務です。災害マネジメント総括支援員の派遣等、被災自治体への人的支援にも全力を挙げてください。

被災地では、これから明日にかけて、大雨となる可能性があります。引き続き、厳重な警戒を続ける必要があります。これまでに降った大雨により、地盤の緩んでいるところもあり、被災地の皆様におかれましては、引き続き自治体の情報に注意をし、土砂災害や河川の氾濫などに、十分に警戒していいただきますようにお願いいたします。」

1-3 TEC-FORCEの目的・概要

目　的

大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地の早期復旧のための技術的支援など、被災地方自治体の支援を迅速に実施します。

概　要

①隊員は専門技術者（河川、道路、港湾、建築、電気、機械等）で構成
②任務別の班編制により緊急事態に速やかに的確な対応を実施
③全国に配備しているヘリコプターや排水ポンプ車等の災害対策用の機械により、迅速な被害状況調査や応急対策が可能

派遣要請

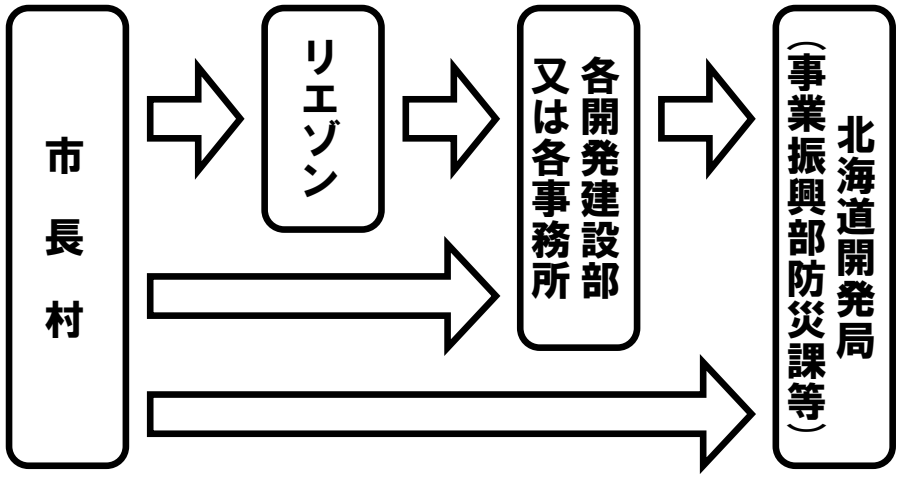

活動内容

①被災概況の把握
②被害状況の早期把握
③二次災害発生防止
④危険箇所監視
⑤進入・避難経路確保
⑥緊急輸送路確保
⑦地方公共団体等業務継続支援
⑧復旧早期化支援
⑨救命・救助支援

班編制

①リエゾン
②先遣班
③情報通信班
④被災状況調査班（ヘリ調査）
　被災状況調査班（現地調査）
⑤応急対策班
⑥広報撮影班
⑦各班配置のロジ担当

1-3 TEC-FORCEの主な班の役割①

リエゾン（現地情報連絡員）

●派遣時期

①北海道において重大な災害が発生または発生のおそれがある場合

②地方公共団体等からの派遣要請を受けた場合

●役割

①災害状況や支援要望等の情報収集

②北海道開発局で収集した災害情報または被災情報等の提供・助言

③TEC-FORCEや災害対策機械等に関する連絡調整

●道内自治体への派遣実績

年度	派遣機関数	延べ人数	
平成23年度	6機関	延べ	15人
平成24年度	18機関	延べ	52人
平成25年度	25機関	延べ	152人
平成26年度	87機関	延べ	586人
平成27年度	42機関	延べ	204人
平成28年度	56機関	延べ	443人
平成29年度	34機関	延べ	132人
平成30年度	44機関	延べ	874人
令和元年度	17機関	延べ	74人
令和2年度	4機関	延べ	32人

先遣班

●役割

被災地方公共団体の状況を迅速かつ正確に把握し、必要な応援規模を把握し災害対策本部に報告する

派遣　報告

報告

情報通信班

●役割

被災現場と災害対策本部及び被災地方公共団体との間の通信回線を確保し、被災状況の映像配信等を行う

【現地】
映像を撮影

伝送

【現地】
衛星通信車で配信

伝送

【被災地方公共団体】
Ku-SATIIで受信

伝送

1-3 TEC-FORCEの主な班の役割②

被災状況調査班

●役割

災害対策用ヘリコプターまたは踏査等により公共土木施設または土砂災害等の被災状況を調査する

応急対策班

●役割

①救命救助活動を支援するための排水ポンプ車による緊急排水
②道路（航路）啓開による緊急通行路（航路）の確保
③被害拡大防止のための応急仮締切等の応急対策

TEC-FORCE派遣実績

北海道開発局TEC-FORCE派遣実績

No.	災害名	災害名	延べ人数		No.	災害名	災害名	延べ人数	
1	平成20年	岩手・宮城内陸地震	延べ	12人	11	平成28年	8月からの一連の大雨	延べ	825人
2	平成20年	岩手沿岸北部地震	延べ	24人	12	平成29年	7月22日からの梅雨前線豪雨	延べ	32人
3	平成23年	東日本大震災	延べ	823人	13	平成30年	7月2日からの大雨	延べ	25人
4	平成26年	8月5日低気圧に伴う大雨	延べ	23人	14	平成30年	西日本を中心とした豪雨	延べ	873人
5	平成26年	8月23日からの低圧に伴う大雨	延べ	27人	15	平成30年	北海道胆振東部地震	延べ	1557人
6	平成27年	羅臼町海岸地すべり	延べ	4人	16	令和元年	房総半島台風	延べ	27人
7	平成27年	関東・東北豪雨	延べ	54人	17	令和元年	東日本台風	延べ	1339人
8	平成27年	台風23号から変わった低気圧	延べ	5人	18	令和2年	令和2年7月豪雨	延べ	629人
9	平成28年	熊本地震	延べ	572人					
10	平成28年	7月27日から8月4日の低気圧	延べ	4人					

※リエゾン含む

TEC－FORCE（緊急災害対策派遣隊）の活動状況

令和2年7月31日 8時時点

○発災直後より全国の地方整備局等から、九州、中国、近畿、中部等22府県67市町村へ、のべ8,511人のTEC－FORCEを派遣。
リエゾン活動、被災状況調査、排水ポンプ車による浸水排除等の自治体支援を実施。（本日、306人派遣）
※被害報告件数は7月30日時点
○これまでに、9県21市町村で被災状況調査を行い、7月30日までに、1,623件の施設被害等を報告。激甚災害の早期指定に寄与。
○市町村長への助言、被災状況収集等のため、リエゾンを15県41市町村へ派遣。テックフォースや災対機械の派遣調整等を実施。
○甚大な被害を受けた国道219号をはじめ、自治体管理道路の被災状況調査に、のべ2,556人を投入。1,202件の施設被害を報告。
○球磨川流域にのべ1,223人の隊員を投入。被害の大きい9支川（川内川、小川等）を中心に調査。324件の施設被害を報告。

TEC-FORCE派遣状況と主な活動事例

＜令和2年7月31日時点＞

のべ8,511人を派遣。本日、306人が活動。
災害対策用機械のべ2,714台、うち排水ポンプ車のべ1,529台を派遣

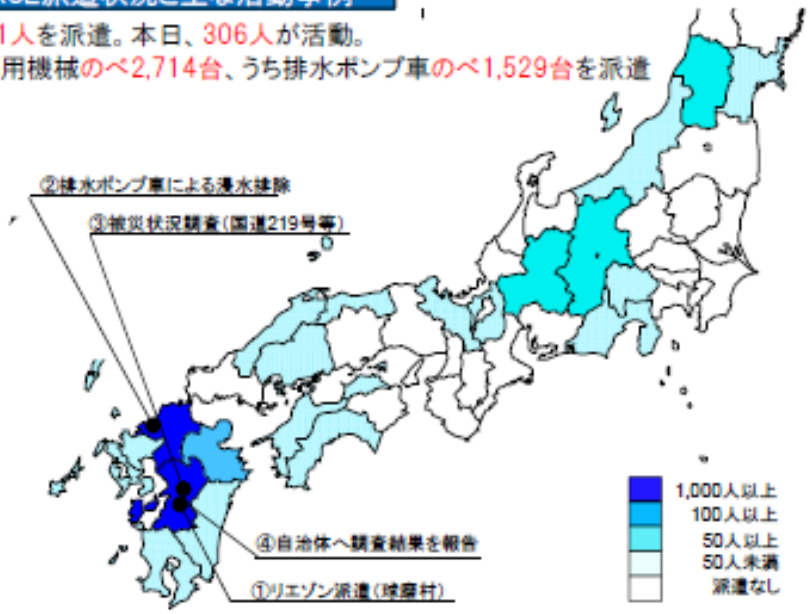

TEC-FORCE派遣内容別のべ派遣数および施設被害報告件数

派遣内容		のべ派遣数	被害報告件数
リエゾン、JETT（気象庁）		1,767	—
先遣班等		1,121	—
被災状況調査班		4,763	1,623
	うち、河川	1,223	324
	うち、砂防	649	97
	うち、道路	2,556	1,202
応急対策班等		835	—
高度技術指導班		25	—
計		8,511	—

※被害報告件数は7月30日時点

①リエゾン派遣（球磨村）

村長へ災害対応を助言。庁舎が被災した球磨村へ災対本部車を派遣し本部運営を支援。

村長と対応方針を調整（熊本県球磨村）

②排水ポンプ車による浸水排除

球磨川、筑後川周辺等の浸水に対し、九州全体約50台体制で排水を実施（のべ1,529台）

排水活動状況（福岡県久留米市）

③被災状況調査（国道219号等）

球磨川本川および支川において14橋が流失。寸断した道路に分け入り、啓開方針を策定。

国道219号（熊本県球磨村）

④被災自治体へ調査結果を報告

被災自治体が被害額算定や査定設計書の作成に活用。早期の激甚指定にも寄与。

各首長へ調査結果報告

1-4 TEC-FORCEの支援状況①

■堤防決壊箇所一覧（1月 7 日 14:00 時点）

66水系222河川 419箇所

（内 訳）

国管理河川	**12水系**	**23河川**	**203箇所**
都道府県管理河川	**61水系**	**200河川**	**216箇所**
＜山形県管理河川	3水系	60河川	69箇所＞
＜福岡県管理河川	8水系	37河川	37箇所＞
＜熊本県管理河川	**12水系**	**21河川**	**21箇所＞** ←北海道開発局TEC派遣箇所
＜佐賀県管理河川	5水系	19河川	20箇所＞
＜大分県管理河川	4水系	13河川	14箇所＞
＜宮崎県管理河川	9水系	13河川	13箇所＞
＜鹿児島県管理河川	5水系	7河川	7箇所＞
＜島根県管理河川	1水系	6河川	6箇所＞
＜秋田県管理河川	2水系	4河川	6箇所＞
＜岐阜県管理河川	2水系	4河川	6箇所＞
＜広島県管理河川	5水系	5河川	5箇所＞
＜長崎県管理河川	4水系	5河川	5箇所＞
＜岩手県管理河川	2水系	2河川	2箇所＞
＜愛媛県管理河川	2水系	2河川	2箇所＞
＜岡山県管理河川	1水系	1河川	2箇所＞
＜高知県管理河川	1水系	1河川	1箇所＞

令和2年7月4日 ドローンによる上空調査
球磨川（熊本県人吉市）

令和2年7月4日 ドローンによる上空調査　球磨川（熊本県人吉市）

令和2年7月8日 ドローンによる上空調査
球磨川（熊本県球磨郡球磨村 第二球磨川橋梁付近）

令和2年7月8日 ドローンによる上空調査　球磨川（熊本県球磨郡球磨村　第二球磨川橋梁付近）

1-4 TEC-FORCEの支援状況②

○北海道開発局札幌開発建設部は、令和2年7月豪雨に伴う被災地における被災状況調査等を支援するため、令和２年７月９日（木）から、九州地方整備局管内にＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）を派遣しています。

○派遣期間は２４日間、派遣人数は１９名
延べ１５２名となり、**平成２３年東日本大震災時の派遣時**の**約２．５倍**の派遣人数となりました。

■九州地方整備局派遣分

班名		派遣	７月 8 水	9 木	10 金	11 土	12 日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	31 金	８月 1 土	2 日	3 月	4 火
被災状況調査班	道路③	第１陣		5名　延べ35人																										
	砂防①	第１陣													5名　延べ45人															
	道路⑧	第３陣																				4名　延べ32人								
	砂防③	第２陣																				5名　延べ40人								

いち早く被災地へ駆けつけ自治体を支援

TEC-FORCEは、大規模自然災害が発生し自治体職員だけでは対応が困難な場合に、いち早く被災地へ出向き、被災自治体を支援しています。

緊急災害対策派遣隊 Technical Emergency Control FORCE

1-4 TEC-FORCEによる被災状況調査②

被災状況の調査（砂防班）

（熊本県球磨村）

復旧工法の技術支援

報告書手交（熊本県球磨村）

緊急災害対策派遣隊 Technical Emergency Control FORCE

1-4 TEC-FORCEによる被災状況調査③

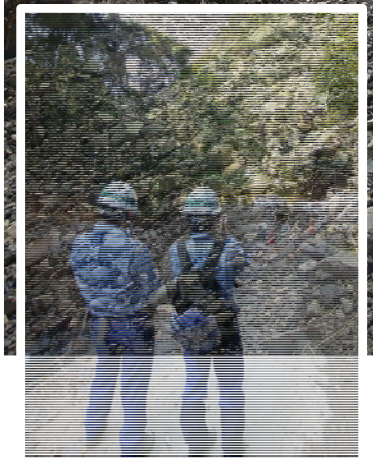

自治体に代わり、地域の方から被災情報を収集

緊急災害対策派遣隊 Technical Emergency Control FORCE

1-4 TEC-FORCEの感染・熱中症防止対策

COVID-19 感染防止対策

ヘルメットに着用した
フェイスシールドマスク
による感染防止対策

防災スマホへの
COVID-19接触
確認アプリ
（COCOA）の導入

熱中症防止対策

緊急災害対策派遣隊 Technical Emergency Control FORCE

1-4 TEC-FORCE活動状況の発信及び評価

○札幌開発建設部の対応状況等については、派遣直後から報道発表、ホームページ、ツイッター等を通じ、タイムリーな情報発信をさせていただきました。

ツイッターは14回投稿を行い、282，943回数のインプレッションがありました。

Twitter掲載及び閲覧状況

（11月12日現在）

掲載日	内容	インプレッション	メディア	エンゲージメント
7月 9日	TEC-FORCE派遣	24,464		1,244
7月10日	TEC-FORCE活動報告	23,795		947
7月13日	TEC-FORCE活動報告	23,613		618
7月15日	TEC-FORCE活動報告(動画)	26,084	3,109	545
7月17日	TEC-FORCE交代派遣	20,418		438
7月17日	TEC-FORCE増強派遣	18,249		127
7月21日	TEC-FORCE増強派遣	18,504		267
7月22日	TEC-FORCE活動報告	18,041		401
7月27日	TEC-FORCE活動報告(動画)	17,651	1,764	142
7月27日	TEC-FORCE緊急派遣	20,009		609
7月27日	TEC-FORCE活動報告	15,790		180
7月28日	TEC-FORCE活動報告(動画)	17,583	1,464	178
8月 4日	TEC-FORCE活動報告	19,014		376
8月 7日	TEC-FORCE帰還(動画)	19,728	1,863	212

インプレッション：見られた回数
メ デ ィ ア　：動画の再生回数
エンゲージメント:ツイートをクリック(リツイート、返信、フォロー、いいね)した回数

ツイッターに寄せられた声

1-5 受け入れ体制のお願い

○ 各地方公共団体等へのお願い

●派遣する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の作業スペースの確保

リエゾンや被災状況調査班が地方公共団体等に派遣されると作業スペースが必要となります。
自己完結型の派遣となりますが、作業スペースの確保、電源の提供など必要最小限のご協力をお願いします。

●管理施設台帳の整理

河川や道路の被災調査にあたり、管理区間がわかる図面や施設情報が記載された河川・道路現況台帳図などの提供をお願いすることになります。
日頃より整理をお願いします。

○ 参考となるガイドライン

●内閣府HP　防災情報のページ

地方公共団体の業務継続・受援体制
「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」
http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/

1-6 災害対策用機械による支援

■北海道開発局では、災害時の緊急対応や情報通信の確保のための各種機材を全道各地に配備しており、災害時には速やかに出動し被害の最小化を図っています。
■これら機材は自治体の要請に基づき貸与することが可能です。（機械の貸付費（有償、無償の場合あり）、**貸付機械の作業費**（燃料油脂費、人件費）は、地方自治体の費用負担）
■大規模災害時には全国の地方整備局から機材が集結し支援を行います。

●地方自治体等への貸与

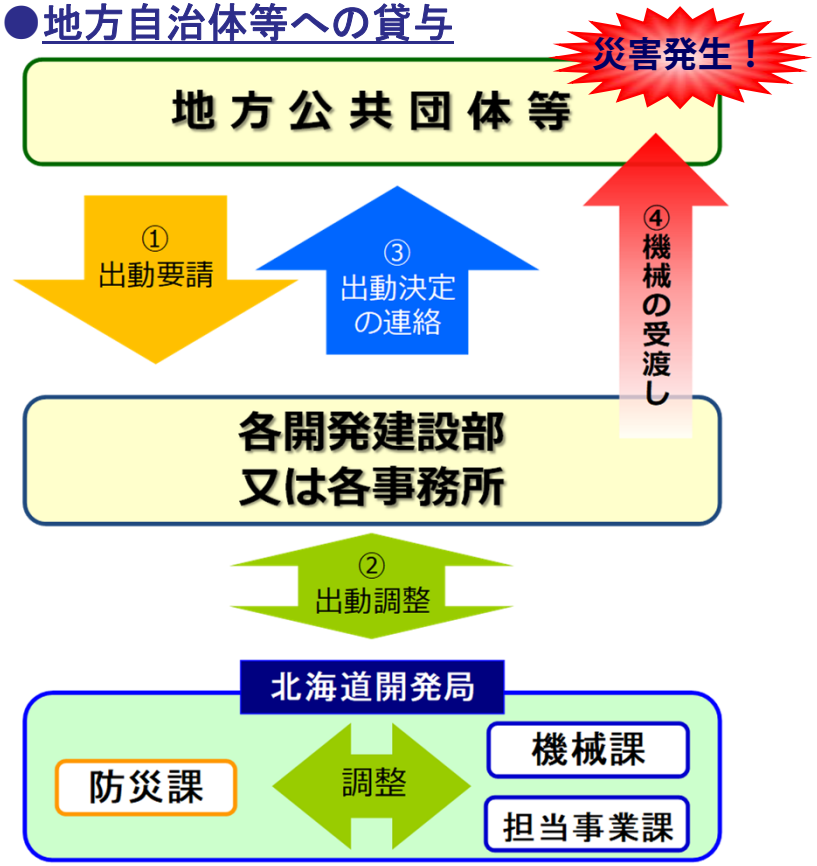

・最寄りの開発建設部又は道路・河川事務所へ、「被災状況」「出動場所」「要請希望機械」等をお伝え下さい。
・機械のみの貸出を希望か、オペレーターを含めての貸出を希望かも同時にお伝え下さい。
・災害対策用機械は無償貸与ですが、作業に必要な人員・燃料等は要請者の負担となります。

●出動事例

排水ポンプ車

R.元年台風第19号
TEC-FORCE活動状況（福島県郡山市）

ロータリ除雪車等

H30.2大雪除雪支援（無償貸与）
（滝川市）

給水車

R1.9 断水に伴う給水支援
（千葉県君津市）

照明車

H30.7 大雨災害時の出動
（美唄市）

1-6 北海道開発局が保有する建設機械・災害対策用機械

道路維持機械

路面清掃車

散水車

道路除雪機械

除雪トラック

ロータリ除雪車

除雪グレーダ

災害対策用機械

排水ポンプ車

照明車

散水車（給水装置付）

※１　北海道開発局では、ここに紹介した建設機械の他にも建設機械を保有しています。
北海道開発局の災害対策用機械（令和2年4月）
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g7000000qkml-att/ud49g7000000qovc.pdf
詳細は最寄りの各開発建設部に問い合わせ下さい。

問合せ・要請先　最寄りの札幌開発建設部防災課又は各事務所まで。
※要請時には、(1)使用目的(2)使用場所(3)機種(4)台数(5)担当者連絡先を伝えて下さい。

国土交通省
北海道開発局
札幌開発建設部

令和2年災害対策用機械の操作訓練見学会（10月21日）

場所　砂川遊水地

防災力向上を目的とし、空知建設業協会ほか協定業者8社のご協力、
北海道・自治体など17の関係機関（41名）の参加をいただき開催

防災ナビ 防災のことなら何でもお気軽に問い合わせください

■北海道内では、過去より地震、津波、豪雨、火山噴火等による自然災害が発生しており、札幌開発建設部防災課ではこれらの経験及び全国的な災害の教訓を踏まえ、災害に強い社会基盤づくりと防災体制の整備を進めています。
■頻発する自然災害から国民の生命と暮らしを守るため、今後とも各自治体との連携強化に努め、地域防災力強化に向けた総合的な支援・協力を進めています。

【札幌開発建設部の防災ナビ総合窓口】
地域活力支援チーム（防災担当）
札幌開発建設部　防災課

防災課直通電話　011-611-0306（平日）
FAX　011-621-7050

例えば、こんなときに

◆突発的な、大規模な災害が発生し、対応が困難。
◆防災力強化の取組を進めたいので、連携できるか相談したい。
◆地域住民の集まりで防災の話をしてほしいが、だれに相談して良いか分からない。
◆防災訓練に協力してほしいけど、どんなことができるの？
◆最近の防災に関する情報を知りたい。
・・・・・など

2-1 北海道開発局の地域防災支援 防災ナビ

■北海道内では、過去より地震、津波、豪雨、火山噴火等による自然災害が発生しており、北海道開発局ではこれらの経験及び全国的な災害の教訓を踏まえ、災害に強い社会基盤づくりと防災体制の整備を進めています。
■頻発する自然災害から国民の生命と暮らしを守るため、今後とも各自治体との連携強化に努め、地域防災力強化に向けた総合的な支援・協力を進めてまいります。

支援メニュー

1．防災体制の強化

- 1-1防災情報の提供
- 1-2ハザードマップ整備の支援
- 1-3大規模氾濫減災対策協議会
- 1-4道路防災連絡協議会
- 1-5道央圏・太平洋側港湾の防災連携
- 1-6自治体と連携した防災訓練の実施
- 1-7地域防災力向上のための支援

2．災害発生時の対応や支援

- 2-1現地情報連絡員（リエゾン）派遣
- 2-2緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）派遣
- 2-3災害対策用機械による支援
- 2-4広域防災フロートの派遣
- 2-5大規模土砂災害発生時の緊急調査
- 2-6特定緊急水防活動
- 2-7雪害・暴風雪を踏まえた新たな取組

3．災害に強い地域づくり

- 3-1根幹的な社会資本整備（直轄事業）
- 3-2防災・安全交付金
- 3-3津波防災地域づくり法

注）本メニューは防災支援に関する施策の一部を掲載しています。（平成31年3月）

【北海道開発局の地域防災支援　防災ナビ】
出典：北海道開発局ウェブサイト（https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g70000005t6k.html）

2-2 防災情報の提供【概要】

■北海道開発局の河川・道路管理用光ファイバと防災関係機関が保有する光ファイバを相互接続した広域防災情報ネットワーク「防災情報共有WAN」を構築しています。
■自治体を含めた防災関係機関が災害現場のリアルタイム情報を共有することにより、各機関の的確な状況把握と迅速な意志決定を支援します。

【北海道開発局の地域防災支援　防災ナビ】

出典：北海道開発局ウェブサイト（https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g70000005t6k.html）

2-2 防災情報の提供【防災情報共有WAN】

■防災情報共有WANでは、地図画面の上で河川・道路監視カメラのリアルタイム映像や各種気象情報、交通規制の状況等、防災関係機関が保有する最新の情報を一元的に把握することが可能です。

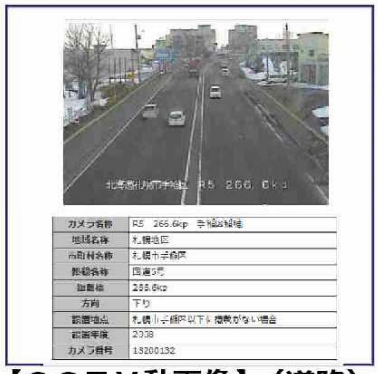

【ＣＣＴＶ動画像】（道路）

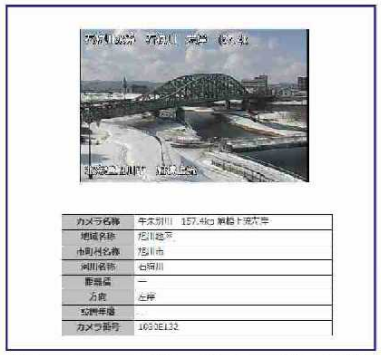

【ＣＣＴＶ動画像】（河川）

【防災ヘリ動画像】（開発局）

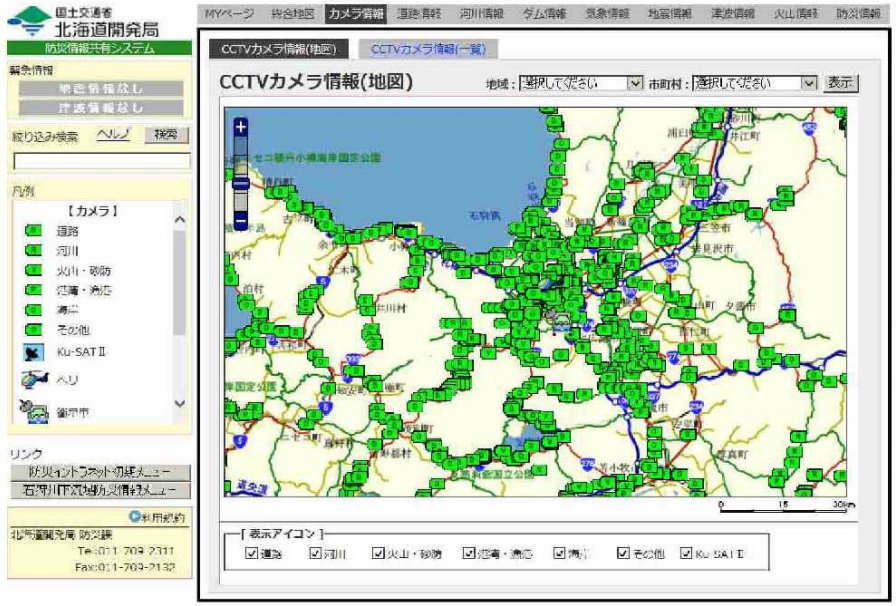

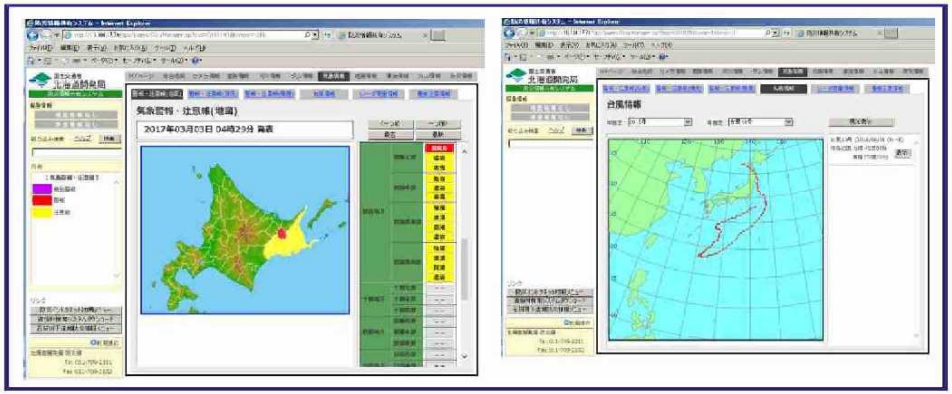

【 気象情報 】

区 分	共 有 情 報 内 容
道路情報	・道路テレメーター情報【国道・道道】 ・通行規制区間情報【国道・道道・高速道】 ・道路情報表示板【国道】
河川情報	・河川テレメーター情報【雨量・水位】
ダム情報	・ダム諸量
気象情報	・警報・注意報【現況・履歴】 ・台風情報 ・レーダー雨量情報 ・竜巻注意情報
地震情報	・地震情報 ・震度情報
津波情報	・津波警報 ・津波情報
火山情報	・火山防災センサ情報
防災情報	・災害対策本部設置状況（振興局） ・避難勧告指示発令状況 ・避難所情報 ・防災資機材情報

【 国道規制情報 】

【北海道開発局の地域防災支援　防災ナビ】

出典：北海道開発局ウェブサイト（https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g70000005t6k.html）

20210129　札建防災課

札幌開発建設部における地域防災支援について（補足）

地域防災支援として、

１　令和２年７月豪雨に伴うTEC-ＦＯＲＣＥ派遣

１　気象概要

２　被害状況

３　TEC-FORCEの目的・概要等

４　TEC-FORCEの活動状況

５　受け入れ体制のお願い

６　災害対策用機械による災害支援等　を　Ｐ１４６～Ｐ１６６に添付しています。

このうち「５　受け入れ体制のお願い」と「６　災害対策用機械による災害支援等」について補足説明します。

Ｐ１６３「５　受け入れ体制のお願い」

・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模自然災害が発生し自治体職員だけでは対応が困難な場合に、いち早く被災地へ出向き、被災自治体を支援するものです。

リエゾンや被災状況調査班が地方公共団体等に派遣されると作業スペースが必要となります。自己完結型の派遣となりますが、作業スペースの確保、電源の提供など必要最小限のご協力をお願いします。

・またTEC-FORCEが派遣された場合、河川や道路の被災調査にあたり、自治体様の管理区間がわかる図面や施設情報が記載された河川・道路現況台帳図などの提供をお願いすることになります。そのため日頃より整理や存在の確認をお願いします。

・受け入れ体制の準備として参考となるガイドラインがございますので紹介をします。

内閣府ＨＰ　防災情報のページに地方公共団体の業務継続・受援体制があり、

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」が掲載されています。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/

お時間のある時に参考にご参照願います。

Ｐ１６４「６　災害対策用機械による災害支援等」

・北海道開発局では、災害時の緊急対応や情報通信の確保のための各種機材を全道各地に配備しており、災害時には速やかに出動し被害の最小化を図っています。これら機材は自治体の要請に基づき貸与することが可能です。機械の貸付については、災害時には基本的に無償ですが、貸付機械の作業費（燃料油脂費、人件費）は、地方自治体の費用負担となります。

・要請時には、①使用目的②使用場所③機種④台数⑤担当者の連絡先について札幌開発建設部防災課または最寄りの事務所までお伝え下さい。また必ず事前に費用負担についてご確認ください。

２　防災ナビ

１　防災の相談窓口等

２　防災情報の提供【概要】　　Ｐ２２～Ｐ２５に添付しています。

このうちＰ２２について補足説明します。今回、新型コロナによる影響のため書面開催となりましたが、札建防災課では、日頃から顔の見える関係づくりが重要と考え、顔写真付きの連絡先を作成しました。緊急時、平常時も含め災害のことでお悩みのことがあれば、記載の連絡先に気兼ねなくご連絡ください。

災害対応時における支援メニュー等のポイントを補足説明させていただきました。ご質問がございましたら、

防災課直通電話 011-611-0306

防災対策専門官　奥山　　までご連絡ください。

よろしくお願いします。

第6回　石狩川下流域外減災対策協議会　地域部会

河川整備保全課からの情報提供・連絡

目次

１．水害リスクライン　Ｐ １ ～
２．宅地建物取引業法施行規則の一部改正　Ｐ ４ ～
３．市町村による避難の準備　Ｐ ８ ～
４．大雨の警戒レベルの推奨配色について　Ｐ12 ～
５．防災教育について　Ｐ14 ～
６．要配慮者避難確保計画の説明会　Ｐ17 ～
７．マイ・タイムライン検討会　Ｐ19 ～

１．水害リスクライン

水害リスクライン（避難計画作成の支援ツールの充実）

危険度 洪水の危険度レベル

- 越水・溢水の恐れあり（レベル５相当）
- 危険水位超過（レベル４相当）
- 避難判断水位超過（レベル３相当）
- はん濫注意水位超過（レベル２相当）
- 上記に達していない

左右岸別に上流から下流まで
連続的に洪水の危険度を表示

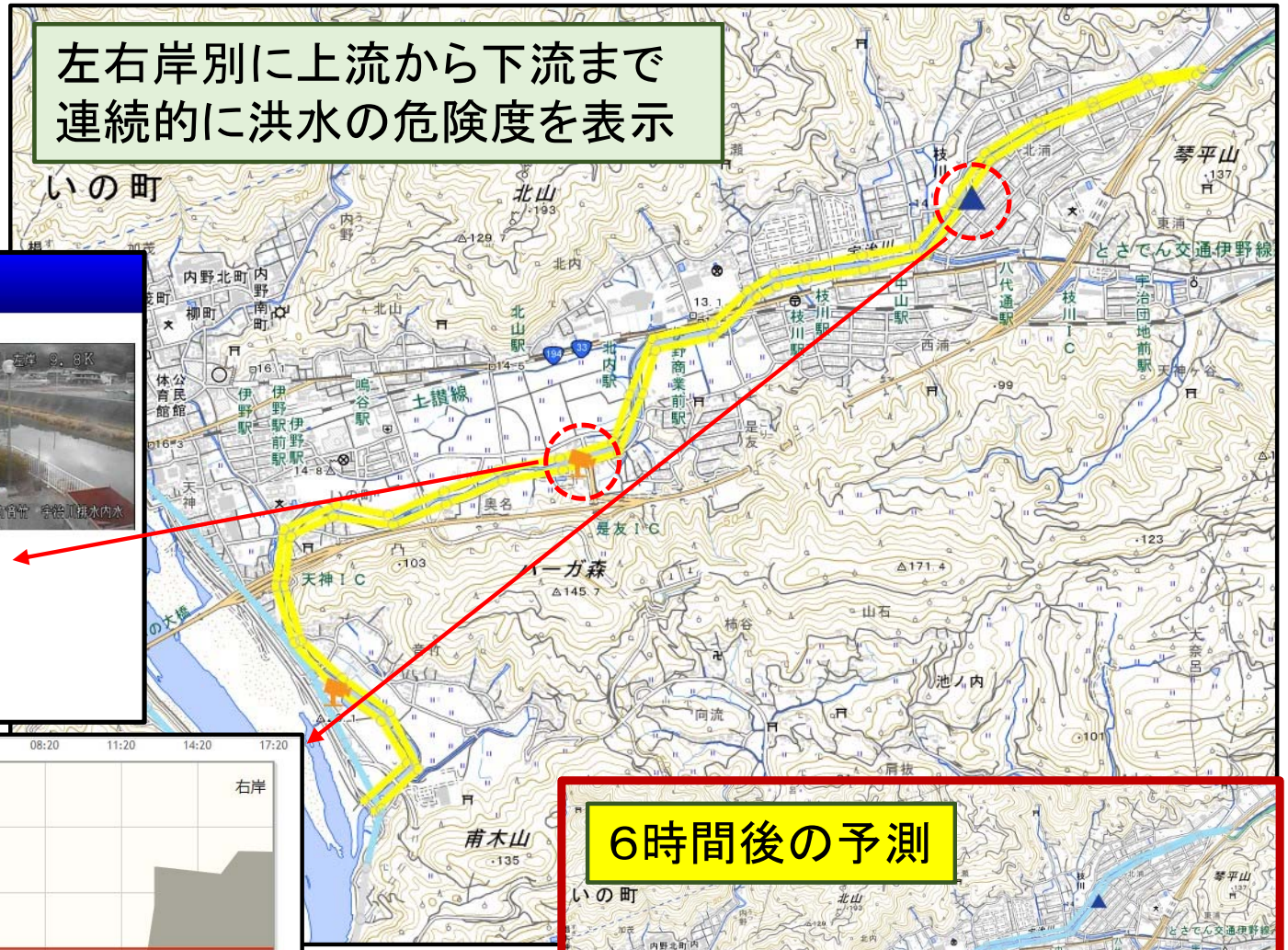

水害リスクライン
CCTVカメラ -仁淀川　左　９ｋ８いの町　宇治川排水機場内水

現況カメラ

平常時

水位観測所名	枝川
はん濫危険水位(m)	14.13
避難判断水位(m)	13.53
はん濫注意水位(m)	12.93
水防団待機水位(m)	12.63

時刻	水位(m)
10:00	13.65↑
10:10	13.67↑
10:20	13.7↑
10:30	13.65↓
10:40	13.59↓
10:50	13.51↓
11:00	13.42↓
11:10	13.34↓
現況 11:20	13.26↓

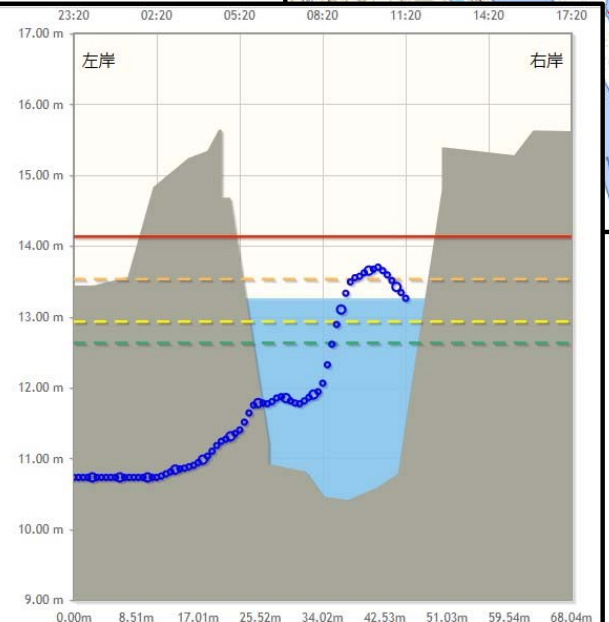

https://frl.river.go.jp/

6時間後の予測

※「防災担当者向け」サイト
6時間の水位予測が可能

水害リスクライン（マニュアルの送付）

水害リスクライン　操作マニュアル
（自治体ユーザ向け）

令和元年8月

水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室

1

水害リスクラインにログオンする

以下の画面が表示されればログオン成功です。
見たい地域を選択し、クリックします。

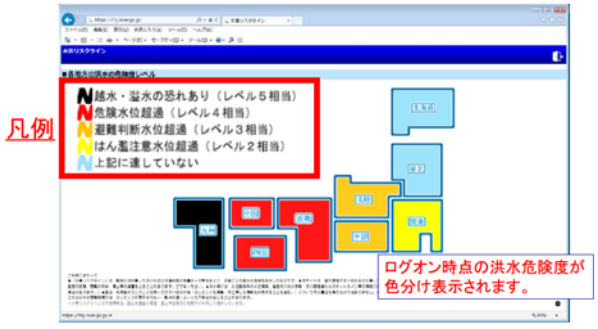

5

凡例を表示させる

「凡例」ボタンをクリックすることで、凡例が表示されます。

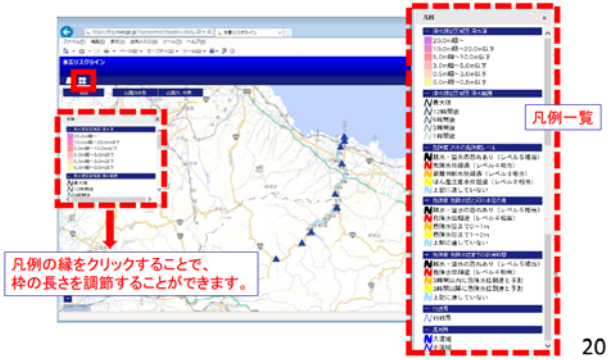

20

水位観測所の水位を見る

水位観測所の現況水位、予測水位などを確認できます。

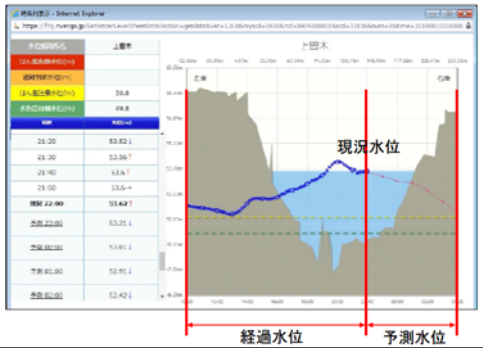

34

２．宅地建物取引業法規則の一部改正

宅地建物取引業法施行規則の一部改正

国不動第10号
令和2年7月17日

各業界団体の長　あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産業課長

宅地建物取引業法施行規則
及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じ、不動産取引時において、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっていることに鑑み、本日、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和２年内閣府令・国土交通省令２号）が公布され、これにより、宅地建物取引業法施行規則（昭和３２年建設省令第１２号）について下記１．のとおり改正し、同年８月２８日から施行されることとなったところである。

これに併せて、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成１３年国総動発第３号。以下「ガイドライン」という。）について下記２．のとおり改正を行い、同日より施行する。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。

浸水ナビ 検索 ⇨ 国土交通省
「地点別浸水シミュレーション検索システム」
http://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/

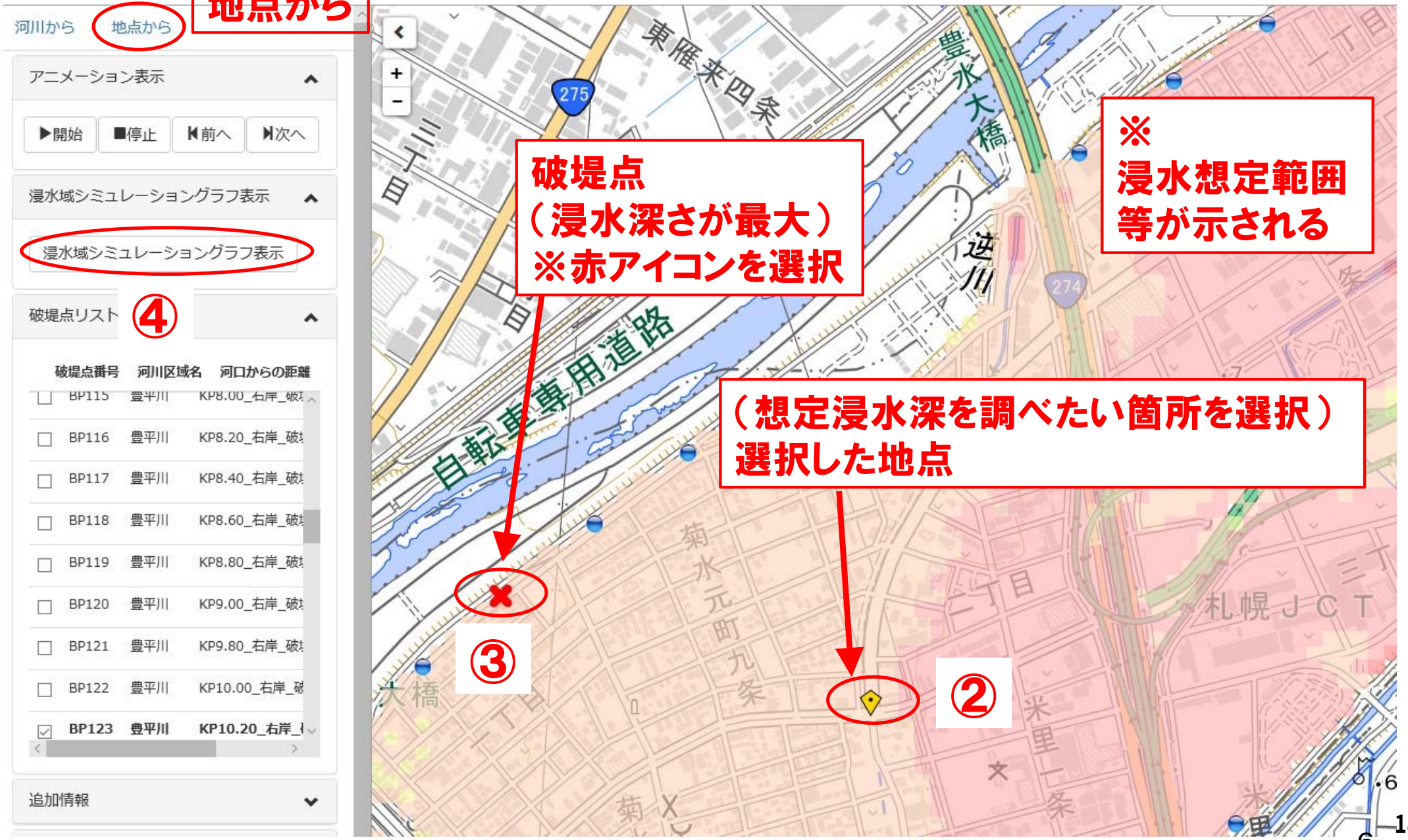

○札幌開発建設部 河川整備保全課 「地点別浸水シミュレーション検索システム」より編集

※内水氾濫（川や海などへ排水できない水が溜まる現象）は想定していません。
※一定条件での計算であるため、実際との相違があり得ます。
※詳しくはＨＰをご覧ください。 http://suiboumap.gsi.go.jp/joken.html

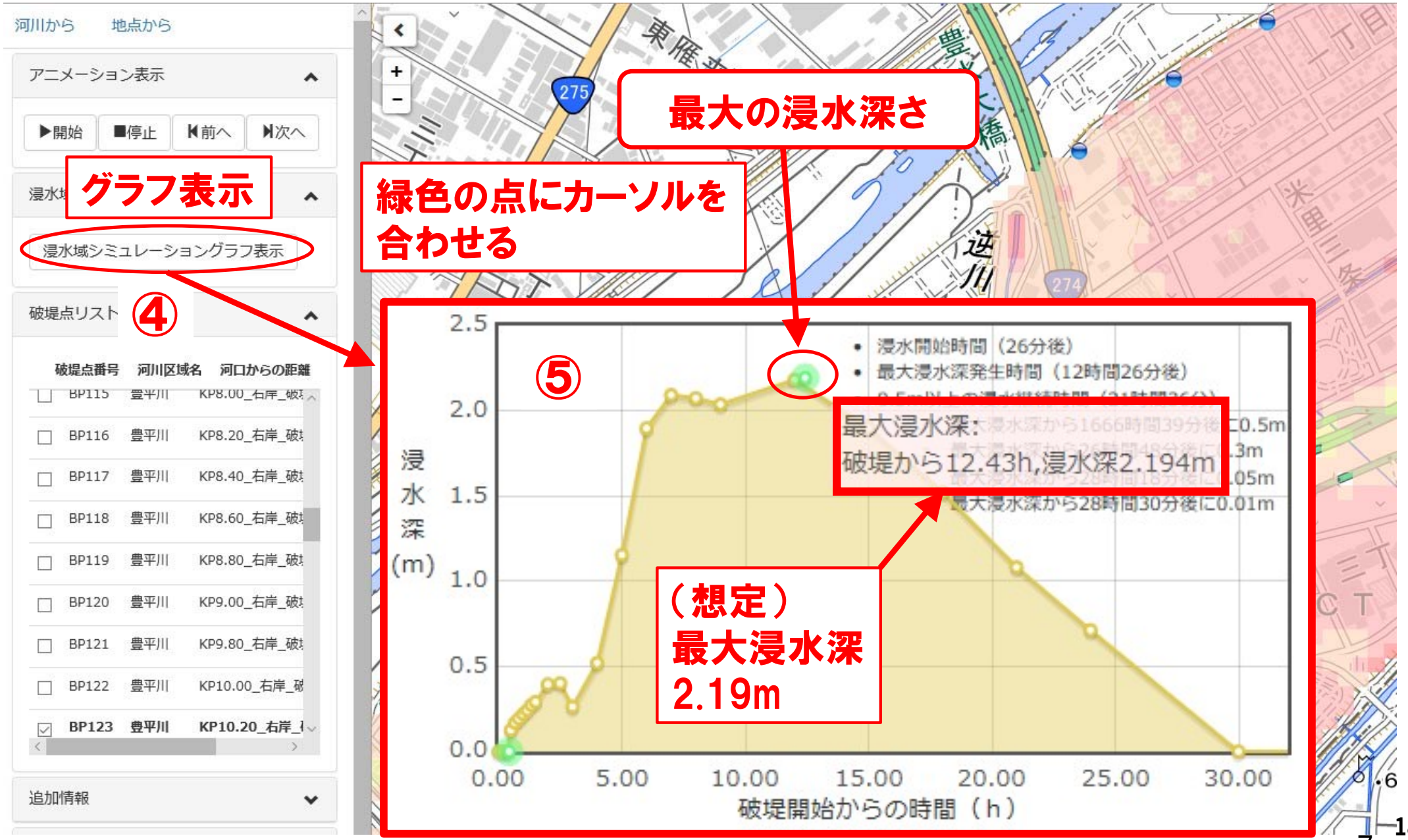

○札幌開発建設部 河川整備保全課 「地点別浸水シミュレーション検索システム」より編集

３．市町村における避難の準備

市町村による避難の準備（新型コロナウイルス感染症）

１．災害が想定される地域では ためらわず避難行動を

災害から命を守る

感染拡大を恐れ、避難を躊躇することのないよう まずは避難最優先を周知※1

地域の災害リスク・災害時にとるべき行動を理解してもらう※5

- ハザードマップ
- 避難行動判定フロー
- 避難情報のポイント

の周知

※住民への周知では、「空振りを恐れない」

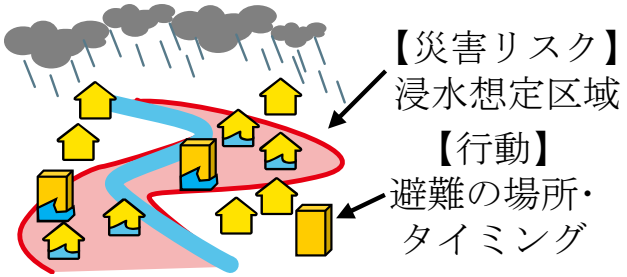

情報伝達の改善※2, 3, 5

- **伝達内容の変更。**

（災害時だけでなく、平常時から伝達）
（新型コロナウイルスを踏まえた準備をしている旨等）

２．命を守るための緊急的な避難場所も選択肢に

避難所等での感染拡大を防ぐ

避難所等の過密状態の防止 ・ 避難者の充分なスペースの確保※4, 7

○避難所等への避難者を減らす。

- 頑丈な建物の高い階等、安全な場所から避難場所に行く必要はない旨の周知。※5

（避難とは[難]を[避]けること）

- 安全な親戚・友人の家等も避難先となり得ることの周知。※5

※頑丈な建物の高い階や浸水が想定されない地域等

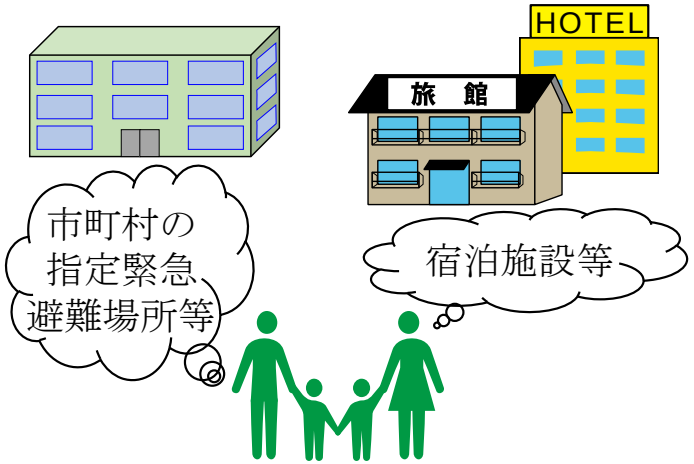

○多くの避難所等の開設・周知。※2, 4

- 予め指定している指定避難所以外の避難所等の開設。
- ホテル・旅館等の活用。※6

（宿泊団体等と連携可能）
（軽症者・無症状者の宿泊療養のための宿泊施設等の確保に支障を来さないよう、県の保健福祉部局と連携・調整が必要）

※避難行動・避難生活に必要な物（食料（最低３日分）・衛生用品等）は、自助として各自で準備する旨の周知。※1

参考）※1：人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer.2－手引き版－」'20, 04, 30、※2：内閣府政策統括官（防災担当）等「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」'20, 04, 01、※3：新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）」'20, 05, 14、※4：内閣府政策統括官（防災担当）等「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」'20, 04, 07、※5：内閣府政策統括官（防災担当）等「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）」'20, 04, 21、※6：内閣府政策統括官（防災担当）等「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20, 04, 28、※7：避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」'20, 04, 15

市町村による避難の準備（新型コロナウイルス感染症）

３．避難場所での感染症対策の徹底

避難所等での感染拡大を防ぐ

設営面

○十分なスペースの確保※1,3,4,7：

・レイアウトの検討。
（簡易ベッド・パーティション・
ビニールシート等の活用）

○発熱等の症状がある・出た者を一般の避難者と分ける※3,4：

・専用スペース
（できれば個室。間仕切りでも可）
・専用トイレ
・専用スペース等のゾーン・動線を分ける。　等

※施設管理者と事前調整が必要。

運営面

○入館時等※1,3,4,8：

・掲示板等で運用ルールの周知
・消毒液を複数個所に設置。
（入館時の消毒の徹底）
・健康状態の確認・把握。
（検温等を到着時・定期的に）
・土足と内履きのエリア分け。等

○屋内※1,3,4,7：

・十分な換気。
・衛生環境の確保
（家庭用洗剤による清掃等）
・ゴミの出し方。　等

○発症した場合の対応※1,4,8：

・医療機関との連絡体制の確保。
・関係部局との連携で事前の検討。等

○運営担当者自らの感染防御

・避難所開設当初から保健福祉部局と連携し、対応策について検討

資器材の準備

○設営関係※1,3,7：

・間仕切り
（パーティション）
・段ボールベッド
・ビニールシート
・仮設トイレ　等

○衛生用品等の備蓄※1：

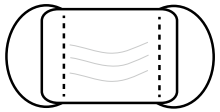

マスク

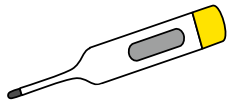

体温計

石鹸・消毒液

・使い捨て手袋
・目の防護具（ゴーグル等）
・防護服（長袖ガウン・
ビニールのレインコート）
・ペーパータオル
・ゴミ袋　等

○マニュアル等※1,3：

・設営、運営マニュアルの作成
・担当職員等への事前教育　等

※避難行動・避難生活に必要な物（食料（最低３日分）・衛生用品等）は、自助として各自で準備する旨の周知。※1

参考）※1：人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer.2－手引き版－」'20,04,30、※2：内閣府政策統括官（防災担当）等「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」'20,04,01、※3：新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き（地方自治体編）」'20,05,14、※4：内閣府政策統括官（防災担当）等「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」'20,04,07、※5：内閣府政策統括官（防災担当）等「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）」'20,04,21、※6：内閣府政策統括官（防災担当）等「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20,04,28、※7：避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」'20,04,15
※8：九州災害情報報道研究会「避難所における新型コロナウイルス対策マニュアル（案）」'20,04,10

【参考】避難所等の備蓄品整備に活用できる交付金等について

「地域づくり総合交付金」

北海道の地域づくり推進事業（一般事業）による整備が可能です。
制度の詳細は、北海道のホームページをご覧ください。
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm
（問い合わせ先）
各総合振興局・振興局　地域創生部　地域政策課

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」

制度の詳細は、内閣府のホームページをご覧ください。
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/
（問い合わせ先）
内閣府地方創生推進室（臨時交付金特設チーム）TEL 03-5501-1752

※また、防災資機材については、国土交通省の防災・安全交付金の効果促進事業（ソフト事業）により対応できる場合がありますので、北海道の各基幹事業の担当、または下記にご相談ください。
（問い合わせ先）
北海道開発局　事業振興部　都市住宅課　・　建設部　地方整備課　・　港湾空港部　港湾計画課
TEL 011-709-2311　11

４．大雨の警戒レベルの推奨配色

大雨の警戒レベルの推奨配色について

府政防第 1261 号
令和 2 年 6 月 10 日

国土交通省水管理・国土保全局防災課長　殿
気象庁総務部企画課長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
（公印省略）

大雨の警戒レベルの推奨配色への対応について（依頼）

平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議 防災対策実行会議の下に設置されたワーキンググループの報告において、警戒レベルの配色については、統一に向けて検討を進め、色使いには様々な考えや感じ方があることから、マスメディア等とも調整を図るべきである、とされたところです。

このため、様々な色覚の人※1を対象に、わかりやすい警戒レベルの配色に関する検証調査※2を実施しました。検証調査ではそれぞれの色の違いが見分けやすいかどうか、その色が示す危険度や切迫度の印象を感じやすいかどうか等の観点からそれぞれの色覚の被験者の方々にご意見を頂きました。

検証調査結果及びマスメディア、貴省庁等の関係機関からの意見を踏まえ、下記の通り警戒レベル及び警戒レベル相当情報の推奨配色を定め、マスメディアに対し対応をお願いしたところです。

貴省庁におかれましても、防災気象情報等の配色については原則※3として本配色を使用することとし、可能な限り速やかに対応いただきますようよろしくお願いいたします。

※1 一般色覚、1 型色覚、2 型色覚、ロービジョン者（3 型色覚類似）
※2 検証調査実施者：特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構、伊藤啓教授（ケルン大学理学部生物学教室）
※3 配色を微調整する際の注意点は別添資料を参照下さい

	避難情報等	色	RGB値	備考
警戒レベル5 警戒レベル5相当情報	災害発生情報	黒	12, 0, 12	完全な黒だと死を連想する可能性があるため、わずかに色味をつけている。
警戒レベル4 警戒レベル4相当情報	避難勧告、避難指示（緊急）	紫	170, 0, 170	
警戒レベル3 警戒レベル3相当情報	避難準備・高齢者等避難開始	赤	255, 40, 0	黒や紫との区別をしやすくするため、やや橙側に寄せている。
警戒レベル2 警戒レベル2相当情報	洪水注意報、大雨注意報等	黄	242, 231, 0	白との区別をしやすくするため、やや濃いめで、橙側に寄せている。
警戒レベル1	早期注意情報	白	255, 255, 255	
発表無し	—	—	—	原則として表示しない。「発表無し」と「レベル1」を区別する必要がある場合は、「発表無し」に白、「レベル1」に明灰（200, 200, 200）を用いることが考えられる。

５．防災教育（小学校授業）

小学生を対象とした水防災教育の実施（栗山小学校）

○札幌開発建設部は、栗山小学校で開催した防災教室に講師として参加しました。
○授業では「川を学ぼう！」と題して、低学年と高学年の児童に「川が流れる仕組み」や「洪水発生のメカニズム」、「洪水に対して命を守る方法」等を学んでもらいました。

低学年での防災教育の様子

◆実施日：令和2年9月12日（土）
8：45～9：30（1時間目）
◆場　所：栗山小学校体育館

高学年での防災教育の様子

◆実施日：令和2年9月12日（土）
9：35～10：30（2時間目）
◆場　所：栗山小学校体育館

防災関連車両の展示（自衛隊）

消防関連車両の展示（消防署）

初期消防訓練

煙道体験訓練

○「くりっ子防災教室」の目的
・災害時の危険を認識し日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができる知識を身に付ける。
・災害時及び事後に進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるようにする。
・自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

小学生を対象とした水防災教育の実施（栗山小学校）【授業の様子】

栗山小学校（低学年）

栗山小学校（高学年）

６．要配慮者避難確保計画の説明会

要配慮者避難確保計画の説明会

〇日時：令和2年11月17日、18日
〇場所：恵庭市民会館

要配慮者利用施設の指定に関する説明会　次第

□ 日時　　令和２年１１月１７日（火）１０時００分
□ 場所　　恵庭市民会館　中ホール

1　開　　会

2　ＤＶＤ視聴（国土交通省作成）

3　要配慮者利用施設における避難確保計画作成に向けて
（北海道開発局札幌開発建設部河川整備保全課）

4　避難確保計画の作成及び訓練について
（恵庭市役所総務部基地・防災課）

5　質疑応答

説明会資料（恵庭市HP）
https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/kyukyu_bosai/bosai_saigai/bosainoseido_keikaku/10801.html

7. マイ・タイムライン検討会

マイ・タイムライン検討会の開催

○マイ・タイムラインとは、住民一人ひとりの防災行動計画のことであり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇した時に、「いつ・何をするか」を自ら考え、「自らの命は自らで守る」ための自分自身の防災行動を時系列的に整理したもの。
○検討会は、町内会役員を対象にした検討会（共助目的）と地域住民を対象にした検討会（自助目的）の2回に分けて開催。
○新型コロナウィルス感染症の拡大防止を図るため、検温の実施、消毒の徹底等、各種対策を実施。
○当日は、近年の水害、タイムラインの目的、河川情報の把握方法等を説明したうえで、町内会役員と地域住民それぞれの立場からタイムラインを作成。

【検討会概要】
・主 催：恵庭市
・共 催：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部
・日 時：令和2年10月25日（日）（10:00～11:30）
　　令和2年11月19日（木）（10:00～11:30）
・会 場：第1回　恵庭市生涯学習施設　かしわのもり
　　第2回　大町憩の家
・出席者：第1回（町内会役員）　15名
　　第2回（地域住民）　19名　計34名

【検討会内容】
○第1回：町内会役員を対象としたタイムライン検討会
・近年の水害と大雨に向けた事前準備について
1. 近年の水害
2. 被害軽減に向けた取組
3. タイムラインとは
4. 大雨が降る前に確認すること（浸水範囲と避難先の確認、避難情報や河川情報の把握）
5. タイムライン作成に向けて
・大町町内会における大雨時の対応を考える（コミュニティー・タイムライン作成）
・各グループの検討結果の確認
○第2回：地域住民を対象としたタイムライン検討会
・近年の水害と大雨に向けた事前準備について ※上記と同じ内容
・自分が置かれた状況を確認する
・大雨時における自らの対応を考える（マイ・タイムライン作成）

第1回検討会の様子　第2回検討会の様子

アンケート結果

★参加者の声
○あらかじめ、手順を考えておくことは大切だと思った
○大雨では考えることがたくさんあり、参考になった など

【第1回】
■参加してどう感じたか。

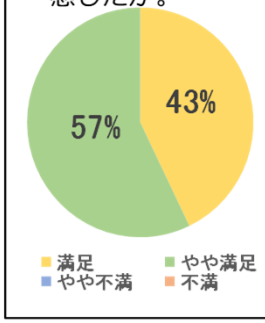

■タイムラインが必要だと思ったか。

【第2回】
■参加してどう感じたか。

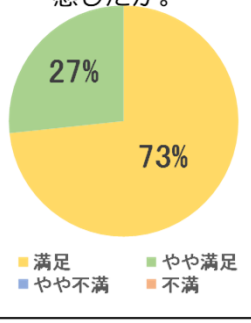

■タイムラインが必要だと思ったか。

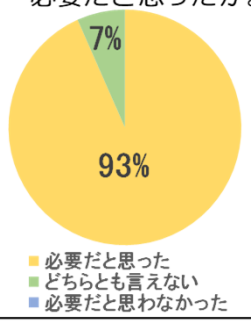

第６回　減災対策協議会（地域部会）　河川整備保全課　情報提供資料（補足）

1. 水害リスクライン
   - 昨年度から水害リスクラインという、新たな支援ツールを構築し、6時間先までの水位予測が可能となりました。
   - 今年、５月に関係者向けのＩＤ、ＰＷと操作マニュアルを周知させていただきましたが、今年度、使用した中でご意見等があれば、お知らせください。

2. 宅地建物取引業法施行規則の一部改正
   - 今年の８月より、規則が一部改正され、不動産取引時において、水害リスクの説明が義務化されました。
   - それを受け、不動産取引業者から浸水深等の問合せがあった際に、国交省のＨＰで、浸水深を調べることが出来ますので、ご活用ください。

3. 市町村による避難の準備
   - 今年の６月にお知らせしましたが、コロナウイルス感染症が広がる中での避難準備に向けた留意点の再周知です。
   - あわせて、避難所の備蓄品整備等に活用できる交付金もありますので、ご活用ください。

4. 大雨の警戒レベルの推奨配色について
   - 今年の６月より、警戒レベルによる配色が統一することとなりました。
   - 今後、水位観測所の量水標等において、色を統一いたしますので、情報提供させていただきます。

5. 防災教育について
   - 今年の９月に、栗山小学校で防災教室を開催し、札幌開発建設部では、講師として参加しました。
   - 自治体等で防災教育に関する講師のご要望があれば、適宜ご相談ください。

6. 要配慮者避難確保計画の説明会
   - 今年の１１月に、恵庭市の要配慮者避難確保計画の説明会に、札幌開発建設部からも説明者として参加しました。（当日の資料：恵庭市HPに掲載）
   - 市町村で説明会を開催する際に、制度の概要説明等のご要望があれば、適宜ご相談ください。

7. マイ・タイムライン検討会
   - 今年の１０月と１１月に、恵庭市でマイ・タイムライン検討会を開催。
   - 開催に関するご要望があれば、適宜ご相談ください。

効率UP! 作図情報の共有で災害リスク確認短縮

地理院地図

ハザードマップポータルサイト（重ねるハザードマップ）

地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)

※1

KML
GeoJSON

各サイトで作成した作図情報は、共通情報として取込み、表示、編集できます。

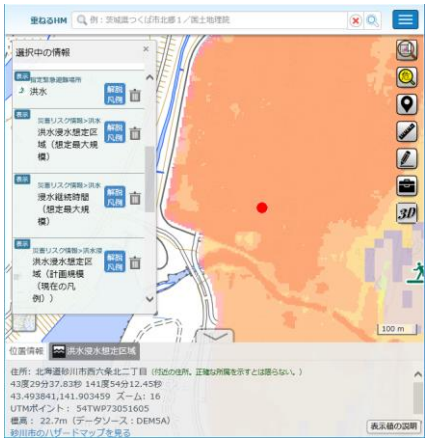

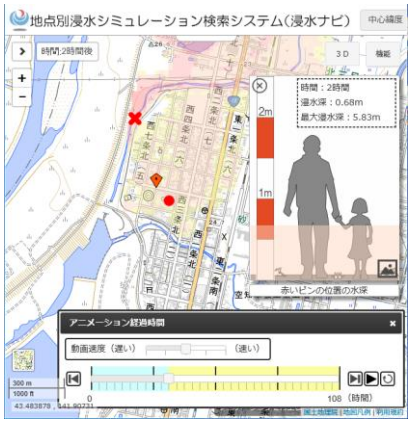

取り込んだ情報は、災害リスク等を把握するための共通資料として役立ちます。

「地理院地図」のお問い合わせ先

国土地理院 北海道地方測量部　防災情報管理官
〒060-0808
札幌市北区北８条西２丁目１-１　札幌第１合同庁舎10階
電話番号：011-709-2311（内線4504）
防災グループアドレス：gsi-bosai-ho@gxb.mlit.go.jp

※1：KMLは、ウェブ地図で多く利用されているファイル形式です。
ウェブ地図上で点、線、注釈など描画・注記したものをファイル保存する際に用いられています。
GeoJSONファイルも同様に、ウェブ地図上で作図した情報を保存できるファイル形式です。

国土交通省 国土地理院
Geospatial Information Authority of Japan

４．意見交換会

第６回　石狩川下流減災対策協議会（地域部会）　意見交換

	テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題		テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題	
滝川市	○避難確保計画作成にむけた現状 　現在の状況 要配慮者利用施設における避難確保計画作成対象施設 　→４２施設 避難確保計画作成済施設 　→１５施設 当該１５施設のうち訓練実施施設 　→１２施設 避難確保計画未作成施設 　→２７施設 ○避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組 　平成３１年２月、滝川市役所において、要配慮者利用施設の関係者を集め、避難確保計画の作成等の義務化及び避難確保計画作成の手引きについての説明会を実施済みです。 　令和２年７月、各施設あてに速やかな計画作成及び訓練の実施のお願いを文書で周知済みです。 　今後、各事業者の未作成事由を聴取し、段階的な期限を設け、作成に向けた指導助言を執り進めていきます。 ○避難確保計画や訓練実施にむけた課題 　各施設において、水防法の改正による避難確保計画の作成、訓練実施の義務は把握しているものの、避難確保計画が未作成の場合においては、水防法第１５条の３第３項及び第４項に基づく「指示」及び「公表」の具体的方法は、各市町村の判断に委ねられており、未作成施設の公表が義務でないことが起因すると推測されます。 　令和２年度、コロナ禍において、未作成施設を対象とした説明会の開催や訪問による直接的な指導助言が困難となり、文書の発出や電話による促しに留まっています。		○避難所確保・開設にむけた取組 ・避難所での感染拡大防止を図りつつ、収容者数のキャパを大きく落とさないよう、避難者の滞在スペースの区画を家族等の単位での個室化を図れるワンタッチ式パーティションの導入することとしました。 ・避難者の受入の際に検温や聞き取りを行い感染の可能性を有する避難者について隔離を行うべく、迅速な検温を可能にするサーモグラフィーの導入や隔離用の避難スペースを設定しました。 ・不特定多数の集まる避難所を避けて、車中泊者を選択知り避難者に対応するための駐車スペースの確保などの検討を行っています。 ○避難所確保・開設にむけた課題 ・前述したような感染対策のために導入した避難所用資機材の保管場所の確保、運搬・設営等に係る時間や人員の最小化をいかに図るかです。 ・併せて、以前とは異なる新たな避難所としての対応体制等を構築していかなければなりませんが、スタッフの具体的なオペレーションや対応人員の増員確保策等の詳細な検討を早急に詰めています。	
砂川市	●避難確保計画の作成支援 　要配慮者利用施設の担当者に対し ・趣旨の説明 ・ハザードマップの説明 ・ひな形の提供や活用方法の説明など ・実施する訓練のサポートや相談 を実施しています。 　今後も避難確保計画作成の依頼を継続して実施するとともに、その趣旨や理由を丁寧に説明し実態の伴う計画作成に努めます。		【取組】 ○市内の寺院である北泉岳寺と「災害時における避難所等の協力に関する協定」を締結しました。（Ｒ２．９．１） ○Ｒ２年度末頃に砂川仏教会との協定締結に向け調整中です。 ○パーテーションや、段ボールベッド、消毒液やマスクなど感染症対策関連の備品を購入しました。 【課題】 ○密を避けるため災害時にはできるだけ多くの避難所を開設することが求められており、運営する職員が不足することが見込まれます。	
深川市	深川市においては、現在のところ深川市地域防災計画に避難確保計画の作成が必要となる災害危険区域内の要配慮者利用施設を定めていません。 　このため深川市地域防災計画に要配慮者利用施設における避難確保計画の必要となる施設を明記するため課題として今後避難確保計画の作成が必要となる施設の調査を行う事が課題となっています。		深川市において、避難所の新型コロナウイルス感染症対策として、今年度サーマルカメラ、体温計、マスク、アルコール、室内テント等の購入を進めており、トイレの少ない避難所には共用場所となるトイレの感染症対策のため感染の疑いのある人と同一のトイレとならないように簡易トイレなどの購入を予定しています。 　また７月に深川市の避難所運営マニュアル（暫定版）を北海道の避難所運営マニュアルを用いて、感染症対策の内容を追加し、市内の町内会長に配布及び説明しています。 　昨年度のハザードマップの改定に伴い、避難想定人数が増えています。この人数は全ての避難所の開放により対応可能ですが、この人数を上回る場合、３密対策が厳しくなってしまう可能性があります。	
奈井江町	本町の地域防災計画・水防計画では、水防法及び土砂災害防止法が平成２９年６月１９日に改正されたことにより、本年２月の改正において浸水想定区域内の８箇所の要配慮者利用施設を定めたところです。 　これにより要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成し、町への届け出が義務付けされることになりましたので、各施設管理者へ作成の状況を確認したところ８施設中、５施設が策定していますので、防災担当において内容を確認し、情報共有をします。 　また、未策定の施設については、作成の支援を行い策定に向け、指導・助言を行います。 　各施設における避難訓練等については、協力依頼がありましたら町の関係部局が連携して支援を行います。		本町においても、指定避難所の新型コロナウイルス感染拡大防止の為の取組みとして、避難所の過密状態防止対策を実施しています。 ○在宅避難又は親戚・友人宅への避難も選択肢に加えるよう定期的な分散避難を周知します。 ○避難所として使用できるスペースを最大限活用するための飛沫を防ぐ間仕切りを整備します。 　避難所開設に向けた課題として、避難所の想定収容人数が、感染症対策を考慮した場合は半数以下となるため、指定避難所以外の地区会館等の活用を検討しています。 　また、現在は一つの避難所で、一般避難者と感染が疑われる体調不良者の区分分けを予定していますが、災害の規模によっては感染者専用の避難所開設が必要となります。	
浦臼町	現在、当町では地域防災計画において要配慮者施設を定めていないため、避難計画を作成していません。 　しかしながら、洪水のリスクがある場所に建設されている対象施設が存在しているため、地域防災計画の見直しを進め施設と連携を図り、避難確保計画の作成や訓練の実施を進めていきたいと考えています。		特になし	

<table>
<tr><th></th><th>テーマ①
要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題</th><th></th><th>テーマ②
新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題</th><th></th></tr>
<tr><td>新十津川町</td><td>【避難確保計画作成に向けた現状】
　新十津川町において、浸水想定区域に含まれる「要配慮者利用施設」については、１３施設全てにおいて避難確保計画を作成済みです。

【避難確保計画作成に向けた取組内容、工夫、課題など】
　計画の作成が義務化された後、速やかに計画を作成した施設においては、３年が経過していることから、見直し（変更）が必要か否かなどを連携して協議する必要があります。

【作成後における訓練実施時の課題、工夫、利活用の事例など】
　要配慮者利用施設における災害時の早期避難について、社会福祉施設や病院利用者の移動手段確保や早期避難に係る健康悪化の懸念など、避難訓練では解決しきれない課題に対する対応策の構築が必要です。

<table>
<tr><th colspan="2">施　設　分　類</th><th>施設数</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">社会福祉施設</td><td>総合健康福祉センター</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>認可保育所</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>生活介護事業所</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>ケアハウス</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>共同生活介護施設</td><td>6</td><td>（内１施設は３施設で１施設換算）</td></tr>
<tr><td colspan="2">医療機関</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td>13</td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td><td>【避難所の開設】
　発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した避難所以外の避難所の開設を速やかに検討するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図ります。

【親戚や友人宅等への避難周知】
　避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人宅等への避難を検討してもらうことを日頃より周知します。

【避難者の健康状態の確認】
　避難者の健康状態の確認について、避難所到着時に屋外で行えるよう各避難所に一次受付用テントを配置します。

【手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底】
　マスクの着用、手洗い、手指アルコール消毒など基本的な対策を徹底します。

【専用スペースの確保】
　発熱者、体調不良者については、ビニールフィルムなどを用い、ゾーンや動線を分けるなどの工夫を行うとともに、一般の避難者についても間仕切りを用い可能な限り個室化を図ります。

【長期化に対する対応】
　避難所生活が長期化する場合、想定される各業務に応じた業者の協力が得られるよう協定の締結を積極的に行うとともに、多目的ベッドの利用など長期的な生活に耐えうる避難所レイアウトの検討及び健康状態に合わせて生活が行なえるよう他の避難所（福祉避難所を含む）への移動など環境の再整備を行います。</td><td></td></tr>
<tr><td>妹背牛町</td><td>　当町の地域防災計画においては、要配慮者使用施設を定めていません。
　まずは、地域防災計画に搭載することが急務です。あわせて、要配慮施設との情報連携に努め、共同での避難訓練、災害時における避難所の確保や避難方法確認など、連携した事前準備をどのように行うかが今後の課題となっています。</td><td></td><td>　近年のこれまでに経験したことの無い災害が各地で発生し、当町においても備蓄品の完備をはじめとして、避難所における設備等のハード災害対策が進められているところです。しかしながら、これまでに災害経験が少なく、避難所の開設及び避難実績が極めて少なく、住民の避難対策や避難所の設置準備などのソフト部分の対策について遅れている状況にあります。加えて、これまでに経験したことの無い新型コロナウイルス感染症対策も踏まえた避難所の開設準備については、ソフト面では十分な対策が取られてるとは言えません。
　国や道から対策マニュアルやガイドラインなどの提供もあり、それらを参考にして準備を進めてはいるものの、準備が必要な備蓄品や感染症対策に必要な物品の必要量等については、特に指針もなく検討が非常に難しいです。
　今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症感染者が発生している環境において、陽性者・濃厚接触者・発熱者と、その感染状況に合わせた避難マニュアルの準備、住民の避難訓練や避難所開設訓練をはじめとするソフト面の強化及び想定される災害の規模に合わせた、設備・備品等の整備目標等の設定があげられます。</td><td></td></tr>
<tr><td>秩父別町</td><td>該当ありません。</td><td></td><td>【取組】
・令和２年１０月２４日（土）に避難所開設に関する防災訓練を実施しました。
・訓練の概要は、新型コロナウイルス感染症が流行していることを想定し、避難所の開設訓練を行いました。
　具体的には、避難所の１階と２階で一般避難者とコロナウイルスが疑われる方を分けて避難者の受付を行い、一般避難者とコロナウイルスが疑われる方の接触を避けるような避難所の運営方法について訓練を行いました。

【課題】
・今回が初めての避難所開設訓練であると同時に、新型コロナウイルス感染症拡大の防止にも注意しながら避難所を開設しなくてはならないため、かなりの作業量となりました。
　また、新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所の開設をするとなると、大量のポップが必要となりポップの作成だけでも膨大な時間と手間がかかったため、国や道でポップ等を作成し、各自治体がいつでも簡単にポップを使用できるような対策があればよいと感じました。
・大きな災害が発生し複数の避難所を開設した場合に職員の人手不足が予想されます。（特に新型コロナウイルスが疑われる方と一般避難者が同じ避難所に避難する場合は、さまざまな対応が求められるため、複数の避難所を開設する場合は人手不足が生じるのではないかと感じました。）</td><td></td></tr>
</table>

	テーマ① 要配慮者利用施設における避難確保計画作成や訓練実施にむけた取組、課題		テーマ② 新型コロナウイルス感染症が広がる中で、避難所確保・開設に向けた取組、課題	
雨竜町	町内における要配慮者施設については、浸水想定・土砂災害が発生するおそれのエリア外のため避難確保計画の作成は行っていませんが施設において避難訓練を実施しています。 避難確保計画については、施設管理者と連携を図りながら、計画策定については検討します。		新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ避難所についての確保はできていますが、避難所開設及び運営に向けた訓練を実施する必要があります。なお、Ｒ２においては新型コロナウイルス感染症を踏まえて避難所開設訓練を実施していますが訓練での問題点を解決するため継続的な開設訓練を実施する必要があります。	
沼田町	本町の要配慮者利用施設においては、浸水想定区域等に所在していないため、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務とはされていないこともあり、取組みに至っていないのが現状です。 災害が発生した場合の被害を最小限にするためにも計画の重要性を認識しているところですが、避難確保計画以外にも作成が求められている各種計画について限られた職員で対応する必要があるため、外部委託による作成や専門職員の配置なども検討しながら順次作成するよう進めていきたいです。 ※沼田町で作成済みの計画等（今後も見直し、更新が必要です） 地域防災計画、国民保護計画、国土強靭化計画、災害時業務継続計画（BCP）、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、職員初動マニュアル、ハザードマップ ※沼田町において今後作成が必要と考えられる計画等 避難確保計画、避難所運営マニュアル		本町の避難所は、各地区の会館や公共施設等１２か所を指定していますが、代替施設が限られることなどから、感染症対策のための新たな避難所の確保には至っていません。 避難所における衛生対策用品については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として購入を進めていますが、品薄状態であるため全てが納入されるのは年度末頃となる見込みです。 感染者が出た場合の対応を含め、避難所運営マニュアル等の作成が今後の課題となっています。 ※購入予定の衛生対策用品 ・ウェットティッシュ ・トイレセット ・マスク ・使い捨て手袋 ・防護服セット ・非接触式電子温度計 ・次亜塩素酸水溶液 ・次亜塩素酸空気清浄機 ・パーテーション ・ストーブ	
幌加内町	現在、本町における要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練の実施には至っていません。 次年度中に要配慮者利用施設における計画整備をし、順次、関係団体等と協議しながら訓練についても実施していくことで進めていきたいです。		今年度、新型コロナウイルス感染防止対策として段ボールベットやパーティション等の防災用備品を調達し、避難所開設に向けた職員向けの設営研修を実施しました。 今後は、各地域（自治区及び町内会）における避難訓練を実施し、コロナ禍における住民の防災意識の向上と起こり得る災害への備えを図りたいです。	
上砂川町	本町において、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成する必要がある施設は、土砂災害警戒区域に該当している上砂川町立上砂川中学校の１箇所が該当しています。避難確保計画作成に向けた現状としては、今後作成に向けた取組を実施する予定です。今後の取組内容は次のとおりです。 ①　避難確保計画を作成する必要がある施設は、市町村地域防災計画にこれらの施設の名称及び所在地を定める必要があり、上砂川町地域防災計画を改定し、対象施設を位置付けます。 ②　①と並行して、対象施設の管理者に対して避難確保計画作成のための説明会を実施して、避難確保計画の必要性について丁寧な説明を実施するとともに、施設管理者等が主体的に作成するように働きかけます。 ③　施設管理者等は、作成した避難確保計画について避難訓練を実施する必要があるため、町として訓練の実施にあたり積極的に支援します。		本町は、現在１５か所を指定避難所として指定しており、全ての避難所を可動させた場合には約５，０００人の受け入れが可能と見積もっていましたが、飛沫感染防止、ソーシャルディスタンスを考慮すると最大で約１，４００人の受け入れが妥当と考えます。その場合は、町の人口約２８００人を考慮すると大規模災害が起きた場合、町内施設のみでは仮に全員が避難した際は避難所不足が懸念されます。しかしながら、備蓄品関係についてはマスク及び消毒液等の衛生用品、ダンボールベッド及びパーテーションの必要数を備蓄しており、水、食事等の備蓄品も災害当初の３日分を想定して備蓄をしています。 従って、万が一想定外の災害が起きて予想以上に避難所生活が長期化し避難する人員が増えた場合は、近隣自治体と密接に連携するとともに、関係機関の支援を要請し対応することが必要と考えます。 また、感染者を増やさないように、避難所の受け入れの段階から感染の疑いのある住民を健常者と思われる住民を選別して受け入れるようにするとともに、感染の疑いのあるものを受け入れる避難所をあらかじめ指定しておくことが必要不可欠であると考えます。	